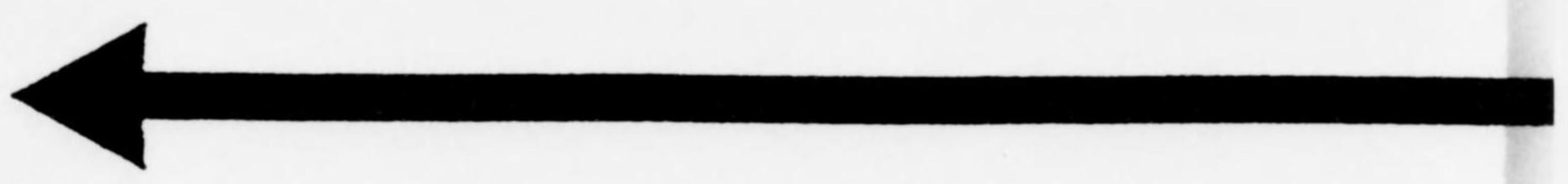


始



織物工業の

企業合同と有限會社

日本紡織通信社發行

特275
69



織物工業ノ企業合同ト有有限會社

日本紡織通信社





序にかへて

愛知縣商工課長
井 上 尙 一

織物工業に於ける企業合同の必要が叫ばれてから既に相當の月日を経過した。しかも現在の織物工業界の實情をみるに、その統合は必ずしも豫想通り進んでゐないのみならず、卒直に云つてむしろ停滞の状態さへ見えるのである。之は何故であらうか。それには種々の理由が考へられるのであらう。がそれはしばらく措くとして、今後斯業は果して如何に進むべきか、重ねて之を考へてみる。

最近中小商工業問題が現下の重要問題としてしきりに論議されてゐる。しかし一概に中小商工業といつてもその内容はもとより千種萬様である。問題をあまりに一般的且包括的に論ずることは正確を失する。われわれは國家の要請に基く産業再編成の立場から物資動員計畫に即して、問題を出來るだけ具體的に業種業態別に考へなければならぬ。織物工業については然らば如何にすべきであらうか。織物工業に於てはやはり企業合同が必要である。それはすでに先般政府の方針として示された通り

である。では何故に合同が必要か。事を行はんとするには先ずその目的をはつきりと掴んで置かなくてはならぬ。

愛知縣における織物工業の状態をみるに、毛織業者の数は一五五八名、その織機臺數は一七二〇〇臺、綿ス・フ絹人絹等（毛を除く）の織物業者は一六四七人、その織機臺數は一〇〇五七臺である。即ち一人當りの平均織機臺數は前者については十一臺強、後者については六十臺といふ小規模經營である。

原料の激減に對處して、斯業の基礎を強固にし更に將來の發展に備へるには、この際企業の合同を行つて經營の眞の合理化を図ることが必要である。更に我國現下の情勢は、この限りある資材と勞力と動力とを以て國家の総合的生産力を最高度に發揚すべきことを要請してゐる。即ちこれらの貴重な國家經濟力を最も有効に能率的に活用することが緊要なのである。織物工業についても從來の如く多數の小工場がバラ／＼に分散して經營され、優秀工場も同じやうな操業率で動いてゐるといふのでは國家的にみて、勞力、資材等の非常な無駄があるわけである。國家經濟力の能率強化の爲にも企業の統合が必要である。次に計畫生産又は指定生産の圓滑なる遂行といふ點を考へてみる。原料の減少に伴ひ、その限られたる原料を以て國家的に必要な織物の生産を確保しようといふのが計畫生産の趣旨である。即ち一定の種類、一定の質の織物を一定數量確保して、之を一定の用途に的確に配給しようといふのであるが之を圓滑に進めるについては、やはり亦機業者の統合を力めて圖ることが必要である。更に斯業の輸出産業としての將來を考へてみる。わが國の織物工業が過去の成績に甘んじて不斷の向上と刷新とを怠るならば、やがて海外市場に於て他の競争國の爲にわが進出を阻止されるの

みならず從來の地盤をも失ふに至ることがないといふ人が斷言出來やう。輸出産業としての一層の發展を期するには、勇敢に斯業機構の整備を行つてその合理化を図ることが必要である。

織物製造業者の合同の必要性、合同の目的は大體以上の如くである。合同の實行に當つては、合同の規模、結合の範圍、統合の型態等の問題があるが、常に合同の目的に顧み、個々の實情に照しその措置に最善を期せられることが望ましい。

合同の實際問題として、特に型態の選擇についていろいろ議論があるやうである。併し政府の方針としては、一般の通牒にも明かな通り、合同の型態は商法上の會社、有限會社又は工業小組合等の中適宜選擇して差支ないことゝなつてゐるのである。具體の場合に於て若し合名會社を可とするならば合名會社でよく、有限會社組織が採らるゝならば有限會社よく、工業小組合に依りたしとするならば工業小組合でよいわけである。從來縣當局は合同の型態として小組合制度の方針だといふやうに誤解する向もあつたやうであるが、さういふ心算はない。たゞ會社組織と小組合組織といづれが斯業の合同の形態として適切かといふことになれば、それはいづれが前記合同の目的によく副ひ得るかに依つて自ら決まるのであるが、一般的に云へば、經營の眞の合理化を期する上に於て會社組織の方が一層效果的且徹底的たることを認むるのである。繰返して云へば、要は具體的實情に應じ、合同の目的に鑑み、適當なる方法を選択せられればよいのである。

近時、中小商工業問題に關する一般的論議に於て、或は中小工業は維持すといひ或は尊重すといふ言葉の述べらるゝを見て、直にすべての中小工業は現状の儘に維持さるべきものと誤解し、合同を進めるべきに進めず之を躊躇する向がないではないやうである。しかし前にも述べた如く中小工業の問

題はあくまで具體的に業種別に考ふべきものであり、而して織物製造業についてはすでに政府の方針は明確に指示せられてゐるのである。この際機業關係者は自己の工業の現状並に將來について冷靜にして正しい眼を持つべきであり、抽象的論議の片言に徒らなる一喜一憂を重ぬべきではない。

楊子江は表面の流は所に依り停滞又は逆流さへしてゐるが、その大きな底流は滔々と常に西から東へ流れてゐる。部分的な波動に目を奪はれて刻々に動きつゝある大きな流れの方向を見誤つてはならぬ。一時代に於て國の産業經濟の進むべき基本的方向は一あつて二なき筈である。

今回、日本紡織通信社に於かれて、織物製造業者の企業合同に關する各種の資料を取纏め業界一般の指針とすべく之を刊行せらるゝに至つたことは洵に機宜を得たるものとして眞に慶びに堪へない。幸ひ業界各位に於かれては、現下我國の重大なる時局に思を致され、自主的に進んで職域奉公の實を擧げられんことを切に希望する次第である。

以上

昭和十六年二月十七日

目 次

一、愛知縣毛織振興委員會ニ於ケル毛織工業對策ニ關スル答申書	一
企業合同ノ方法	一
企業合同實施要綱	四
第一案	四
第二案	五
第三案	七
二、愛知縣毛織振興委員會ニ於ケル毛織工業對策ニ關スル答申書中	
企業合同實施要綱各案ニ對スル有限會社定款例	九
第一案	九
第二案	一五
第三案	二二
企業合同ニ關シ有限會社ト其ノ社員間ノ契約書例	二七
第一案	二七
第二案	三〇
第三案	三三
三、有限會社ノ全貌	三三

四、有限會社ト株式會社トノ差異……………三五

五、織物製造業者ノ合同ニ關スル商工次官通牒……………三八

六、織物製造業者ノ合同ニ關スル愛知縣經濟部長通牒……………四〇

イ 第一 回……………四三

七、企業合同實施要綱……………四六

手續處理一覽表……………四六

會社設立ニ處理スベキ事項……………四六

1 企業合同計劃屆……………四五

2 定款ノ作成及認證……………四五

3 臨時資金調整法ノ許可又認可……………五九

4 織機ノ讓受又ハ借受……………五九

5 出資金ノ拂込並ニ設立登記……………九六

會社設立ト同時ニ處理スベキ事……………九六

1 織機ノ登録變更……………九六

2 工業組合加入申込……………一〇三

3 糸ノ讓受……………一〇三

4 糸ノ讓渡……………一〇八

5 糸ノ消費割當變更……………一一〇

6 糸出入簿ノ作成並ニ閉鎖……………一二四

7 糸ノ讓渡受報告……………一二四

8 連名割當……………一二六

9 販賣價格査定申告書
製品査定價格決定通知書 } ノ名義變更申請……………一二六

賣買契約者

10 製造者標示番號ノ變更……………一二九

11 取引先登録ノ申請……………一三〇

12 格外毛織物並指定生産毛織物買取申請書共販申告書ノ名義變更……………一三一

八、設備ノ評價……………一三三

1 評價委員會規程……………一三三

2 設備評價委員會名簿……………一三四

3 設備評價委員會經過……………一三七

4 評價基準……………一三九

5 評價基準解説……………一四四

九、電力調整ト毛織工業ノ企業合同ニ關シ主務
官廳ヲ中心トスル懇談會ニ於ケル懇談要旨……………一四六

十、企業合同ト税ニ關スル懇談會要旨……………一五七

十一、企業合同ト金融ニ關スル懇談會要旨……………一六四

愛知縣毛織振興委員會ニ於ケル 毛織工業對策ニ關スル答申書

毛織工業對策ニ關スル答申書

物資動員計劃ノ實施ニ因リ中小企業者ヲ主體トスル本縣毛織工業ガ蒙レル影響ハ漸次深刻化スルニ至レリ殊ニ近時物資統制ノ強化ニ伴ヒ所謂重點主義ガ採用セララルコトナリタル結果資力、設備共ニ弱小ナル工業者ニシテ依然在來ノ狀態ヲ固守スルニ於テハ事態ハ益々困難トナルベク思料セララル依テ此ノ際此等業者ヲシテ其ノ影響ノ緩和ヲ計リ事業ノ維持又ハ轉換ヲ容易ナラシムルト共ニ進ンデ物動計劃ニ基ク計劃生産ヲ遂行、輸出ノ振興並ニ資材、勞力、動力等國家經濟力ノ能率強化ニ資スル積極的體制ヲ整備セシムル爲可及的速ニ企業合同ノ方法ニ依リ其ノ企業ノ編成替ヲ爲サシメ以テ全般的ニ斯業經營ヲ計ルヲ妥當トス之ニ關スル具體的方策左ノ如シ

企業合同ノ方法

本縣毛織工業ガ中小工業者ヲ主體トスル實情ニ徴シ一部特殊ノ場合ヲ除クノ外ハ資材ノ配給及操業狀

態等ヨリ考へ全面的ニ其ノ企業單位ノ引上並ニ質的向上ヲ計ラコト肝要ナルヲ以テ成ルベク地區別ニ一應機業關係ノミヲ次ノ四方法ニ依リ有限會社等ヲ組織シ夫々組織者ノ實情ニ基キ其ノ設備、技能、勞力及計算等ヲ集約セシメ經營ノ合理化ヲ計リ順次紡績並ニ整理部門等トノ縱ノ聯繫ヲ促進セシムルヲ妥當トス尙組織ノ單位ニ付テハ其ノ組織セントスル地方ノ情況ニ依リ區々タルヲ免レザルモ其ノ會社ノ運營ガ最モ經濟的且容易ニ爲シ得ル様「百臺乃至三百臺（四中換算）」ノ程度ヲ標準トセシムルヲ適當トス

(一) 組織者ノ所有スル設備ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノノ完全ナル現物出資ニ依ルモノ

(二) 組織者ノ所有スル設備ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノノ内一部現物出資、一部賃借ニ依ル會社ノ一元的經營ニ依ルモノ

(三) 組織者ノ所有スル設備ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノヲ會社ガ一括賃借シ會社ノ一元的經營ニ依ルモノ

前三形態ニ依ル場合會社ノ組織者ハ會社ノ社員タルト同時ニ會社ノ役員、職員又ハ従業員トシテ會社ノ經營、事務又ハ作業ノ各方面ニ於テ從來ノ技術、能力ヲ活用セシムルト共ニ其ノ從來使用シ來タリシ職工等モ亦當然優先的ニ會社ニ引繼雇傭セラルベキモノトス

(四) 組織者ノ所有スル設備ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノヲ會社ガ一括賃借シ製造關係ハ委託ニ依ルモノ

此ノ場合ニ於ケル會社ト社員タル組織者トノ關係ハ從來組織者ノ所有スル設備並ニ其ノ外部ニ對スル營業關係ハ一切會社ニ集約サレ單ニ製造關係ノミヲ社員タル組織者ト會社トノ特種契約ニ基ク下請關係ヲラシムルモノトスルコト

右合同ノ場合當然起リ得ベキ設備ノ評價並ニ賃借料ノ決定ニ關シテハ前者ハ官民合體ノ適切公平ナル評價機關ノ評價ニ依リ後者ハ合同當時ニ於テ組織者ガ確保セル原材料及設備能力ノ狀態等ニ依ルヲ妥當トス

企業合同實施要綱

四

第一案

- 一 會社及社員ノ地位
會社設立ト同時ニ組織者(社員)ハ工業組合員タル資格ヲ喪失スルヲ以テ直ニ工業組合ヨリ脫退シ會社ハ當該組合ノ組合員トシテ加入スルコト
- 二 組織
(イ) 有限會社トスルコト
(ロ) 役員、職員及従業員
成ルベク組織者及其ノ従業員ヲ以テ之ニ充ツルコト
(ハ) 管理者ノ設置
組織者ノ全部又ハ一部ヲ管理者トシテ當該工場ノ管理ニ當ラシムルコト
- 三 經營
現物出資並ニ金錢出資ニ依ル會社ノ一元的直接經營
- 四 出資
一口ノ金額ハ金壹百圓トスルコト

(イ) 金錢出資

金錢出資ノ基準ハ四中織機ニ付テハ壹臺ニ付五百圓、二中織機ニ付テハ壹臺ニ付二百五十圓ノ割合トスルコト但シ現物出資ノ評價額ト金錢出資トノ合計額ガ一口ノ金額ニ滿タザルトキハ金錢ヲ以テ一口ノ金額ニ滿タシムルコト

(ロ) 現物出資

組織者ノ有スル設備等一切ヲ現物出資スルコト

現物出資ノ評價ニ付テハ官民合同ノ評價委員會ヲ設ケ其ノ適正ヲ期スルコト

五 其ノ他

(イ) 會社設立ノ場合ニ於ケル組織者ノ所有スル原糸、半製品、製品等ハ會社ニ於テ評價ノ上買上ヲ爲スコト

(ロ) 組織者ガ企業合同ニ因リ蒙ルベキ影響ニ付テハ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度ニ於テ具體的實情ニ應ジ可及的考慮スルコトヲ得ルコト

第二案

- 一 會社及社員ノ地位
會社設立ト同時ニ組織者(社員)ハ工業組合員タル資格ヲ喪失スルヲ以テ直ニ工業組合ヨリ脫退シ會社ハ當該組合ノ組合員トシテ加入スルコト
- 二 組織

五

- (イ) 有限會社トスルコト
- (ロ) 役員、職員及従業員
成ルベク組織者及其ノ従業員ヲ以テ之ニ充ツルコト
- (ハ) 管理者ノ設置
組織者ノ全部又ハ一部ヲ管理者トシ當該工場ノ管理ニ當ラシムルコト
- 三 經 營
設備ノ一部現物出資、一部賃借並ニ金錢出資ニ依ル一元の直接經營
- 四 出 資
一口ノ金額ハ金壹百圓トスルコト
- (イ) 金錢出資
金錢出資ノ基準ハ四中織機ニ付テハ壹臺ニ付五百圓、二中織機ニ付テハ壹臺ニ付二百五十圓ノ割合トスルコト但シ現物出資ノ評價額ト金錢出資ノ合計額ガ一口ノ金額ニ滿タザルトキハ金錢ヲ以テ一口ノ金額ニ滿タシムルコト
- (ロ) 現物出資
組織者ノ有スル設備中一部ヲ會社ニ現物出資スルコト
現物出資ノ評價ニ付テハ官民合同ノ評價委員會ヲ設ケ其ノ適正ヲ期スルコト
- 五 其ノ他
(イ) 機械器具、土地、建物等ノ賃借料ノ決定ニ付テモ前掲評價委員會ニ依リ其ノ適正ヲ期スルコト

第三案

- 一 會社及社員ノ地位
會社設立ト同時ニ組織者(社員)ハ工業組合員タル資格ヲ喪失スルヲ以テ直ニ工業組合ヨリ脫退シ會社ハ當該組合ノ組合員トシテ加入スルコト
- 二 組 織
(イ) 有限會社トスルコト
(ロ) 役員、職員及従業員
成ルベク組織者及其ノ従業員ヲ以テ之ニ充ツルコト
(ハ) 管理者ノ設置
組織者ノ全部又ハ一部ヲ管理者トシ當該工場ノ管理ニ當ラシムルコト
- 三 經 營
金錢出資並ニ設備ノ一括賃借ニ依ル會社ノ一元の直接經營

四 出 資

一口ノ金額ハ金壹百圓トスルコト

(イ) 金銭出資

金銭出資ノ基準ハ四中織機ニ付テハ壹臺ニ付五百圓、二中織機ニ付テハ壹臺ニ付二百五十圓ノ割合トスルコト但シ出資金額ガ一口ニ滿タザル端數ヲ生ジタルトキハ金銭ヲ以テ一口ノ金額ニ滿タシムルコト

(ロ) 現物出資 ナシ

五 其ノ他

(イ) 賃借料

土地、建物、織機及其ノ他ノ機械器具等ノ賃借料ノ決定ニ付テハ官民合同ノ評價委員會ニ依リ其ノ適正ヲ期スルコト此ノ場合ニ於テハ設備ノ評價ト糸配給量トヲ算定ノ基準トスルコト

(ロ) 會社設立ノ場合ニ於ケル組織者ノ所有スル原糸、半製品、製品等ハ會社ニ於テ評價ノ上買上ヲ爲スコト

(ハ) 組織者ガ企業合同ニ因リ蒙ルベキ影響ニ付テハ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度ニ於テ具體的實情ニ應ジ可及的考慮スルコトヲ得ルコト

愛知縣毛織振興委員會ニ於ケル毛織工業對策ニ關スル答申書中企業合同實施要綱各案ニ對スル有限會社定款例

第一 案

有限會社

定 款

第一章 總 則

第一條 本會社ハ物資統制ノ影響ヲ受クル中小毛織工業者ガ其ノ所有竝ニ占有スル土地建物竝ニ設備(機械器具類及裝置ヲ含ム以下同ジ)ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノノ現物出資ヲ爲シテ企業ヲ合同シ集團的ニ事業經營ノ合理化ヲ圖ル爲之ヲ設立スルモノトス

第二條 本會社ノ目的トスル事業ハ左ノ如シ

一 毛及其ノ他ノ纖維ヲ原料トスル織物ノ製造販賣竝ニ製造下請

二 前號ニ附帶スル一切ノ事業

第三條 本會社ハ有限會社

ト稱ス

第四條 本會社ハ本店ヲ

市(

縣

郡

町)

ニ置ク

第五條 本會社ノ社員ハ大日本毛織物工業組合聯合會ニ登録シタル織機ヲ出社ノ目的トスルモノ

タルコトヲ要ス

第六條 本會社ハ本會社々員ガ夫々企業合同ニ依リテ蒙ルベキ損害ニ對シ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度ニ於テ適宜補償スルコトヲ得ルモノトス

第七條 本會社ハ使用人、従業員等ヲ雇傭スル場合ニ於テ社員又ハ其ノ從來ノ使用人、従業員等ニシテ本會社ガ適格ナリト認メタル者雇傭ヲ希望スルトキハ之ヲ優先雇傭スルモノトス

第八條 本會社ノ資本ノ總額ハ金 圓トス

第九章 社員及出資
第九條 本會社ノ資本ハ之ヲ 口ニ分チ出資一口ノ金額ハ金壹百圓トス

第十條 現物出資ノ場合ニ於テ其ノ評價額ガ出資一口ノ金額ニ滿タザル端數ノ金額ヲ生ジタルトキハ之ヲ金錢ヲ以テ出資セシメ出資一口ノ金額ニ充當スルモノトス

第十一條 本會社ノ社員ノ氏名及住所竝ニ出資ノ口數ハ左ノ如シ
口 氏名 縣 郡(市) 町村(區) 字 番地
第十二條 現物出資ヲナス社員ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ所在場所及價格竝ニ第十條ニ定メタル場合ノ端數ノ現物出資額及之ニ對シテ與フル出資口數左ノ如シ
氏名 縣 郡(市) 町村(區) 字 番地
坪此ノ價格金 圓

合計 社員數 名
右現物出資合計額金 圓
金錢出資額金 圓
現物出資ト金錢出資トノ合計額金 圓之ニ對シテ與フル出資口數 口

第十三條 本會社事業ヲ擴張シ更ニ社員ノ所有竝ニ占有スル土地及建物竝ニ設備ニシテ本會社ノ事業ニ必要ナルモノノ現物出資ヲ爲サシメテ集團的ニ事業經營ノ合理化ヲ圖ル場合ニ於テ本會社ノ要求アリタルトキハ社員ハ正當ナル事由ナキ限り之ガ現物出資ヲ爲スコトヲ要ス

第十四條 社員ハ本會社ノ事業ト同種ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第十五條 社員ハ有限會社法第四十八條ニ定ムル社員總會ノ決議ニ依ルニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡又ハ質入スルコトヲ得ズ但シ社員相互間ノ持分ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ取締役會ノ承認ヲ得ルヲ以テ足ルモノトス

前項ヲ場合ニ於テ當事者ハ連署ヲ以テ其ノ旨本會社ニ申請スベシ

第十六號 社員其ノ持分ヲ讓渡シタルトキハ當事者ハ連署ヲ以テ社員名簿ノ書換ヲ請求スベシ

社員名簿書換請求書ニハ持分取得者ノ氏名及住所竝ニ移轉スル出資口數及移轉ノ原因ヲ記載スルコトヲ要ス

相續又ハ遺贈ニヨル持分ノ移轉ノ場合ハ相續人又ハ受遺者ハ其ノ氏名及住所竝ニ移轉スル出資口數及移轉ノ原因竝ニ前持分權者ノ氏名ヲ記載シタル社員名簿書換請求書ニ戶籍謄本其ノ他移轉ノ原因

ヲ證スル書面ヲ添付シテ本會社ニ提出スベシ

第十七條 社員其ノ持分ヲ質入シタルトキハ當事者ノ連署ヲ以テ社員名簿ニ質權設定ノ登錄ヲ請求スベシ前項ノ請求書ニハ質權者氏名及住所並ニ質權ノ目的ト爲シタル出資口數及債權額並ニ利息及辨濟期ヲ記載スベシ

第十八條 持分ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ第十五條、第十六條、第十七條ノ手續ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ本會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條 社員ハ豫メ印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ改印シタルトキハ亦同ジ

第三章 役員

第二十條 本會社ニ取締役 名、監査役 名ヲ置ク

第二十一條 取締役及監査役ハ本會社ノ社員ノ内ヨリ社員總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ社員以外ノ者ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

第二十二條 取締役ノ任期ハ就任後第一回、監査役ノ任期ハ就任後第一回ノ定時總會ノ終結ノ時ヲ以テ終了ス但シ再選ヲ妨ゲズ

第二十三條 取締役及監査役ノ報酬ハ社員總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十四條 本會社ヲ代表スベキ取締役社長ハ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス

第二十五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ定時總會マデ猶豫スルコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シテ補缺選舉ヲ爲スベシ

補缺ニ依リ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 取締役ハ社員總會ノ認許アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

第四章 社員總會

第二十七條 本會社ノ定時總會ハ毎年 月及 月ニ之ヲ招集シ臨時總會ハ必要アル場合ニ隨時之ヲ招集スルモノトス

第二十八條 社員總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ五日前ニ各社員ニ對シ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十九條 社員ノ議決權ハ出資一口ニ付一箇トス

第三十條 總會ニ於テ社員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本會社ニ差出スコトヲ要ス

第三十一條 總會ノ決議ヲ爲ス場合ニ於テ可不同意ナルトキハ議長之ヲ決ス但シ議長議決權ヲ有セザルトキハ議長ノ指名シタル取締役之ヲ決ス

第三十二條 總會ノ決議ヲ爲ス場合ニ於テ總社員ノ同意アルトキハ書面ニ依ル決議ヲナスコトヲ得

第三十三條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ズ取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ズ

第三十四條 總會ノ議事ニ付テハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シタル議事録ヲ作成シ議長並ニ出席シタル取締役、監査役及社員二名之ニ署名スルコトヲ要ス

第五章 計算

第三十五條 本會社ノ營業年度ハ 月乃至 月及 月乃至 月ノ二期トス

第三十六條 取締役ハ毎決算期ニ財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書ニ準備金及利益配當ニ關スル議案ヲ作成シ監査役ノ檢査ヲ求メ之ヲ社員總會ニ提出シ其ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

- 第三十七條 本會社ハ各營業年度ニ於ケル總收入金ヨリ總經費及總損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ金額ヲ除キ出資口數ニ應ジテ之ヲ配當ス但シ利益金ノ一部ヲ次期ニ繰越スコトヲ得
- 一 法定積立金
- 一 別途積立金
- 一 役員賞與金

第六章 雜則

第三十八條 本會ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

- 一 社員總會決議
- 二 合併
- 三 破産

第三十九條 本會社解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外取締役其ノ清算人ト爲ル但シ社員總會ニ於テ他人ヲ清算人ニ選任スルコトヲ妨グズ

第四十條 清算人ハ互選ヲ以テ本會社ヲ代表スベキ者一人ヲ選任スベシ

第四十一條 清算人ノ報酬ハ社員總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 本定款ニ規定ナキ事項ハ總テ有限會社法其ノ他ノ法令ニ據ル

附則

第四十三條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ金 圓以內トス
有限會社 設立ノ爲有限會社法ノ規定ニ依リ本定款ヲ作成シ社員左ニ署名ス
昭和 年 月 日

氏名

(以下全社員列記)

第二案

有限會社 定款

第一章 總則

第一條 本會社ハ物資統制ノ影響ヲ受クル中小毛織工業者ガ其ノ所有竝ニ占有スル設備(機械器具類及裝置ヲ含ム以下同ジ)ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノノ現物出資竝ニ貸貸ヲ爲シテ企業ヲ合同シ集團的ニ事業經營ノ合理化ヲ圖ル爲之ヲ設立スルモノトス

第二條 本會社ノ目的トスル事業ハ左ノ如シ

- 一 毛及其ノ他ノ纖維ヲ原料トスル織物ノ製造販賣竝ニ製造下請
- 二 前號ニ附帶ル一切ノ事業

第三條 本會社ハ有限會社

第四條 本會社ハ本店ヲ 市(縣 郡 町)ニ置ク

第五條 本會社ノ社員ハ大日本毛織物工業組合聯合會ニ登録シタル織機ヲ出資ノ目的トスルモノタルコトヲ要ス

第六條 本會社ハ本會社々員ガ夫々企業合同ニ依リテ蒙ルベキ損害ニ對シ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度内ニ適宜補償スルコトヲ得ルモノトス

第七條 本會社ハ使用人、從業員等ヲ雇傭スル場合ニ於テ社員又ハ其ノ從來ノ使用人、從業員等ニシテ本會社ガ適格ナリト認メタル者雇傭ヲ希望スルトキハ之ヲ優先雇傭スルモノトス

第八條 本會社ノ資本ノ總額ハ金 圓トス
第二章 社員及出資

第九條 本會社ノ資本ハ之ヲ 口ニ分チ出資一口ノ金額ハ金壹百圓トス

第十條 現物出資ノ場合ニ於テ其ノ評價額ガ出資一口ノ金額ニ滿タザル端數ノ金額ヲ生ジタルトキハ之ヲ金錢ヲ以テ出資セシメ出資一口ノ金額ニ充當スルモノトス

第十一條 本會社ノ社員ノ氏名及住所並ニ出資ノ口數左ノ如シ
口 氏 名 縣 都(市) 町村(區) 字 番地
(以下列記スルコト)

合計 社員數 名
第十二條 現物出資ヲ爲ス社員ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ所在場所及價格並ニ第十條ニ定メタル場合ノ端數ノ現金出資額及之ニ對シテ與フル出資口數左ノ如シ
氏 名

縣 郡(市) 町村(區) 字 番地 所在織機 臺此ノ價格金 圓(内譯別記ノ通)

右現物出資額 金 圓
金錢出資額 圓

現物出資ト金錢出資トノ合計額金 圓之ニ對シテ與フル出資口數 口

第十三條 本會社ガ事業ヲ擴張シ更ニ社員ノ所有並ニ占有スル土地及建物並ニ設備ニシテ本會社ノ事業ニ必要ナルモノノ現物出資ヲ爲サシメテ集團的ニ事業經營ノ合理化ヲ圖ル場合ニ於テ本會社ノ要求アリタルトキハ社員ハ特別ナル事由ナキ限り之ガ現物出資並ニ貸貸ヲ爲スコトヲ要ス

第十四條 社員ハ本會社ノ事業ト同種ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第十五條 社員ハ總社員ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ本會社ニ貸貸ヲナシタル設備ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡又ハ質入ヲナスコトヲ得ズ但シ社員相互間ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ有限會社法第四十八條ニ定ムル社員總會ノ決議ニヨルコトヲ要ス

持分ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ前項ノ貸貸ヲ爲シタル當該物件ノ讓渡又ハ質入ト同時ニ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ本會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

前二項ノ場合ニ於テ當事者ハ連署ヲ以テ其ノ旨本會社ニ申請スベシ
第十六條 社員其ノ持分ヲ讓渡シタルトキハ當事者ハ連署ヲ以テ社員名簿ノ書換ヲ請求スベシ
社員名簿書換請求書ニハ持分取得者ノ氏名及住所並ニ移轉スル出資口數及移轉ノ原因ヲ記載スルコトヲ要ス

相續又ハ遺贈ニヨル持分ノ移轉ノ場同ハ相續人又ハ受遺者ハ其ノ氏名及住所竝ニ移轉スル出資口數及移轉ノ原因竝ニ前持分權者ノ氏名ヲ記載シタル社員名簿書換請求書ニ戶籍謄本其ノ他移轉ノ原因ヲ證スル書面ヲ添付シテ本會社ニ提出スベシ

第十七條 社員其ノ持分ヲ質入シタルトキハ當事者ノ連署ヲ以テ社員名簿ニ質權設定ノ登録ヲ請求スベシ前項ノ請求書ニハ質權者氏名及住所竝ニ質權ノ目的ト爲シタル出資口數及債權額竝ニ利息及辨濟期ヲ記載スベシ

第十八條 持分ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ第十五條、第十六條、第十七條ノ手續ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ本會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條 社員ハ豫メ印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ改印シタルトキ亦同ジ

第三章 役員

第二十條 本會社ニ取締役 名、監査役 名ヲ置ク

第二十一條 取締役及監査役ハ本會社ノ社員ノ内ヨリ社員總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ社員外ノ者ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

第二十二條 取締役ノ任期ハ就任後第一回、監査役ノ任期ハ就任後第一回ノ定時總會ノ終結ノ時ヲ以テ終了ス但シ再選ヲ妨ゲズ

第二十三條 取締役及監査役ノ報酬ハ社員總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十四條 本會社ヲ代表スベキ取締役社長ハ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス

第二十五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ザタルトキハ定時總會迄猶豫スルコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シテ補缺選舉ヲ爲スベシ

補缺ニ依リテ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 取締役ハ社員總會ノ認許アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

第四章 社員總會

第二十七條 本會社ノ定時總會ハ毎年 月及 月ニ之ヲ招集シ臨時總會ハ必要アル場合ニ隨時之ヲ招集スルモノトス

第二十八條 社員總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ五日前ニ各社員ニ對シ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十九條 社員ノ議決權ハ出資一口ニ付一箇トス

第三十條 總會ニ於テ社員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本會社ニ差出スコトヲ要ス

第三十一條 總會ノ決議ヲ爲ス場合ニ於テ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス但シ議長議決權ヲ有セザルトキハ議長ノ指名シタル取締役之ヲ決ス

第三十二條 總會ノ決議ヲ爲ス場合ニ於テ總社員ノ同意アルトキハ書面ニ依ル決議ヲナスコトヲ得

第三十三條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ズ取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ズ

第三十四條 總會ノ議事ニ付テハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シタル議事録ヲ作成シ議長竝ニ出席シタル取締役、監査役及社員二名之ニ署名スルコトヲ要ス

第五章 計 算

第三十五條 本會社ノ營業年度ハ 月乃至 月及 月乃至 月ノ二期トス

第三十六條 取締役ハ毎決算期ニ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書並ニ準備金及利益配當ニ關スル議案ヲ作成シ監査役ノ検査ヲ求メ之ヲ社員總會ニ提出シ其ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第三十七條 本會社ハ各營業年度ニ於ケル總收入金ヨリ諸經費及總損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ金額ヲ除キ出資口數ニ應ジテ之ヲ配當ス但シ利益金ノ一部ヲ次期ニ繰越スコトヲ得

- 一 法定積立金
- 一 別途積立金
- 一 役員賞與金

第六章 雜 則

第三十八條 本會社ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

- 一 社員總會ノ決議
- 二 合 併
- 三 破 産

第三十九條 本會社解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外取締役其ノ清算人ト爲ル但シ社員總會ニ於テ他人ヲ清算人ニ選任スルコトヲ妨ゲズ

第四十條 清算人ハ互選ヲ以テ本會社ヲ代表スベキ者一人ヲ選任スベシ

第四十一條 清算人ノ報酬ハ社員總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 本定款ニ規定ナキ事項ハ總テ有限會社法其ノ他ノ法令ニ據ル

附 則

第四十三條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ金 圓以内トス
設立ノ爲有限會社法ノ規定ニ依リ本定款ヲ作成シ社員左ニ署名ス
有限會社

昭和 年 月 日

氏 名

(以下社員列記)

第 三 案

有限會社

定 款

第 一 章 總 則

第一條 本會社ハ物資統制ノ影響ヲ受クル中小毛織工業者ガ其ノ所有並ニ占有スル土地及建物並ニ設備(機械器具類及裝置ヲ含ム以下同ジ)ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノノ一括賃貸ヲ爲シテ企業ヲ合同シ集團的ニ事業經營ノ合理化ヲ圖ル爲之ヲ設立スルモノトス

- 第二條 本會社ノ目的トスル事業ハ左ノ如シ
 - 一 毛及其ノ他ノ纖維ヲ原料トスル織物ノ製造販賣並ニ製造下請
 - 二 前號ニ附帶スル一切ノ事業

第三條 本會ハ有限會社

ト稱ス

第四條 本會社ハ本店ヲ

市(縣)

郡

町

村)ニ置ク

第五條 本會社ノ社員ハ大日本毛織物工業組合聯合會ニ登録シタル織機ヲ貸貸ノ目的トスルモノタルコトヲ要ス

第六條 本會社ハ本會社々員ガ夫々企業合同ニ依リ蒙ルベキ損害ニ對シ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度ニ於テ適宜補償スルコトヲ得ルモノトス

第七條 本會社ハ使用人 從業員等ヲ雇傭スル場合ニ於テ社員又ハ其ノ從來ノ使用人從業員等ニシテ本會社ガ適格ナリト認メタル者雇傭ヲ希望スルトキハ之ヲ優先雇傭スルモノトス

第八條 本會社ノ資本ノ總額ハ金 圓トス

第九條 本會社ノ資本ハ之ヲ 口ニ分チ出資一口ノ金額ハ金壹百圓トス

第十條 本會社ノ社員ノ氏名及住所竝ニ出資ノ口數ハ左ノ如シ

口 氏 名 縣 郡(市) 町村(區) 字 番地
(以下列記スルコト)

合計 口 社員數 名

第十一條 本會社事業ヲ擴張シ更ニ社員ノ所有竝ニ占有スル土地及建物竝ニ設備ニシテ本會社ノ事業ニ必要ナルモノノ貸貸ヲ爲サシメテ集團的ニ事業經營ノ合理化ヲ圖ル場合ニ於テ本會社ノ要求アリタルトキハ社員ハ正當ナル事由ナキ限り之ガ貸貸ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 社員ハ本會社ノ事業ト同種ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第十三條 社員ハ總社員ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ本會社ニ貸貸ヲ爲シタル設備ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡又ハ質入ヲナスコトヲ得ズ但シ社員相互間ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ有限會社法第四十八條ニ定ムル社員總會ノ決議ニヨルコトヲ要ス

持分ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ前項ノ貸貸ヲ爲シタル當該物件ノ讓渡又ハ質入ト同時ニ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ本會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

前二項ノ場合ニ於テ當事者ハ連署ヲ以テ其ノ旨本會社ニ申請スベシ

第十四條 社員其ノ持分ヲ讓渡シタルトキハ當事者ハ連署ヲ以テ社員名簿ノ書換ヲ請求スベシ 社員名簿書換請求書ニハ持分取得者ノ氏名及住所竝ニ移轉スル出資口數及移轉ノ原因ヲ記載スルコトヲ要ス

相續又ハ遺贈ニヨル持分ノ移轉ノ場合ハ相續人又ハ受遺者ハ其ノ氏名及住所竝ニ移轉スル出資口數及移轉ノ原因竝ニ前持分權者ノ氏名ヲ記載シタル社員名簿書換請求書ニ戶籍謄本共ノ他移轉ノ原因ヲ證スル書面ヲ添付シテ本會社ニ提出スベシ

第十五條 社員其ノ持分ヲ質入シタルトキハ當事者ノ連署ヲ以テ社員名簿ニ質權設定ノ登録ヲ請求スベシ前項ノ請求書ニハ質權者氏名及住所竝ニ質權ノ目的ト爲シタル出資口數及債權額竝ニ利息及辨濟期ヲ記載スベシ

第十六條 持分ノ讓渡又ハ質入ニ付テハ第十四條、第十五條ノ手續ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ本會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十七條 社員ハ豫メ印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ改印シタルトキ亦同ジ

二四

第三章 役員

第十八條 本會社ニ取締役 名、監査役 名ヲ置ク

第十九條 取締役及監査役ハ本會社ノ社員ノ内ヨリ社員總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ社員外ノ者ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

第二十條 取締役ノ任期ハ就任後第一回、監督役ノ任期ハ就任後第一回ノ定時總會ノ終結ノ時ヲ以テ終了ス但シ再選スルコトヲ妨ゲズ

第二十一條 取締役及監査役ノ報酬ハ社員總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 本會社ヲ代表スベキ取締役社長ハ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス

第二十三條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ定時總會迄猶豫スルコト能ハザルトキニ限り臨時總會ヲ招集シテ補缺選舉ヲ爲スベシ
補缺ニ依リテ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十四條 取締役ハ社員總會ノ認許アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

第四章 社員總會

第二十五條 本會社ノ定時總會ハ毎年 月及 月ニ之ヲ招集シ臨時總會ハ必要アル場合ニ隨時之ヲ招集スルヒノトス

第二十六條 社員總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ五日前ニ各社員ニ對シテ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十七條 社員ノ議決權ハ出資一口ニ付一箇トス

第二十八條 總會ニ於テ社員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會社ニ差出スコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議決ヲ爲ス場合ニ於テ可不同意ナルトキハ議長之ヲ決ス議長議決權ヲ有セザルトキハ議長ノ指名シタル取締役之ヲ決ス

第三十條 總會ノ決議ヲ爲ス場合ニ於テ總社員ノ同意アルトキハ書面ニ依ル決議ヲナスコトヲ得

第三十一條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ズ取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ズ

第三十二條 總會ノ議事ニ付テハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シタル議事録ヲ作成シ議長並ニ出席シタル取締役 監査役及社員二名之ニ署名スルコトヲ要ス

第五章 計算

第三十三條 本會社ノ營業年度ハ 月乃至 月及 月乃至 月ノ二期トス

第三十四條 取締役ハ毎決算期ニ財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書並ニ準備金及利益配當ニ關スル議案ヲ作成シ監査役ノ検査ヲ求メ之ヲ社員總會ニ提出シ其ノ承認ヲ得ルモノトス

第三十五條 本會社ハ各營業年度ニ於ケル總收入金ヨリ諸經費及總損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ金額ヲ除キ出資口數ニ應ジテ之ヲ配當ス但シ利益金ノ一部ヲ次期ニ繰越スコトヲ得

一 法定積立金
一 別途積立金

二五

一 役員賞與金

第六章 雜則

第三十六條 本會社ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

一 社員總會ノ決議

二 合併

三 破産

第三十七條 本會社解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外取締役其ノ清算人ト爲ル但シ會社總會ニ於テ他人ヲ清算人ニ選任スルコトヲ妨ゲズ

第三十八條 清算人ハ互選ヲ以テ本會社ヲ代表スベキ者一人ヲ選任スベシ

第三十九條 清算人ノ報酬ハ社員總會ニ於テ之ヲ定ム

第四十條 本定款ニ規定ナキ事項ハ總會テ有限會社法其ノ他ノ法令ニ據ル

附則

第四十一條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ金 圓以內トス

有限會社 設立ノ爲有限會社法ノ規定ニ依リ本定款ヲ作成シ社員左ニ署名ス

昭和 年 月 日

氏名

(以下全社員列記)

企業合同ニ關シ有限會社ト其ノ社員間トノ契約書例

愛知縣毛織振興委員會答申案第二案ノ場合

(備考) 本令ハ織機ヲ現物出資シタル場合ノ契約書例ナリ

企業合同ニ關スル契約書

住所 (本店所在地)

有限會社

住所

有限會社

社員 氏

名

右有限會社

創立セラレタルトコロ同會社創立ノ主タル目的ハ物資調整ニ關スル規定其ノ

他ノ法規ニ基ク各般ノ統制ニ依ル國策ニ順應シ他面生産機構ヲ合理化スル爲ニ一元的ノ企業合同ヲ爲

スコトニ存シ從ツテ有限會社

ノ定款ニ基キ同會社對社員間ニ生ズル企業合同ニ付テノ設

備ノ貸借其ノ他ノ條件ニ付右有限會社

(以下甲ト稱スト有限會社

社員氏

名以下乙ト稱ス)間ニ於テ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲ハ國家總動員ニ關スル規定、物資及物價調整ニ關スル規定其ノ他ノ諸法規ニ從ヒ各般

ノ統制ニ依ル國策ニ順應スルコトヲ本旨トスルモノナルヲ以テ乙ハ此ノ指導精神ヲ體シテ甲ニ臨ム
モノトス

第二條 乙ハ甲ヲシテ企業ノ一元的直接經營ヲ爲サシムル爲別紙第一號表記載ノ物件ヲ甲ニ賃貸
シ其ノ使用及收益ヲ爲サシムルモノトス

第三條 前條賃貸借ノ條件ハ左ノ通之ヲ定ム

一 賃貸借ノ存續期間
本契約成立ノ日ヨリ甲ノ解散ノ日迄トス

二 賃料及其ノ支拂ノ方法
甲ハ乙ニ對シ前條ニ定ム別紙第一號表記載ノ物件ノ評價額ヲ基準トシ甲ノ取締役會ニ於テ定
メタル金額ヲ賃借料トシテ毎月末日支拂フモノトス但シ其ノ賃借料ニシテ不可抗力其ノ他ノ
理由ニ因リ甲ニ於テ不相當ト認メタル場合ハ之ヲ減額スルコトアルベシ

三 修繕費、維持費並ニ製織ニ要スル一切ノ費用
甲ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

四 租稅及其ノ他ノ公課
乙ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第四條 甲ガ經營上必要ト認メ第二條ニ定ムル別紙第一號表記載ノ物件ノ移動ヲ爲サムトスルト
キハ乙ハ之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス

第五條 本契約ニ記載ナキ事項ハ總テ民法、商法其ノ他ノ諸法規並ニ甲ノ定款ニ據ルモノトス

右契約ヲ證スル爲本證ニ通ヲ作成シ各自署名シ其ノ一通ヲ保存ス

昭和十五年 月 日

右

有限會社
代表取締役 氏

名 名

別紙第一號表

物件ノ表示

愛知縣毛織振興委員會答申案第三案ノ場合

企業合同ニ關スル契約書

住所 (本店所在地名)

有限會社

住所

有限會社 社員 氏

名

右有限會社

創立セラレタルトコロ同會社創立ノ主タル目的ハ物資調整ニ關スル規定其ノ他ノ法規ニ基ク各般ノ統制ニ依ル國策ニ順應シ他面生産機構ヲ合理化スル爲ニ一元的ノ企業合同ヲ爲スコトニ存シ從ツテ有限會社ノ定款ニ基キ同會社對社員間ニ生ズル企業合同ニ付テノ設備ノ貸借及其ノ他ノ條件ニ付右有限會社以下甲ト稱ス)ト有限會社 社員

氏名(以下乙ト稱ス)間ニ於テ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲ハ國家總動員ニ關スル規定、物資及物價調整ニ關スル規定其ノ他ノ諸法規ニ從ヒ各般ノ統制ニ依ル國策順應スルコトヲ本旨トスルモノナルヲ以テ乙ハ此ノ指導精神ヲ體シテ甲ニ臨ムモノトス

第二條 乙ハ甲ヲシテ企業ノ一元的直接經營ヲ爲サシムル爲別紙第一號表記載ノ物件ヲ甲ニ貸貸シ其ノ使用及收益ヲ爲サシムルモノトス

第三條 前條貸借ノ條件ハ左ノ通り之ヲ定ム
一 貸借ノ存續期間
本契約成立ノ日ヨリ甲ノ解散ノ日迄トス

二 賃料及其ノ支拂ノ方法
甲ハ乙ニ對シ前條ニ定ムル別紙第一號表記載ノ物件ノ評價額並ニ乙ノ受クル内需用米配給量ヲ標準織物ニ換算シ其ノ織物ノ公定價格ヲ構成スル生産者利潤トヲ基準トシ甲ノ取締役會ニ

於テ定メタル金額ヲ賃借料トシテ毎月末支拂フモノトス但シ其ノ賃借料ニシテ不可抗力其ノ他ノ理由ニ因リ甲ニ於テ不相當ト認メタル場合ハ之ヲ減額スルコトアルベシ

三 修繕費、維持費並ニ製織ニ要スル一切ノ費用
甲ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

四 租稅及其ノ他ノ公課
乙ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第四條 甲ガ經營上必要ト認メ第二條ニ定ムル別紙第一號表記載ノ物件ノ移動ヲ爲サムトスルトキハ乙ハ之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス

第五條 本契約ニ記載ナキ事項ハ總テ民法、商法其ノ他ノ諸法規並ニ甲ノ定款ニ據ルモノトス
右契約ヲ證スル爲本證二通ヲ作製シ各自署名シ其ノ一通ヲ保存ス

昭和十五年

月 日

右

有限會社

代表取締役 氏

氏

名 名

別紙第一號表
物件の表示

一

有限會社ノ全貌

一 總 說

- 一 商行爲其ノ他ノ營利行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ有限會社法ニ依リ一定額以上ノ資本金ヲ以テ設立セラレタル法人ニシテ全社員ハ持分ニ應ジ出資ノ義務ヲ負フモノトス
- 二 會社ノ設立及管理、比較的容易ニシテ所謂小型株式會社トモ稱セラレ中小商工業其ノ他事業ノ運営ニ適合ス

二 設立ノ手續

- 一 社員ハ事業目的ヲ明カニシ商號ヲ定メ定款ヲ作成シ各社員ハ會社資本ノ總額ヲ引受クルコト
(出資一口ノ金額ハ均一トシ、各社員ノ持分ヲ定ム)
- 二 取締役ハ社員ヲシテ出資全額ノ拂込又ハ現物出資ノ目的タル財産全部ノ給付ヲ爲サシム
- 三 拂込又ハ給付アリタル日ヨリ二週間内ニ登記ヲ申請スルコト
(登録稅ハ資本金額ノ千分ノ五)

三 定款記載事項

- 一 目的 商號、資本ノ總額、出資一口ノ金額、社員ノ氏名住所、各社員出資ノ口數、本店(及支店)ノ所在地ヲ定款ニ記載ノ上各社員之ニ署名(又ハ記名捺印)スルコトヲ要ス
- 二 存立時期又ハ解散ノ事由、現物出資ヲナス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産其ノ價格及之ニ對シテ與フル口數、會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財産其ノ價格、讓渡人ノ氏名、會社ノ

負擔ニ歸ス可キ設立費ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

○定款ハ公證人ノ認證ヲ要ス(認證ノ手数料ハ最高金拾五圓)

四 構成並ニ管理

- 一 商號ノ上部又ハ下部ニ有限會社ナル文字ヲ用フルコト
- 二 資本ノ總額ハ一萬圓以上トナシ又出資一口ハ百圓以上ニシテ均一ナルコト
- 三 社員ノ總數ハ二人以上五十人以下タルコト(之ヲ超ユル特別ノ事情アル場合ハ裁判所ノ認可ヲ受クルコト)
- 四 持分證書ヲ發行セズ其ノ讓渡ニ制限規定アリ
- 五 社員ノ責任ハ持分ニ應ジ其ノ出資ヲ以テ限度トスルモ會社設立(増資)ノ場合ニ於ケル資本補填ノ義務アリ
- 六 定款ヲ以テ取締役ヲ定メザリシトキハ會社設立前ノ社員總會ヲ開キ之ヲ選任スルコト(其ノ員數ハ一人以上又任期モ制限ナシ)
- 七 監査役ハ之ヲ置クコトヲ要セズ
- 八 社員總會ハ總社員ノ同意アレバ招集ノ手續ヲ經ズシテ之ヲ開キ得又書面決議モ認メラル
- 九 毎決算期ニ作成セラルベキ貸借對照表ヲ官報又ハ新聞ニ公告スルヲ要セズ

五 合併及組織變更

- 一 有限會社ト有限會社トハ合併ヲ爲スコトヲ得ルモ存續又ハ新設ノ會社ハ必ず有限會社タルコト
- 二 有限會社ハ株式會社トモ合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニハ有限會社カ株式會社ノ何レカタルコ

トヲ要ス但シ株式會社タルトキハ其ノ株式會社並ニ新設會社ニ關シテハ商法ノ規定ニ從フベキモノトス

三 有限會社ヲ株式會社ニ組織變更ヲ爲ス場合又ハ株式會社ト合併後株式會社ヲラシムル爲ニハ裁判所ノ認可ヲ要ス

○株式會社ヲ有限會社ニ組織變更ヲ爲ス場合ハ株式會社ノ解散ト有限會社設立ノ登記申請ヲ爲スコト

株式會社ヲ有限會社ニ變更スル手續

- 一 總株主ノ一致ニヨル總會決議(未償還ノ社債アル場合ハ完済後ニ)アルコト
 - 二 資本總額ノ決定(全額持込トシ現ニ存スル純財産額以下トスルコト)アルコト
 - 三 定款ノ變更ヲ爲スコト(公證人ノ認證ヲ要セズ)
 - 四 會社債權者保護ノ手配(決議後二週間内ニ財産目録及貸借對照表ヲ作成スルコト、二箇月ヲ下ラザル期間ヲ定メ異議申立ノ催告即チ通知及公告)ヲ爲スコト
 - 五 登記ノ申請(株式會社ノ解散ト有限會社設立ノ登記、登記期間ハ本店二週間、支店三週間以内)ヲ爲スコト
- 備考
イ 債權者保護ノ手續ニ違反スレバ五千圓以下ノ過料ニ處セラル
ロ 登記ノ登録稅ハ財産出資價格ノ千分ノ一
ハ 定款ヲ以テ取締役(一名以上)ヲ定ムルコト但シ監査役ハ之ヲ選任モザルモ可ナリ

有限會社ト株式會社トノ差異

事項	有限會社	株式會社
法規	有限會社法	商法第六十五條(第二編會社、第四章株式會社)以下
商號中	有限會社ナル文字ヲ用フ	株式會社ナル文字ヲ用フ
社員ノ數	社員二人以上五十人以下タルコト(原則トシテ)	株主七人(發起人)以上制限ナシ
資本ノ總額	總額一萬圓以上タルコト	資本ノ總額ニ制限ナシ(註一)
單位金額	出資一ロヲ一百圓以上ニシテ均一トス	一株五十圓△上ニシテ均一、但シ一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムトキハ三十圓マデ下スコトヲ得
發起人	設立ニ際シ發起人ト稱スル者ナシ	發起設立ノ場合ニ拂込、現物出資等ヲ檢査スル爲メ檢査役ノ選任ヲ要ス
檢査役	有限會社ノ設立ハ株式會社ノ發起設立ニ類スレドモ檢査役ノ選任ヲ要セズ	株主ヲ公募スルフト得、但シ拂込ハ銀行又ハ信託會社ヲ拂込場所ニ指定セザルベカラズ
出資者ノ募集	社員ヲ公募スルコトヲ得ズ増資ノ場合亦然リ	額面△上ノ價額ヲ△テ株式ノ引受又ハ讓渡ヲ妨ゲズ
額面超過	割増金付出資引受ニ關スル規定ナシ	株式ニハ普通株ノ外優先株等ノ種別ヲ設クルコトヲ得
持分證券	持分ニ付指圖式又ハ無記名式ノ證券ヲ發行スルコトヲ得ズ尙記名式ノ證券ノ發行ニ付テモ之ヲ爲シ得ズトスルコト通説ナリ	株式ノ讓渡ハ無制限ヲ原則トス但シ記名式株式ノ裏書禁止ヲ爲スコトヲ得
配當別	利益配當ハ出資ノ口數ニ應シテ之ヲ行フ、但シ定款ニ別段ノ定メヲ設クル事ヲ得	一株ノ金額ガ五十圓△上ナルトキハ四分ノ一△上、漸次拂込ヲ徵收スルコトヲ得
持分ノ拂込	總會ノ特別決議ナキ限り讓渡シ得ズ但シ定款ヲ以テ社員相互間ハ之ヲ緩和スルコトヲ得	株式額面金額(プレミアアム付ノトキハ引受價額)
責任ノ度	出資額ハ一時ニ全額ヲ拂込ミ未拂アルベカラズ出資金額又ハ現物出資トシテ給付ノ財産價格ヲ限度トス(次項參照)	

資本ノ 設立ノ際拂込未済又ハ現物出資ノ財産價額ニ不足アルトキハ所謂資本充實ニ付連帶義務アリ

補填ノ 招集ノ手續並ニ決議ノ方法簡略ナリハ總會招集ハ一週間前ニ通知ス、但シ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ得

總會 加ニ總會ノ同意アルトキハ招集ノ手續ヲ經ズシテ之ヲ開クコトヲ得

書面決議 書面ニ依ル決議ハ總會ノ決議ト同一ノ効力ヲ有ス

特別決議 總社員ノ半數以上ニシテ總社員決議決議ノ四分ノ三以上ヲ有スルモノノ同意

假決議 特別決議ヲ要スル場合ニ之ヲ爲スコトヲ得ズ

社員權數 定款ニテ少數社員權ヲ制限スルコトヲ得

取締役 一人ニテ足ル、其ノ任期モ制限ナシ

監査役 選任セザルモ可ナリ

公告ノ 決算ニ關スル公告ヲ要セズ

方配當 建設利息ノ配當ヲ認メズ

社債 社債ヲ發行スルコトヲ得ズ

解散 社員一人トナリタルコトハ解散ノ事由トナル

合併 有限會社相互及ビ株式會社ト合併スルコトヲ得

組織變更 有限會社ヲ株式會社ト爲スコトヲ得、但シ裁判所ノ認可ヲ要ス

發起人以外ノ義務ナシ、即チ發起設立ノ場合ニ引受ナキ株式ノ引受又ハ拂込未済等ニ對シ發起人ニ連帶責任アルノミ

商法第二百三十一條以下ノ規定ニ依ル(總會ハ二週間前ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス、定款ニ別段ノ定メナキトキハ本店ノ所在地又ハ隣接スル地ニ招集スルコトヲ要ス等々)

同上ノ如キ書面決議ハ認メラレズ

總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シテ決議ノ過半數

假決議ヲ爲スコトヲ得(商法第三百四十三條ノ規定ニヨル)

定款ヲ以テ少數株主權ヲ制限スルコトヲ得ズ

三人以上タルコト、任期ハ三年以内

一人以上ノ監査役アルコト、任期ハ二年以内

貸借對照表ハ官報又ハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ公告スルコトヲ要ス

商法第二百九十一條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ配當スルコトヲ得

商法第二百九十六條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ發行スルコトヲ得

ワン・マン・カンパニー(株主ガ一人トナル)ヲ認メ解散ノ事由トセズ(株主ナラザル取締役等ヲ別トシテ)

株式會社ハ他ノ會社ト合併スルコトヲ得 (註二)

株式會社ヲ有限會社ト爲スニハ裁判所ノ認可ヲ要セズ

整理 整理ニ關スル制限ナシ

罰則 取締役其ノ他ニ對スル罰則ハ株式會社ノ場合ニ比シ稍輕シ

(註一) 株式會社ノ設立ニハ發起人七人以上アルコトヲ要スルヲ以テ假リニ各人一株ヲ引受クルモノトシテ額面ヲ五十圓トスレバ資本ノ總額ハ三百五十圓、若シ一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムモノトスレバ株式ノ金額ヲ二十圓マデニ下スコトヲ得ルニ因リ最少資本ノ株式會社ハ百四十圓トナルベシ

(註二) 有限會社ト合併スルコトハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ有限會社タルコト、若シ有限會社ガ株式會社ト合併スル場合ハ有限會社又ハ株式會社ノ何レカタルモノトス。株式會社ハ何種ノ會社トモ合併スルコトヲ得ベシト雖モ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ株式會社タルコトヲ要ス

(註三) 株式會社ノ發起人・取締役・監査役又ハ支配人ソノ他ハ背任行爲、任務違反、預合、贈收賄等ニ對シ七年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處セラル、有限會社ノ場合ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ナリ、但シ職務怠慢ナドノ場合ニ五千圓以下ノ過料ニ處セラルコトアルハ兩會社ノ重役等ノ間ニ差異ナシ

因ニ税法、臨時資金調整法・會社利益配當及資金融通令並ニ會社職員給與臨時措置令等ノ適用セラルルハ兩會社同ジ。猶 總會ノ開催地ニ付規定ノ有無等兩會社間ノ差異ハ更ニ數點ヲ擧ゲ得ルモ省略スルコトトセリ

支拂不能若クハ債務超過ニ陥ル處アリト認ムルトキ、利害關係人ノ申立ニ依リテ裁判所ハ整理開始ヲ發令スルコトヲ得 (註三)

商工次官通牒

附 織維局長 振興部長 通牒

一五織第三九六三號

昭和十五年十一月二十一日
道府縣知事殿

商工次官 岸 信 介 閣

織物製造業者ノ合同ニ關スル件

我國現下内外ノ諸情勢ニ鑑ミルニ輸出産業ノ大宗タルト共ニ生活必需品タル衣料品ノ供給部面ヲ擔當スル織維工業ニ於テ新情勢ニ對應シ産業機構ヲ再編成スルノ要アル次第ナル處中小工業者多數存在スル織布部門ニ於テハ其ノ業態ノ實情ニ即應シテ資材、勞力等ノ有效適切ナル利用ヲ爲スノ趣旨ヲ以テ此ノ際企業ノ統合ヲ圖リ經營ノ合理化ヲ爲スノ要アリ、加之内需品ニ付テハ物資動員計畫ニ即應シ消費者ニ對シ其ノ最モ必要トスル衣料ノ供給ノ確保ヲ圖ル爲漸次各種織物ノ計畫生産ヲ爲サシムルノ要アル處、之ガ實施ニ當リテハ亦力メテ中小機業者ノ統合ヲ圖ルノ要アリ、仍而今般別紙要綱ニ依リ中小機業者ノ統合ヲ圖リ度右趣旨ニ依リ貴管下當業者ヲ指導相成度此段及通牒候也

追而右統合ハナルベク速ニ完了致様勸奨相成度又別紙要綱ニ依リ貴管下産業ノ實情ニ則シタメ合同具體案ヲ作製ノ上更ニ當方ト打合相成度併而申添候
別紙

織物製造業者ノ合同ニ關スル要綱

一、本件ノ趣旨ニ鑑ミ織物製造業者(紡績業ヲ兼業スル者ニシテ紡績業ノ合同ヲ爲サントスル者ヲ除ク)ハ此ノ際企業合同ヲ行ヒ相當規模ニ達スベキコト、而シテ合同體ノ規模ハ織維ノ種類別ニ一應左ノ標準ニ依ルコト、但シ同一機業地區内ノ織維別設備ニ付キ左ノ標準ニ達セザル場合製品ノ種類地方ノ事情其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ右ニ依ラザルヲ得ルコト

綿ス・フ織機 三百臺以上
絹及人絹織機 百臺以上
毛織機 百臺以上
タオル織機 百五十臺以上

備考 織機ノ織維別種類ハ織維需給調整協議會ニ登録シアルモノニ依リ、又織機ハ力織機、手機、足踏織機、廣幅織機、小幅織機等ノ區別ヲ爲サズ

二、織物製造業者ノ多數存在シ且其ノ規模ノ比較的大ナル府縣ニ於テハ、地方長官ハ前項ノ標準ヲ引上ゲ管下ノ産業事情ニ即シ適切ナル合同ヲ爲サシムル様指導スルコト
三、從來二以上ノ織維ニ付多角經營ヲ爲シ居レル織物製造業者ハ此ノ際強ヒテ織維別ニ分割シテ合同

スルノ要ナキモ、右ノ多角經營業者ノ合同スル結果合同體ニ二以上ノ纖維別織機ヲ包含スル場合ハ少クトモ其ノ一ニ付テハ第一項ノ標準ニ達スル様合同スルコト

四、業者ノ結合方法トシテハ、人的融和ヲ圖ル趣旨ヲ以テ業者ノ希望ヲ尊重スルコト勿論ナルガ、單ニ業者ノ希望ノミニ依ラシムルコトナク管下織布工業ノ合理的再編成ノ見地ヨリ適切ナル指導ヲ行ヒ結合ノ範圍ヲ決定スルコト、即チ部落等最寄地區内ノ者ヲ纖維別ニ結合セシムルヲ原則トスルト同時ニ、從來親機子機ノ關係アル者ガ双方希望スル場合ハ之ヲ結合スルコトヲ認メ、或ハ將來ノ計畫生産ニ對シ同一纖維中數個ノ品種ノ織布業者ヲ結合スルコトヲモ認ムル等實情ニ應ジ適宜考慮ヲ加フルコト

五、合同ノ型態ハ商法上ノ會社、有限會社又ハ工業小組合(小工業者ノ範圍ノ擴張ニ付テハ別途通牒)ノ中適宜選擇シ差支ヘナキモ特ニ已ムヲ得ザルトキハ差當リ商法上ノ匿名組合又ハ組織者中一名ヲ業務執行者トシ之ニ組合員ノ營業權一切ヲ委任シ經營ヲ爲サシムル契約ニ基ク民法上ノ組合ノ型態ヲモ認ムルコト、右ノ場合生産設備中整經機及糊付機ハ成ルベク之ヲ出資セシメ、織機ハ少クトモ合同體ニ於テ之ヲ借受ケシムルコト

六、家族勞働力ヲ利用スル手機、足踏織機又ハ力織機五六臺程度ノ所謂家内工業的業者ニ付テハ差支ナキ限リ他ノ合同體ニ結合セシムルカ又ハ織元等ト共ニ統制的合同體ヲ組織セシムルコト、而シテ其ノ合同體ノ業務運營ニ當リテハ其ノ特殊事情ニ鑑ミ安リニ現狀ヲ急激ニ變更セザルコト
絹織物製造業ニ在リテハ前項ニ該當スルモノ多キヲ以テ夫等ノ業者ニ付テハ工業小組合ヲ組織セシムル程度ニ止メ差支ナキコト

七、合同シタル場合ニ於テハ前項ノ孰レノ型態ヲ採ルモ其ノ組織者ハ工業組合員タル資格ヲ喪失シ合同體ノミガ工業組合ニ加入スルコト

八、合同ニ際シテハ效率的經營規模ニ應ジ一工場或ハ數工場ニ設備ヲ集合ヲ行フヲ理想トスルモ資材ノ關係等ヲ考慮シ差當リ設備ノ移轉ハ同型織機ノ入替程度ニ止メ工場ハ現狀ノ儘トシテ經營ノ統合ノミヲ行フモ差支ヘナキコト、此ノ場合本合同ノ趣旨ニ鑑ミ優秀工場又ハ適正設備ニ生産ヲ集中シ劣等工場又ハ不適正設備ヲ休止セシムル等合同體内部ニ於テ可及的經營ノ合理化ヲ圖ラシムルコト
九、合同體内部ノ組織員ニ對シテハ其ノ操業スルト否トニ拘ラズ差當リ合同前ノ利益ヲ尊重シ其ノ割合ニ應ジテ設備ノ賃借料又ハ工場管理料ヲ支拂フコトヲ認ムルコト

十、合同ニ依リ設備其ノ他ノ事項ヲ評價セシムル爲、要スレバ府縣ニ於テ官民合同即チ府縣係官、稅務署係官、關係業者、金融業者、學識經驗者等ヨリ成ル設備評價委員會ヲ設クルコト

十一、本件趣旨ノ合同ノ爲纖維工業設備ノ移轉ヲ必要トスル場合ニ限り本省ニ經伺セズシテ之ガ讓渡又ハ移轉ノ許可(商工省令纖維工業設備ニ關スル件)ヲ與ヘ差支ヘナキコト

十二、合同ノ際系ノ割當ノ主體ニ變更ヲ生ズル爲手續ノ便宜上合同體ニ對スル割當ハ割當開始ノトキヨリ之ヲ實施スルコトトシ其ノ際各組織者ノ所有スル糸ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ合同體ニ讓渡スベキコト

一六織局第四〇六號

昭和十六年一月二十七日

商工省纖維局長 梶原茂嘉團
商工省振興部長 堀義臣團

四二

愛知縣知事 殿

工業小組合ヲ組織セル織物製造業者ノ絲配給統制規則上ノ取締ニ關スル件

工業小組合ヲ組織シタル織物製造業者ガ織物ノ製造ヲ爲ス場合ニ於ケル當該業者ノ絲配給統制規則上ノ取扱ニ付テハ左記ノ通解シ取扱フコトト相成候條右御了知ノ上關係方面ニ對シ周知方可然措置相成度此段及通牒候也

追而去月二十七日附一五織局第五三二四號ヲ以テ及通知置候愛知縣知事ノ照會ニ對スル回答中ノ「所謂合同體タル會社其ノ他ノ其ノ他ニハ工業小組合ハ之ヲ包含シ居ラザルモノナルニ付併而御了知置相成度右申添候

記

織物ノ製造業者ガ其ノ組織スル工業小組合ヨリ絲ノ支給ヲ受ケ其ノ委託ニ依リ織物ノ製造ヲ爲ス場合ニ於テハ絲配給統制規則上當該工業小組合ノミ工業者トシ當該組合員ハ之ヲ工業者ト看做サザルコト

愛知縣經濟部長通牒

第一回

昭和十五年十二月二十六日

愛知縣經濟部長

殿

織物製造業者ノ合同ニ關スル件

我國現下内外ノ諸情勢ニ鑑ミルニ輸出産業ノ大宗タルト共ニ生活必需品タル衣料品ノ供給部面ヲ擔當スル纖維工業ニ於テ新情勢ニ對應シ産業機構ヲ再編成スルノ要アル次第ナル處中小工業者多數存在スル織布部門ニ於テハ其ノ業態ノ實情ニ即應シテ資材、勞力等ノ有効適切ナル利用ヲ爲スノ趣旨ヲ以テ此ノ際企業ノ統合ヲ圖リ經營ノ合理化ヲ爲スノ要アリ加之內需品ニ付テハ合資動員計劃ニ即應シ消費者ニ對シ其ノ最モ必要トスル衣料品ノ供給ヲ確保ヲ圖ル爲漸次各種織物ノ計劃生産ノ範圍ヲ擴大セラ

ルル趨勢ニ有之候處之ガ實施ニ當リテハ亦力メテ中小機業者ノ統合ヲ圖ルノ要アリ仍而今般別紙要綱ニ依リ中小機業者ノ統物ヲ圖リ度右趣旨貴關係業者ニ周知徹底相成度此段及通牒候也

追而右統合ハ可成速ニ完了スル様致度又別紙要綱ニ依リ貴組合關係業者ニシテ合同ヲ爲サントスルトキハ昭和十五年十一月二日附商號外企業合同ニ關スル件通牒ニ依リ豫メ當方ト打合相成度併而申添候

別紙

織物製造業者ノ合同ニ關スル件

一、織製造業者（紡績業ヲ兼業スル者ニシテ紡績業ノ合同ヲ爲サントスル者ヲ除ク）ハ此ノ際企業

四三

合同ヲ行ヒ其ノ合同體ノ規模ハ纖維別ニ左ノ標準ニ依ルコト、但シ一機業地區内ノ纖維別設備總數ガ左ノ標準ニ達セザル場合製品ノ種類、地方ノ事情其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ左ニ依ラザルヲ得ルコト

- 綿ス・フ織機 三百臺以上
- 絹及人絹織機 百臺以上
- 毛織機 百臺以上
- タオル織機 百五十拾臺以上

備考 織機ノ纖維別種類ハ纖維需給調整協議會ニ登録シアルモノニ依リ又織機ハ力織機、手機、足踏織機、小幅織機等ノ區別ヲ爲サズ

- 二、從來二以上ノ纖維ニ付多角經營ヲ爲シ居レル織物製造業者ハ此ノ際強ヒテ纖維別ニ分割シテ合同スルノ要ナキモ右ノ多角經營業者ノ合同スル結果合同體ニ二以上ノ纖維別織機ヲ包含スル場合ハ少クトモ其ノ一ニ付テハ第一項ノ標準ニ達スル様合同スルコト
- 三、業者ノ結合ノ方法ニ付テハ人的融和ヲ圖ルベキコトハ勿論ナルモ縣下織物工業ノ全面ニ亘リ之ガ合理的再編成ヲ爲スノ必要上原則トシテハ部落等最寄地區内ノ者ヲ結合セシムルコトトスルト共ニ從來ノ親機子機ノ關係アル者ガ双方希望スル場合ハ其ノ結合ヲ認ムル等其ノ他實情ニ應ジテ宜考慮スルコトヲ得ルコト
- 四、合同ノ形態ハ商法上ノ會社、有限會社又ハ工業小組合ノ中適宜選擇シテ差支ナキモ特ニ已ムヲ得ザルトキハ差當リ商法上ノ匿名組合又ハ民法上ノ組合(組織者中一名ヲ業務執行者トシ之ニ組

合員ノ營業權一切ヲ委任シ經營ヲ爲サシムル契約ニ基クモノノ)形態ヲモ認ムルコトアルベキコト但シ綿ス・フ織物、毛織物及人造絹織物製造業者ニ付テハ其ノ規模ノ零細ナルモノヲ除キ當該業界ノ實情及企業合理化ノ目的ヨリ考ヘ合同ノ形態ハ力メテ會社組織ニ依ルヲ適當トスルコト、尙合同ノ場合少クトモ織機ハ合同體ニ於テ之ヲ借受ケセシメ整經機及糊付機ハ成ルベク之ヲ出資セシムルコト

(有限會社ニ付テハ別紙參考)

- 五、家族勞働力ヲ利用スル手機、足踏織機又ハ力織機五、六臺程度ノ所謂家内工業的業者ニ付テハ工業小組合ヲ組織セシムル程度ニ止メ差支ヘナキコト、此ノ場合其ノ業務運營ニ當リテハ當該業者ノ特殊事情ヲ考慮スルコト
- 六、合同ニ際シテハ効率的經營規模ニ應ジ一工場或ハ數工場ニ設備ノ集合ヲ行フヲ理想トスルモ資材ノ關係等ヲ考慮シ差當リ設備ノ移轉ハ織機ノ入替程度ニ止メ工場ハ現狀ノ儘トシテ差支ヘナキコト此ノ場合ニ於テモ優秀工場又ハ適性設備ニ生産ヲ集中シ劣等工場又ハ不適性設備ヲ休止スル等合同體内部ニ於テ可及的經營ノ合理化ヲ計ルコト
- 七、合同ニ依リ纖維工業設備ノ移轉ヲ必要トスルトキハ之ガ讓渡又ハ移轉ノ許可ハ地方長官ニテ爲スモノトス
- 八、合同ノ際絲ノ割當ノ主體ニ變更ヲ生ズル爲手續ノ便宜上合同體ニ對スル割當ハ割當期開始ノトキヨリ之ヲ實施スルコトトシ其ノ際各組織者ノ所有スル絲ノ合同體ニ對スル讓渡ノ許可ハ地方長官ニ於テ爲ス豫定ナリ

企業合同實施要綱

第一案

一、會社及社員ノ地位
 會社設立ト同時ニ組織者(社員)ハ工業組合員クテ資格ヲ喪失スルヲ以テ直チニ工業組合ヨリ脫退シ會社ハ當該組合ノ組合員トシテ加入スルコト

二、組織

(イ)有限會社トスルコト

(ロ)役員、職員及従業員

成ル可ク組織者及其ノ従業員ヲ以テ之ヲ充ツコト

(ハ)管理者ノ設置

組織者ノ全部又ハ一部ヲ管理者トシ當該工場ノ管理ニ當ラシムルコト

三、經營

現物出資並ニ金錢出資ニ依ル會社ノ一元の直接經營

四、出資

一口ノ金額ハ金百圓トスルコト

(イ)金錢出資ノ基準ハ四巾織機ニ付テハ一臺ニ付金

圓(織維別ニ適宜決定ノコト)二巾織機

ニ付テハ一臺ニ付金圓(四巾ノ半額)ノ割合トスルコト但シ現物出資ノ評價額ト金錢出資ノ合計額ガ一口ノ金額ニ滿タザルトキハ金錢ヲ以テ一口ノ金額ニ滿タシムルコト

(ロ)現物出資

組織者ノ有スル設備等一切ヲ現物出資スルコト

現物出資ノ評價ニ付テハ官民合同ノ評價委員會ヲ設ケ其ノ適正ヲ期スルコト

五、其ノ他

(イ)會社設立ノ場合ニ於ケル組織者ノ所有スル原糸、半製品、製品等ハ會社ニ於テ評價ノ上買上ヲ爲スコト

(ロ)組織者ガ企業合同ニ因リ蒙ルベキ影響ニ付テハ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度ニ於テ具體的實情ニ應ジ可及的考慮スルコトヲ得ルコト

第二案

一、會社及社員ノ地位

會社設立ト同時ニ組織者(社員)ハ工業組合員タル資格ヲ喪失スルヲ以テ直チニ工業組合ヨリ脫退シ會社ハ當該組合ノ組合員トシテ加入スルコト

二、組織

(イ)有限會社トスルコト

(ロ)役員、職員及従業員

成ル可ク組織者及其ノ従業員ヲ以テ之ニ充ツルコト

(ハ)管理者ノ設置

組織者ノ全部又ハ一部ヲ管理者トシ當該工場ノ管理ニ當ラシムルコト

三、經營

設備ノ一部現物出資、一部貸借並ニ金錢出資ニ依ル一元の直接經營

四、出資

一口ノ金額ハ金百圓トスルコト

(イ)金錢出資ノ基準ハ四中織機ニ付テハ一臺ニ付金 圓(織維別ニ適宜決定ノコト)ニ巾織機ニ付テハ一臺ニ付金 圓(四中ノ半額)ノ割合トスルコト但シ現物出資ノ評價額ト金錢出資

ノ合計額ガ一口ノ金額ニ滿タザルトキハ金錢ヲ以テ一口ノ金額ニ滿タシムルコト

(ロ)現物出資

組織者ノ有スル設備中一部ヲ會社ニ現物出資スルコト

現物出資ノ評價ニ付テハ官民合同ノ評價委員會ヲ設ケ其ノ適正ヲ期スルコト

五、其ノ他

(イ)機械器具、土地、建物等ノ賃借料ノ決定ニ付テモ前掲評價委員會ニ依リ其ノ適正ヲ期スルコト

(ロ)會社設立ノ場合ニ於ケル組織者ノ所有スル原糸、半製品、製品等ハ會社ニ於テ評價ノ上買上

ヲ爲スコト

(ハ)組織者ガ企業合同ニ因リ蒙ルベキ影響ニ付テハ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度ニ於テ具體的實

情ニ應ジ可及的考慮スルコトヲ得ルコト

第三案

一、會社及社員ノ地位

會社設立ト同時ニ組織者(社員)ハ工業組合員タル資格ヲ喪失スルヲ以テ直チニ工業組合ヨリ脫

退シ會社ハ當該組合ノ組合員トシテ加入スルコト

二、組織

(イ)有限會社トスルコト

(ロ)役員、職員及従業員

成ル可ク組織者及其ノ従業員ヲ以テ之ニ充ツルコト

(ハ)管理者ノ設置

組織者ノ全部又ハ一部ヲ管理者トシ當該工場ノ管理ニ當ラシムルコト

三、經營

金錢出資並ニ設備ノ一括賃借ニ依ル會社ノ一元の直接經營

四、出資

一口ノ金額ハ金百圓トスルコト

(イ)金錢出資

金錢出資ノ基準ハ四中織機ニ付テハ一臺ニ付金 圓(織維別ニ適宜決定スルコト)ニ巾織機

ニ付テハ一臺ニ付金 圓(四中ノ半額)ノ割合トスルコト但シ出資金額ガ一口ニ滿タザルト

キハ金錢ヲ以テ一口ノ金額ニ滿タシムルコト

(ロ)現物出資ナシ
五、其ノ他

(イ)賃借料

土地、建物、織機其ノ他ノ機械器具等ノ賃借料ノ決定ニ付テハ官民合同ノ評價委員會ニ依リ其ノ適正ヲ期スルコト此ノ場合ニ於テハ設備ノ評價ト糸配給量トヲ算定ノ基準トスルコト

(ロ)會社設立ノ場合ニ於ケル組織者ノ所有スル原糸、半製品、製品等ハ會社ニ於テ評價ノ上買上ヲ爲スコト

(ハ)組織者ガ企業合同ニ因リ蒙ルベキ影響ニ付テハ會社ノ堅實性ヲ害セザル限度ニ於テ具體的實情ニ應ジ可及的考慮スルコトヲ得ルコト

□ 第二回

商第九七一號

昭和十六年一月八日

愛知縣經濟部長

織物製造業者ノ合同ニ關スル要綱

標記ノ件ニ關シ本縣知事ヨリ別紙(一)ノ照會ニ對シ商工省纖維局長ヨリ別紙(二)ノ通新ニ組織セラレタル所謂合同體タル會社其ノ他ガ其ノ讓受ケ又ハ借受ケタル設備ノ舊所有者又ハ貸主ニ製造ヲ下請セシムルコトハ之ヲ認メザル旨回答有之候貴關係業者ニ對シ之ガ周知徹底方御取計相成度此段及通

牒候也

「別紙一」

商第九七一號

昭和十五年十二月十一日

愛知縣知事

商工次官殿

織物製造業者ノ合同ニ關スル件

昭和十五年十一月二十一日附一五織第三九六三號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ通牒有之候處右通牒別紙第五項ニハ合同ノ形態トシテ商法上ノ會社又ハ有限會社等アリトセラレ同通牒ノ第七項ニハ右形態ノ何レノ場合タルヲ問ハズ其ノ合同體ノ組織者ハ工業組合員タルノ資格ヲ喪失シ合同體ノミガ工業組合ニ加入スルモノト相成居ルモ合同體中ニハ左記ノ如ク合同體ガ組織者ノ設備ヲ一括賃借シ一元的ニ經營ヲ管理スルモ實際ノ製造ハ組織者ト合同體トノ下請關係ニ依リ之ヲ請負ハシムルガ如キモノモ考慮セラレル所如斯合同體ニ於テモ右通牒第七項記載ノ通り取扱ヒテ可ナルヤニ付疑義有之候條至急何分ノ指示賜度此段及照會候也

記

- 一、愛知縣毛織工業振興委員會答申中第四案
- 一、大日本毛織物工業組合聯合會企業合同案中第二案

「別紙二」

一五織局第五三二四號

昭和十五年十二月二十七日

商工省纖維局長

石 黒 武 重

愛知縣知事殿

織物製造業者ノ合同ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ本月十一日附商第九七一號ヲ以テ照會相成候處右ニ關スル先般ノ次官通牒ノ趣旨ニ照シ新ニ組織セラレタル所謂合同體タル會社其ノ他ガ其ノ讓受ケ又ハ借受ケ又ハ借受ケタル設備ノ舊所有者又ハ貸主ニ製造ヲ下請セシムルコトハ之ヲ認メズ絲配給統制規則ニ基ク絲ノ割當モ合同體タル會社ニ對シテノミ之ヲ爲ス關係上設備ノ舊所有者又ハ貸主ハ爾後工業組合ノ組合員タリ得ザルコトト可相成モノニ有之候條右了知ノ上可然措置相成度此段及回答候也

イ、手續處理一覽表

1、手續處理一覽表

處理 順序	事 届	出又ハ報告先		添 付 書 類	提 出 類	提 出 者 名	提 出 時 期	備 考
		經由	宛 名					
一	企業合同計畫届	所屬組合 愛毛聯	地方長官	定款、事業計畫明 細書、營業收支目 論見書、各々ノ損 益計算書	二通	組織者全部又ハ 代表者名代表者 附ノコト		
二	定款ノ作成 定款ノ認證		公證人ニ					
三(イ)	會社設立認可申請書	日本銀行	大藏大臣 商工大臣	定款、最終ノ貸借 對照表及損益計算 書、事業設備ノ新設、 擴張改良ニ伴フ事 業計畫明細書及事 業收支目論見書	五通	同		
(ロ)	事業設備新設、擴張、改良 許可申請書	日本銀行	大藏大臣 商工大臣 農林大臣	目的變更ニ關スル 株主總會ノ議事録 定款、最終ノ貸借 對照表、損益計算 書、事業計畫明細書 及事業收支目論見書	五通	同		
四	目的變更認可申請書	日本銀行	大藏大臣 商工大臣	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		正本ニハ添付書 類ヲ原本福本ニ ハ寫テ添付
五	力織機登錄證明申請	支部	織維需給調整協 議會 津田信吾	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
六	織維工業設備讓受許可申請書	所轄警察	地方長官	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
七	會社設立登記		登記所ニ於テ	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
八	力織機登錄變更申請書 織機登錄變更申請書	支部協 所屬組合	織維需給調整協 議會 津田信吾 大日本毛織物工 業組合聯合會	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
九	組合加入申込書			力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ)	割當承認願 指定生産用割當承認願 軍需用割當承認願 保有承認 現在高證明願 手持承認 現在高證明願 使用期間經過承認願	所 支 查 檢	織維製品製檢所	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十一	企業合同ニ伴フ承認許可申請書		地方長官	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十二	企業合同ニ伴フ消費割當願	支部協	織維需給調整協 議會 愛知縣支部御中	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十三(ハ)(ロ)(イ)	消費割當換願 現品支給ニ依ル軍需用消費 割當換願 企業合同ニ依ル軍需用消費 割當名義變更申請書	支部協 所屬組合	織維需給調整協 議會 愛知縣支部 地方長官	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十四	新設 糸出入簿閉鎖			力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十五(ロ)(イ)	糸ノ讓渡報告 糸ノ讓受報告	支部協	織維需給調整協 議會 愛知縣支部	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十六	販賣價格決定申告書、製品 査定價格決定通知書、賣買 契約書、名義變更申請書	所屬組合	毛工聯 會 毛工聯 査定委員	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十七	製造標示番號指定申請書、 製造者標示番號廢止届	所屬組合	毛工聯	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十八	取引先登録申請書	所屬組合	毛工聯	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		
十九	格外毛織物買取申請書、指 定生産毛織物買取申請書、指 共販申告書	所屬組合	毛工聯	力織機登錄證明申請書	八通	組織者代表者		

會社設立迄ニ處理スベキ事項

I 企業合同計畫届

事業經營ノ合理化並ニ製品ノ優秀統一向上ヲ計リ國策ニ順應セントシ各自ノ企業ヲ合同シ會社ノ設立ヲ計畫シタルトキハ遲滯ナク同意者中一名ヲ代表者ニ選ビ其ノ代表社名ヲ以テ「企業合同計畫届」ニ可成定款ヲ（第三案ノ場合ハ必ズ）添付組織者所屬組合經由地方長官ニ左記様式ニ依リ提出スルコト

昭和 年 月 日

住 所

代 表 者

印

愛知縣知事 兒 玉 九 一 殿

企業合同計畫届

今般各般ノ統制ニ依ル國策ニ順應シ生産機構ヲ合理化スルタメ左記ニ基キ一元的ノ企業合同致シ度候條此段及御届候也

記

- 一、企業合同ヲ爲サントスル工業者ノ住所氏名
別紙一號表ノ通り
 - 二、工業者ノ所有スル設備ノ種類及臺數
別紙二號表ノ一二ノ通り
 - 三、企業合同セントスル新經營形態
 - 四、企業合同ノ方法
 - 五、結合ノ方法
 - 六、合同體ノ包含スベキ設備ノ規模
- 別紙二號表一、二ノ通り

別紙一號表

設備場所	住	所	氏	名

別紙二號表ノ一

織機

種 類	型 式	箆 巾(吋)	臺 數	所 有 者 氏 名
合 計				

別紙二號表ノ二

其ノ他設備

分 類	機 器 名	型 式 機 能	臺 數	所 有 者 氏 名

2 定款ノ作成及認證

(A) 定款ノ作成

組織者ニ於テ企業合同ノ方法ニ依リ本書第一輯有限會社定款例ニ從ヒ定款ヲ作成シ總社員之ニ署名(記名)捺印スルコト (本書第一輯中有有限會社ノ設立要項參照)

(B) 定款ノ認證

定款作成ヲ了シタルトキハ直ニ其ノ定款ニ對シ公證人ノ認證ヲ受クルコト (本書第一輯中有有限會社設立要項參照)

認證ヲ受クル數ニ付テハ後日各申請書類ニ添付スル必要アルヲ以テ十五通位但シ臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ヲ必要トスル會社ノ場合ハ三十通位受ケ置クコト

3 臨時資金調整法許可又ハ認可

會社設立ニ依リ臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ヲ必要トスル場合ハ左ニ依リ組織者全員又ハ代表者(會社設立ノ件ニ關シ一切ノ權限ヲ委任スル委任狀ヲ必要トスル) 日本銀行(支店)ニ出向キ許可又ハ認可申請書ヲ提出スルコト

(A) 資本金貳拾萬圓以上ノ會社設立ノ場合

定款、事業計劃書、營業收支目論見書、組織者各々ノ最終ノ損益計算書添付臨時資金調整法施行細則第五條ニ依リ「會社設立認可申請書」ヲ左記様式ニ依リ五通提出スルコト

會社設立認可申請書 (雛形)

- 一、申請書ノ住所氏名
- 二、會社ノ住所商號又ハ名稱及資本額
會社ノ住所
商號又ハ名稱
資本金
- 三、會社ノ目的タル事業ノ大要
毛及其ノ他ノ纖維ヲ原料トスル織物製造販賣並ニ製造下請及之ニ附帶スル一切ノ事業
- 四、會社ノ設立ヲ必要トスル事由
本會社ハ物資統制ノ影響ヲ受クル中小工業者ガ其ノ所有スル建物、機械、器具及裝置ヲ含ム設備一切ニシテ會社ノ事業ニ必要ナルモノヲ現物出資トシ工場ハ現狀ノ儘トシテ企業ヲ合同シ各種原材料ノ配給著減、勞力ノ不足ニ對應シ優秀工場又ハ適正設備ニ生産ヲ集中シ不適正設備ヲ休止セシムル等ニ依リ事業經營ノ合理化並ニ製品ノ優秀統一向上ヲ計リ聊カ國策ニ順應セントスルモノナリ
- 五、會社ノ事業設備ノ計劃及其ノ豫算ノ大要並資金ノ調達方法
會社ノ事業
毛及其ノ他纖維ヲ原料トスル織物製造販賣並製造下請及之ニ附帶スル一切ノ事業
設備ノ計劃

組織者ノ工場ヲ資材不足ノ現狀ニ鑑ミ集團ヲ爲サズ現狀ノ儘トシ敷地ニ關シテノミ賃借ヲ爲シ其ノ他建物及設備ノ全部ハ現物出資ヲ爲サシメタルモノニ依リ操業ヲ爲スモノトス
其ノ豫算ノ大要

イ、現物出資分
 建物現物出資
 織機現物出資
 其ノ他現物出資
 小計
 ロ、運轉資金
 合計
 資金調達方法
 拂込資本金
 内 現物出資
 現金出資
 計
 圓ニヨルモノニシテ

右會社設立ノ件臨時資金調整法第四條ニ依リ御認可相受度此段申請候也
 昭和十六年 月 日
 代表者

㊟

大藏大臣 河 田 烈 殿
 商工大臣 小 林 一 三 殿

添付書類

營業收支目論見書 (雛形)

收入之部

科 目	金 額	摘 要		
		單 位	單 價	生 産 數 量
賣 上 (配給糸)		一 米 當		
〃 (更生糸)		〃		
〃 (輸出糸)		〃		
工 費 (軍需品)		〃		
計				

支出之部

科目	金額	摘要		
		單位	單價	買入數量
仕入(配給系)		一封度		
〃(更生系)				
〃(輸出系)				
整理加工費				
通信費				
運貨				
荷掛費				
職工給料				
雇員給料				

職工優待福利施設	
織物消費税	
電氣料	
石炭	
賄費	
修繕費	
健康保險料	
火災保險料	
支拂利息	
旅費	
借地料	

計	利益金	固定資産消却	雜費	消耗費

一 利益金處分案
 金 圓 錢
 內 圓 錢
 金 圓 錢
 金 圓 錢
 金 圓 錢
 金 圓 錢
 運轉資金内譯
 後期繰越金
 税金引當金
 配當金
 役員賞與金
 法定積立金
 利益金

本社ニ於ケル運轉資金ハ一ヶ月分左記ノ通トス

仕入原料 圓
 工賃並給料 圓
 消費税 圓
 整理費 圓
 雜經費(運賃其他) 圓
 計 圓
 而シテ之ガ一回運轉資金ハ六ヶ月分ヲ要シ合計 圓トス

事業計劃明細書 (第一案) (雛形)

(一) 土地 (1) 購入地

用途	所在地	地目	地積	單價	買入價額	整地費	買入先

(2) 現物出資地

用途	所在	地目	地積	單價	評價額	整地費	給付者

(二) 建物其ノ他工作物

(會社ガ新シク建築ノ場合)

計	種別	構造	棟數	延坪	單價	建設費	資材		
							名稱	數量	價額

合計	其他工作物	附帶工事	建物

(備考) 一、所要資材ハ鉄、銅、鋼、鉛、亜鉛其ノ他ノ金屬又ハ輸入木材等ニ付主要ナルモノヲ記入スルコト
 二、事務所住居設備等ノ場合ハ收容人員ヲ附記スルコト

(二) 建物其ノ他工作物

種別	構造	棟数	延坪	評價額	現物出資者名

(三) 織機其ノ他ノ設備
(會社ガ新シク購入ノ場合)

分類	機器名	型式機能	數量	單價	價額	買入先	納入豫定時刻

(三) 織機其ノ他設備

(1) 國産織機

分類	機器名	型式機能	數量	單價	價額	現物出資者

(2) 輸入機器 該當ナシ

(四) 生産高 (會社組織ノ前ノ社員ノ生産高)

(イ) 現在ノ生産能力並ニ實際生産高 (一箇年)

計	製品名	生産能力		實際生産高		主要納入先	生産者名
		數量	價額	數量	價額		

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依ル増加生産能力並ニ生産豫想高 (一箇年)

計	製品名	生産能力		生産豫想高		主要納入先	生産者名
		數量	價額	數量	價額		

(五) 下請關係(製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシムル場合)(會社組織前ノ社員ノ加工委託セシメタル數量)

(イ) 現在下請高(一箇年)

計	製品名	數量	金額	主要下請先	依頼者

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増減豫想高(一箇年)

計	製品名	數量	金額	主要納入先	依頼者

(六) 所要運轉資材(會社組織前ノ社員ノ運轉資材)

(イ) 現在ノ所要運轉資材(一箇月)

計	資材名	數量	金額	主要入手先	統制團體名	現在使用者名

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増加運轉資材(一箇月)

計	資材名	數量	金額	主要入手先	統制團體名	現在使用者名

(備考)

- 一、資材名欄ニハ原材料ノ外操業ニ要スル電力、ガス、石炭等ノ動力ニ付イテモ記入ノコト
- 二、統制團體名欄ニハ運轉資材ニ付配給ノ統制セラルル場合制當證明書等ノ交付ヲ受クル所屬統制團體名ヲ記入スルコト
- 三、各月ノ所要運轉資材ニ著シキ増減アル場合ニハ其ノ事情ヲ附記スルコト

(七)

着工及竣工ノ時期並ニ操業開始ノ時期

但シ設備ノ完了ニ先チ一部運轉開始ヲナスモノアル場合ニハ當該設備ノ種類、生産品名並ニ其ノ時期等ヲ併記スルコト

(注意)

- 一、本明細書ハ申請書四通ニ夫々添付スル外、別ニ各項目(一、二、三、四、五、六、七)毎ニ別紙ニ記入ノ上申請者名記載セルモノヲ一通調製ノコト
- 二、銑鐵鑄物製造設備制限規則、機械設備制限規則等ノ場合ノ如ク本法ノ認許可ニヨリ其ノ適用ヲ免ルルモノニアリテハ該規則ニヨリ要求サルル申請事項ヲモ適宜記入ノコト

事業計劃明細書 (第二案)

(一) 土地

- (1) 購入地 當該事項ナシ
- (2) 借地

用途	所在	地目	地積	賃借料	借入先	備考

(備考)

- 一、用途ハ何々工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等ノ區別ヲ示シ、地目ハ現在ノ使用状況ニ從ヒ、田、畑、宅地、山林、原野等ノ區別ヲ掲グルコト
- 二、買入價額ニ付テ分割拂ナルトキハ其ノ時期並ニ金額ヲ附記スルコト
- 三、所有地ヲ使用スル場合ハ用途所在、地目、地積、整地費等ニ付適宜記入ノコト

(二) 建物其ノ他工作物

種別	構造	棟	數	延坪	評價價額	現物出資者名

(三) 織機其ノ他設備
(1) 國産織

分類	機器名	型式機能	數量	單價	價額	現物出資者

(2) 輸入機器

計	機器名	型式及機能	製造者名	數量	單價	價格	有許可/無許可	價額爲許許可申請ノ要項	申請者名	申請年月日	申請種類	時期	輸入	輸入ヲ必要トスル理由

(備考) 各工場、事業場等ニ記入スルコト

(四) 生産高 (會社組織前ノ社員ノ生産高)

(イ) 現在ノ生産能力並ニ實際生産高 (一箇年)

計	製品名	生産能力		實際生産高		主要納入先	生産者名
		數量	價額	數量	價額		

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依ル增加生産能力並ニ生産豫想高 (一箇年)

計	製品名	生産能力		生産豫想高		主要納入先	生産者名
		數量	價額	數量	價額		

(五) 下請關係(製造若ハ加工ヲ他人ニ負請ハムル場合)
 (會社組織前ノ社員ノ加工委託セシメタル數量)
 (1) 現在ノ下請高(一箇年)

計	製品名	數量	金額	額	主要下請先	依頼者

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増減豫想高(一箇年)

計	製品名	數量	金額	額	主要下請先	依頼者

(六) 所要運轉資材(會社組織前ノ社員ノ運轉資材)
 (1) 現在ノ所要運轉資材(一箇月)

計	資材名	數量	金額	額	主要入手先	統制團體名	現在使用者

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増加運轉資材(一箇月)

計	資材名	數量	金額	額	主要入手先	統制團體名	現在使用者

(備考)一、資材名欄ニハ原材料ノ外操業ニ要スル電力、ガス、石炭等ノ動力ニ付イテモ記入ノコト

二、統制團體名欄ニハ運轉資材ニ付配給ノ統制セラルル場合割當證明書等ノ交付ヲ受クル所屬統制團體名ヲ記入スルコト

三、各月ノ所要運轉資材ニ著シキ増減アル場合ニハ其ノ事情ヲ附記スルコト

(七) 着工及竣工ノ時期並ニ操業開始ノ時期
但シ設備ノ完了ニ先チ一部運轉開始ヲナスモノアル場合ニハ當該設備ノ種類、生産品名並ニ其ノ時期等ヲ併記スルコト

(注意)

一、本明細書ハ申請書四通ニ夫々添付スル外、別ニ各項目(一、二、三、四、五、六、七)毎ニ別紙ニ記入ノ上申請者名記載セルモノヲ一通調製ノコト

二、銑鐵鑄物製造設備制限規則、機械設備制限規則等ノ場合ノ如ク本法ノ認許可ニヨリ其ノ適用ヲ免ルルモノアリテハ該規則ニヨリ要求サルル申請事項ヲモ適宜記入ノコト

事業計劃明細書 (第三案)

(一) 土地

(1) 購入地 該當事項ナシ
(2) 借地

用途	所在	地目	地積	賃借料	借入先	備考

(備考)一、用途ハ何々工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等ノ區別ヲ示シ、地目ハ現在ノ使用狀況ニ從ヒ、田、畑、宅地、山林、原野等ノ區別ヲ掲グルコト

二、買入價額ニ付テ分割拂ナルトキハ其ノ時期並ニ金額ヲ附記スルコト

三、所有地ヲ使用スル場合ハ用途所在、地目、地積、整理費等ニ付適宜記入ノコト

(二) 建物其ノ他工作物

種別	構造	棟數	延坪	評價價額	賃借料	借入	先

(三) 機械其ノ他設備
(1) 國產織機

分類	機器名	型式機能	數量	評價價額	賃借料	借入	先

(2) 輸入機器

計	機器名 型式及機能	製造者名	數量	單價	價額	爲替許可申請ノ要項		輸入 時期	輸入ヲ必 要トスル 理由
						許可ノ 申請者名 年月日	申請ノ 種類		

(備考) 各工場、事業場毎ニ記入スルコト

(四) 生産高(会社組織前ノ社員ノ生産高)

(イ) 現在ノ生産能力並ニ實際生産高(一箇年)

計	製品名	生産能力		主要納入先	主産者名
		數量	價額		

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依ル増加生産能力並ニ生産豫想高(一箇年)

計	製品名	生産能力		生産豫想高	主要納入先	生産者名
		數量	價額			

(五) 下請關係 (製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシムル場合)
(會社組織前ノ社員ノ加工委託セシメタル數量)

(イ) 現在ノ下請高 (一箇年)

計	製品名	數量	金額	額	主要下請先	依頼者

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増減豫想高 (一箇年)

計	製品名	數量	金額	額	主要下請先	依頼者

(六) 所要運轉資材 (會社組織前ノ社員ノ運轉資材)

(イ) 現在ノ所要運轉資材 (一箇月)

計	資材名	數量	價額	主要入手先	統制團體名	現在使用者名

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増加運轉資材 (一箇月)

計	資材名	數量	價額	主要入手先	統制團體名	現在使用者名

(備考)一、資材名稱ニハ原材料ノ外操業ニ要スル電力、ガス、石炭等ノ動力ニ付イテモ記入ノコト

二、統制團體名稱ニハ運轉資材ニ付配給ノ統制セラルル場合割當證明書等ノ交付ヲ受クル所屬統制團體名ヲ記入スルコト

三、各月ノ所要運轉資材ニ著シキ増減アル場合ニハ其ノ事情ヲ附記スルコト

(七) 着工及竣工ノ時期並ニ操業開始ノ時期

但シ設備ノ完了ニ先チ一部運轉開始ヲナスモノアル場合ニハ當該、設備ノ種類生産品名並ニ其ノ時期等ヲ併記スルコト

(注意)一、本明細書ハ申請書四通ニ夫々添付スル外、別ニ各項目(一、二、三、四、五、六、七)毎ニ別紙ニ記入ノ上申請者名記載セルモノヲ一通調製ノコト

二、鉄鐵鑄物製造設備制限規則、機械設備制限規則等ノ場合ノ如ク本法ノ認許可ニ依リ其ノ適用ヲ免ルルモノニアリテハ該規則ニヨリ要求サルル申請事項ヲモ適宜記入ノコト

(B) 會社ガ事業設備ニ五萬圓以上ヲ必要トスル場合

定款(認證アルモノ) 事業計畫屆、營業收支目論見書、組織者各々ノ最終ノ損益計算書、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業目論見書添付臨時資金調整法施行細則第五條ニ依リ「事業設備(新設、擴張、改良)許可申請書」左記様式ニ依リ五通提出スルコト

事業設備(新設擴張改良)許可申請書

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
 - 四、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由
- 右事業設備ノ(新設、擴張、改良)ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御許可相受度此段申請候也
- 年 月 日

大藏大臣 殿
 農林大臣 殿
 商工大臣 殿

住 所 商號又ハ名稱 代 表 者

(C) 目的變更認可申請書

前項ニ依リ會社設立申請ヲナス場合組織者中ニ法人ガアリ其ノ法人ガ解散セズ會社ノ事業目的變更ニ依リ有限會社ノ社員タラントスル場合ハ目的變更ニ關スル株主總會ノ議事録又ハ之ニ準スベキモノノ謄本、定款、最終ノ貸借對照表、損益計算書、目的變更ニ伴フ事業計畫明細書、事業收支目論見書添付、臨時資金調整法施行細則第八條ニ依リ「目的變更認可申請書」五通ヲ日本銀行

ニ提出ノコト

目的變更認可申請書

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三、會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
 - 四、目的變更ヲ必要トスル事由
 - 五、目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
- 右目的變更ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也
- 年 月 日

住 所

商號又ハ名稱

代 表 者 ㊟

大藏大臣
商工大臣 殿

4、織機ノ讓受又ハ借受

(A)力織機登錄證明申請
會社設立ト同時ニ織維工業設備制限規則ニ依ル地方長官ノ設計申請並ニ織維需給調整協議會ニ力

織機登錄變更申請其他ノ手續ニ添付ノ要アルヲ以テ「力織機登錄證明申請書」八通ヲ作成シ其ノ内「三通」ヲ組織者代表者名ヲ以テ織協支部ニ左記ニ依リ提出スルコト

力織機登錄證明申請

昭和 年 月 日

住 所

有 限 會 社

組織員代表者 氏

名 ㊟

織維需給調整協議會 御中

左記力織機ハ貴協議會ニ登録シタルモノナル事ヲ證明相成度此段及申請候也

記

調 査 番 號	事 業 主 名	登 録 者 名	設 置 場 所	織 機 型 式		登 録 數	登 録 番 號	備 考	讓 渡 承 認 印	貸 與 承 認 印
				種 類	型 式					

右ノ通り相違無之證明候也

昭和 年 月 日

纖維需給調整協議會

會長

當該申請書ハ合同計劃ヲ進メルト同時ニ組織者全部ノ登録織機ニ對シ一括證明ヲ受ケオクコト

(B)纖維工業讓渡讓受(借受)許可申請
會社ハ其ノ組織者ヨリソノ所有スル織機並ニ設備(撚糸機、糊付、整經機、管卷機)ニツキ現物出
資又ハ賃借ヲ爲ス場合纖維工業設備制限規則ニ依リ「纖維工業設備讓受(借受)申請書」ヲ所轄
警察署ヲ經由地方長官ニ左ノ書類ヲ添付左記様式ニ依リ左ノ添付書類ヲ付シ正副三通提出ノコト
昭和 年 月 日

住所

有限會社

右代表者 氏

名 圓

愛知縣知事 兒玉九一殿

纖維工業設備讓(借受)受許可申請書

今般左記設備讓受(借受) 致度昭和十四年六月二十三日商工省令第三十一號ニ依リ此段及申請候也

一、設備ノ場所 別紙一號表記載ノ通り
一、機械ノ種類及臺數 (1)力織機ニ付テハ別紙纖維需給調整協議會力織機登録證明書中織機種類欄並
ニ臺數欄記載ノ通り
(2)其ノ他ノ設備ニ付テハ別紙二號表ノ通り

一、讓 受(借受) 先別紙一號表住所氏名欄記載ノ通り

一、設備(讓受、借受) 完了豫定日

許可ノ日ヨリ 日以内

一、臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ノ有無
(認可 ナシ、有リ)

一、輸出絹織物取締法施行規則第三十九條及同第四十八條ノ規定ニ依ル許可ノ有無
(認可 ナシ、有リ)

一、國庫補助金又ハ工業研究獎勵金受領ノ有無
一、纖維需給調整協議會ニ登録ノ有無(別紙證書ノ通り)

一、讓受（借受）ヲ必要トスル事由
 企業合同ニ依ル

別紙一號表

設備ノ場所

設備場所	住	所	氏	名

別紙二號表
 其ノ他設備

種類	型式	機能	臺數	所有者名	讓承認印	貸承認印

(イ)力織機登録證明 (ロ)定款 (ハ)讓渡(賃貸)人ガ法人ノ場合其ノ讓渡(賃貸)ニ關シ決議録
(ホ)四號ニ依ル許可有ルモノハソノ許可書 (ヘ)四號ニ依ル認可アルモノハソノ認可書
(註) 前記申請書ヲ別ニ控トシテ別ニ四通作成シオクコト

5、出資金ノ拂込並會社設立登記

(A)出資金ノ拂込
取締役ハ總社員ニ對シ以上ノ手續完了ト同時ニ期日ヲ付シ出資金額ノ拂込(現物出資アル場合ハソノ全部ノ給付)ヲ爲サシムルコト(本書有限會社ノ設立要項参照)
(B)會社設立登記
取締役監査役ハ出資ノ拂込完了後二週間内ニ會社設立(本書有限會社ノ設立要項参照)ヲ會社所在地ノ區裁判所ニ會社設立登記ヲ申請スルコト

會社設立ト同時ニ處理スベキ事項

1、織機登録變更

合同體ノ設立登記完了ト同時ニ該合同體ハ代表者名ヲ以テ組織員既登録織機ノ合同體ヘノ登録變更ヲ大日本毛織物工業組合聯合會並ニ織維需給調整協議會ニ「力織機登録變更申請書」ニ左記書類ヲ添付織協支部ヘ所屬組合經由ノ上左記様式ニ依リ二通提出スルコト

様式

昭和 年 月 日

住所

有限會社

取締役社長

氏

名 ㊟

織維需給調整協議會

會長 津田 信吾 殿

力織機登録變更申請

貴會登録 外 名ノ左記織機ハ企業合同ニ依リ別紙地方長官ノ織維工業設備(讓受、借受)許可申請書寫ノ通り(讓受、借受)致候條登録名義變更相成度別紙關係書類相添此段及申請候也

一、讓受織機合計 記
 內 譯 別途添付力織機登録證明書記載通り

様式

昭和 年 月 日

住 所

有 限 會 社

大日本毛織物工業組合聯合會

御 中

織機登録變更申請書

貴會登録別紙 外 名ノ織機ハ企業合同ニ依リ別途地方長官ノ纖維工業設備(讓受、借入)許可指令書寫ノ通(讓受、借受)致候條登録名義變更相成度登記簿抄本及定款寫相添此段及申請候也

別紙

所屬組合	登録番號	型 式	箆 巾	氏 名	織機設置場所及 工 場 名

記

- 一、纖維工業設備讓受（借受）許可申請書 寫
- 二、同 許可指令書 寫
- 三、力織機登錄證明書（纖維需給調整協議會ニ於テ交付シタルモノ）
- 四、定 款
- 五、有限會社及商法ノ會社ニアリテハ設立登記抄本定款
- 六、匿名組合及民法ノ組合ニアリテハ契約書定款
- 七、工業小組合ニアリテハ地方長官ノ設立認可指令書 寫

2、工業組合加入申込

前項ノ織機登錄變更申請書ヲ所屬組合經由提出ト同時ニ合同體ハ其ノ地域ノ工業組合ニ加入申込書正副二通ヲ提出スルコト

（註）分工場方組合地域ヲ異ニスル場合ハ各地域ノ工業組合ヘモ加入申込スルコト

3、糸ノ讓渡

合同體ノ組織代表者ハ會社、小組合ノ設立ニ依リ其ノ合同體ニ組織員ノ所有糸ヲ讓渡ス爲メ合同體設立登記ノ日ヲ以テ全員ノ糸出入簿ヲ締切一括取纏メ合同體所在地ノ纖維製品検査支所ニ提示シ査閲ヲ受クト同時ニ左記様式ニ依リ其ノ糸量ノ證明願ヲ提出シ證明ヲ受クルコト

割當糸證明願、指定生産用割當糸證明願、軍需用割當糸證明願、保有糸手持糸現在高證明願、使用期間經過糸證明願（雛形）

様式

昭和 年 月 日

住 所

合同體組織員代表者

名 氏 印

愛知纖維製品検査所

支所御中

割當糸證明願

企業合同ニ伴ヒ糸讓渡ノ必要有之候ニ付左記使用期間中ニアル割當糸數量御證明相成度糸出入簿相添へ此段及御願候也

軍 需	讓 渡	糸	讓 渡	人
一 般 別	割當月度	種 類	番 手 數	調 査 番 號
				氏 名
				印

右割當糸出入簿記載ノ數量ト相違ナキコトヲ證ス
昭和 年 月 日

愛知纖維製品検査所
支 所

様式

昭和 年 月 日

住所

合同體組織員代表者

名 氏

愛知纖維製品検査所 支所御中

指定生産用割當糸證明願

企業合同ニ伴ヒ糸讓渡ノ必要有之候ニ付左記使用期間中ニアル指定生産用割當糸數量御證明相成度

糸出入簿相添ヘ此段及御願候也

記

割當 月 度	表示 又ハ割當先別	規格番號	糸ノ種類	番 手	數 量	未製造 數 量	調 査 番 號	氏 名	印

右割當糸出入簿記載ノ數量ト相違ナキ事ヲ證ス
昭和 年 月 日

愛知纖維製品検査所

支所

様式

昭和 年 月 日

住所

合同體名

代 表 者 氏 名 氏 名 氏

工業組合 御中

軍需用割當糸證明願

企業合同ニ伴ヒ糸割當換願出ノ必要有之候ニ付左記使用期間中ニアル割當糸數量御證明相成度此段

記

割當 月 度	糸ノ種類	番 手	數 量	調 査 番 號	氏 名	印

右ノ通相違ナキ事ヲ證ス
昭和 年 月 日

工業組合 印

様式

昭和 年 月 日

住 所

合同體組織員代表者 氏

名 ⑩

愛知纖維製品検査所

支所御中

保有糸 現在高證明願

企業合同ニ伴ヒ糸譲渡ノ必要有之候條左記保有糸數量御證明相成度糸出入簿相添へ此段及御願候也

記

保 有 糸	種 類 番 手 數 量	種 類 番 手 數 量	調 査	
			番 號	氏 名 印

右保有糸出入簿記載ノ數量ト相違ナキ事ヲ證ス
昭和 年 月 日

知 織 維 製 品 檢 査 所

支 所

様式

昭和 年 月 日

住 所

合同體組織員代表者 氏

名 ⑩

愛知纖維製品検査所

支所御中

使用期間經過糸證明願

企業合同ニ伴ヒ糸譲渡ノ必要有之候條左記使用期間經過糸數量御證明相成度糸出入簿相添へ此段及御願候也

記

一 般 指 定 ノ 別	割 當 月 度	糸 ノ 種 類 番 手 數 量	調 査 番 號	氏 名 印

右糸出入簿記載ノ數量ト相違ナキ事ヲ證ス
昭和 年 月 日

愛 知 纖 維 製 品 檢 査 所

支 所 ⑩

割當糸證明願

- (イ) 民需一般「割當糸證明願」 八通提出
- (ロ) 「指定生産用當糸證明願」 八通提出
- (ハ) 「軍需用割當糸證明願」 八通提出
- (ニ) 保有糸 四通提出
- 手持糸 四通提出
- (ホ) 使用期間經過糸證明願 四通提出

4、糸ノ譲受

(A) 企業合同ニ伴フ糸譲受許可申請
 合同體方組織員ノ所有糸ヲ譲受クルニハ曩ニ改正サレタ糸配給統制規則第三條但書ノ規定ニ依リ「企業合同ニ伴フ糸譲受許可申請書」二十一項ニ於ケル各々ノ證明書ヲ添付左記様式ニ依リ正副二通地方長官ニ提出スルコト

様式

昭和 年 月 日 住所 合同體名 代表者 氏 名 氏 氏

愛知縣知事 兒玉 九一 殿

企業合同ニ伴フ糸譲受許可申請書

今般企業合同ニ伴ヒ 別紙證明書記載ノ糸ヲ當ニ譲受度候條御許可相成度糸配給統制規則第三條但書ノ規定ニ依リ此段及申請候也

(B) 糸消費割當申請

合同體ハ前項ニ依リ組織員ヨリノ糸ノ譲受許可ヲ受ケタルトキハ直ニ合同體代表社ノ名ヲ以テ「企業合同ニ伴フ糸消費割當願」ヲ二通左記書類ヲ添付纖維需給調整協議會ニ左記様式ニ依リ纖維支部ヲ經由提出スルコト

様式

昭和 年 月 日 住所 合同體名 代表者 氏 名 氏

纖維需給調整協議會 愛知縣支部 御中

企業合同ニ伴フ糸消費割當願

別紙證明書記載ノ糸當ニ於テ譲受度候條右糸ヲ購入スルコトヲ條件トシテ一括消費割當相度糸譲受許可書寫相添此段及御願候也

添付書類

- 一、企業合同ニ伴フ糸讓受許可書 寫 (第十二項ニ於テ申請許可ヲ受ケタルモノ)
- 二、割當糸證明書 (第十一項ニ於テ申請證明ヲ受ケタルモノ)
- 三、指定生産割當糸證明書

5、糸消費割當變更

(A) 一般指定生産消費割當換願

合同體ニ對スル組織員所有糸ノ繼承ハ軍需ヲ除クノ外第十一項乃至第十三項ニ依リ完了シタル
 モ未ダ組織員ガ消費割當通知書ヲ受ケ割當票請求前ニアルモノ又ハ割當票ヲ未行使ニアルモノ
 ニ付テハ合同體ハ代表者名ヲ以テ之ヲ一括取纏メ纖維需給調整協議會ニ「糸消費割當換願」ニ
 割當通知書又ハ割當票添付纖維支部經由三通提出ノコト

(B) 軍需用糸消費割當換額

(一) 綿ステープルフアイバー糸
 組織員ガ自己ノ名義ノ現品支給ニ依ル未使用分ルアトキハ現品支給ニ依ル「軍需用糸消費
 割當換願」ヲ三通「軍需用割當糸證明書」ヲ添付所屬組合經由纖維需給調整協議會ニ提出
 ノコト

(二) 毛糸

組織員名義ニテ所屬組合經由現品支給ニ依ル軍需用消費割當ノ未使用分アルトキハ「現品
 支給ニ依ル軍需用糸消費割當換願」三通所屬組合經由地方長官ニ提出スルコト
 以上ノ様式ハ左記ニ依ル

様式

糸消費割當換願
 現品支給ニ依ル軍需用糸消費割當換願
 企業合同ニ依ル軍需用糸消費割當名義變更申請書 (雜形)

昭和 年 月 日

住所

合同體名 代表者 氏

名 氏

纖維需給調整協議會
愛知縣支部 御中

糸消費割當換願

左記ノ者糞ニ消費割當通知書(割當票)交付相受候處今般 設立致候ニ付右消費割當數量ハ
 當ニ割當換へ相成度消費割當通知書(割當票)相添へ此段及御願候也

一般指定ノ別	割當月度	糸種類	番手	數	量	調査番號	氏名

様式

昭和 年 月 日

住所

合同代表者氏名

名 ④

纖維需給調整協議會

愛知縣支部御中

現品支給ニ依ル軍需用糸消費割當換願

曩ニ現品支給ニ依ル軍需用糸ノ消費割當相受候處今般

設立致候ニ付テハ別紙證明書ノ糸當

ニ割當換相成度此段及御願候也

様式

昭和 年 月 日

住所

何外

名 某 ④

愛知縣知事 兒玉九一殿

企業合同ニ依ル軍需糸消費割當名義變更申請書

私共儀

今般合同ノ爲 有限會社設立致候ニ付テハ曩ニ御縣ヨリ組織員各々ノ名義ニテ割當相受候左記

糸中使用總數量ヲ有限會社ニ對シ一括割當相成度此段及申請候也

記

氏名	割當額	使用數量	使用總數量
計			

備考

本申請書ニ添附書類企業合同ニ依ル有限會社ノ陸軍製絨廠ノ下請利用工場ノ承認書

6、糸出入簿ノ作成並ニ閉鎖

- (A) 合同體ハ第十一項ノ申請ニ依リ織協ヨリ糸消費割當通知書ヲ交付サレルニ付依ツテ之ニ基キ新ニ割當糸出入簿ヲ作成シ所要事項ヲ記入ノ上検査支所ノ檢閲ヲ受クルコト
 手持糸、保有糸使用期間經過糸ニ在リテハ糸ノ讓受許可ヲ受ケ糸ヲ引取ルト同時ニ新出入簿ヲ作成シ所要事項ヲ記入ノ上右許可書ヲ提示シ検査支所ノ査閲ヲ受クルコト
- (B) 消費割當糸ヲ數工場ニ於テ使用スル場合ノ糸出入簿ハ別冊トスルコト
 此ノ場合工業者名ハ合同體名トシ下方ニ括弧シテ當該工場名ヲ記載スルコト
- (C) 消費割當糸ニ就テノ検査請求ハ當該割當糸出入簿別ニ之ヲナスモノトス
- (D) 合同體組織員代表者ハ合同體ニ糸消費割當通知書交付サレルト同時ニ組織員ニ對シ合同體ニ讓渡スベキ糸ノ消費割當取消通知書ヲ交付サレルニ付之ヲ受ケ且又糸ノ讓渡ヲ完了シタルトキハ全組織員ノ出入簿ヲ閉鎖シ一括取纏メ合同體所在地ヲ管轄スル検査支所ニ提示シ査閲受ヲクルコト

7、糸ノ讓渡讓受報告

- (イ) 組織員代表者ハ組織員ノ所有スル糸ヲ合同體ニ讓渡シタル場合ハ遲滞ナク「糸讓渡報告書」(二通)ヲ支所ニ提出スルコト
- (ロ) 合同體ハ組織員ノ所有スル糸ヲ讓受タル場合ハ遲滞ナク「糸讓受報告書」(三通)ヲ左記様式ニ依リ支所ニ提出スルコト

糸讓渡報告書 (雛形)

様式

昭和 年 月 日

住所 合同體 組織員代表者 氏 名 ①

織維需給調整協議會 愛知縣支部 御中

糸讓渡報告書

今般企業合同ニ伴ヒ別紙證明書記載ノ糸ニ讓渡致候條此段及報告候也

様式

昭和 年 月 日

住所 合同體 代表者 氏 名 ②

織維需給調整協議會 愛知縣支部 御中

◎讓受報告書

今般企業合同ニ伴ヒ當該組織員ノ所有ニ係ル別紙證明書記載ノ米當
告候也

ニ讓受致候條此段及報

8、連名割當糸ニ關シテハ一五織協檢發第一六八號ニ依ル
9、販賣價格査定申告書、製品査定價格決定通知書、賣買契約書ノ名儀變更申請
査定申告ハシテアルモ價格ノ決定サレテ居ナイ申告書並製品査定價格決定通知書及賣買契約書ノ名儀
ヲ合同體ニ變更スル爲「販賣價格査定申告書、製品査定價格決定通知書、賣買契約書、名儀變更申請
書」ニ當該製品査定價格決定通知書及賣買契約書責任承繼ニ關スル承諾書ヲ添ヘテ合同體ヨリ所屬組
合ヲ通ジテ左記様式ニ依リ愛毛聯ニ提出スル

様式

販賣價格査定申告書
製品査定價格決定通知書名儀變更申請書
賣買契約書

住 氏
所 名

大日本毛織物工業組合聯合會
毛織物愛知縣査定委員會 御中

今般企業合同ニ依リ左記 名ハ 工業組合ヲ脫退致候條別紙記載ノ販賣價格査定申
告書 通竝ニ別紙添附ノ製品査定價格決定通知書 通及賣買契約書 通ノ名儀ヲ本會社ニ變
更相成度所屬組合理事長連署ノ上此段及申請候也

前記 名ハ本組合ヲ脫退シ申請者ハ本組合ニ加入シタルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

組 合 名
理 事 長

別 紙

申告年月日	規格番號	品 名	マイクヤ	販賣數量	申告書 査定番號	製造者 標示番號	氏 名
				米本			
				米本			
				米本			
				米本			

責任繼承ニ關スル承諾書

左記ノ者企業合同ニ依リ貴組合ヲ脱退致候得共同人等ガ貴組合ノ組合員トシテ負擔セルクレーム解決等ノ責任ニ付テハ本會社(又ハ……………)ニ於テ之ヲ繼承可致候ニ付此段承諾書及提出候也

昭和 年 月 日

會社名

責任者 記名捺印

記

(以下組合員タリシ者ノ住所氏名ヲ列記スルコト)

10 製造者標示番號ノ變更

製造者標示一番號ハ組織員ノ所屬組合脱退ニ依リ一應廢止届ヲ所屬組合ヨリ提出シ合同體ニ於テ新ラシク製造者標示番號ノ指定ヲ毛工聯ヨリ受クルコトニナルニ依リ左記様式ニテ「製造者標示番號廢止届」所屬組合ヨリ二通「製造者標示番號指定申請書」三通ヲ合同體代表者ヨリ提出スル

製造者標示番號指定申請書

昭和 年 月 日

住所 會社名

代表者名

大日本毛織物工業組合聯合會 御中
今般企業合同ニ依リ 年 月 日
ヲ結成シ 毛織工業組合ニ加入致候條貴會製造者標示番號指定相成度此段及申請候也
希望番號
右ハ本組合組合員タルコトヲ證明ス

毛織工業組合

理事長

製造者標示番號廢止申請書

年 月 日

愛知縣毛織物工業組合聯合會

理事長名

組 合 名

理事長名

大日本毛織物工業組合聯合會 御中

左記ノ者今般 記 ヲ結成シ本組合ヲ脫退致候條製造者標示番號ヲ廢止相成度此段及申請候也

製造者標示番號

住 所

氏 名

11 取引先登録ノ申請

組織員ノ登録シテ居ル取引先中合同體ニ引繼グベキ取引先ノ住所氏名及登録者ノ製造者標示番號ヲ記載セル別紙ニ左記様式ニ依ル「取引先登録申請書」三通ヲ毛工聯ニ提出スル

取引先登録申請書

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

大日本毛織物工業組合聯合會 御中

今般 外 名ハ企業合同ヲ爲シ

ノ取引先トシテ登録相成度此段及申請候也

ヲ設立シタルニ依リ其ノ取引先ヲ別紙ノ通本會社

取引先氏名	住	所	舊登録申請者 製造者標示番號

12 格外毛織物買取申請書指定生産毛織物買取申請書共販申告書ノ名儀訂正

合同前ニ毛工聯ニ提出シテアル右ニ示シタ申請書ノ名儀ノ書換ヘヲ毛工聯ニ依頼スル爲左記様式ニ依リ三通提出スル

格外毛織物買取申請書
指定生産毛織物買取申請書
共販 販 申 告 書

名儀訂正願

新名儀人
舊名儀人

ヲ設立致候ニ付テハ別紙記載

ヲ新名儀人ニ變
印 印 印 印 印 印

今般企業合同シ
更相成度此段及御願候也
別紙

(1) 格外毛織物買取申請書

番號	品名	マ	ク	數	量	單	價	番	名	儀	人

(2) 指定生産毛織物買取申請書

(3) 共販申告書

設備ノ評價

1 設備評價委員會規程

- 第一條 本會ニ設備評價委員會ヲ置キ左ノ事項ヲ諮問ス
- 一、企業合同ニ必要ナル土地、建物、設備ノ評價基準
 - 二、企業合同ニ必要ナル土地、建物、設備ノ賃貸借基準
 - 三、其ノ他評價ニ必要ナル事項
- 第二條 設備評價委員會ハ左ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 一、所屬組合組合員 若干名
 - 二、學識經驗アル者 若干名
 - 三、委員ノ中一名委員長トシ委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 委員ハ理事長之ヲ選任又ハ囑託ス
- 第四條 委員長ハ會務ヲ處理シ會議ノ議長トナル
- 第五條 委員長事故アルトキハ他ノ委員之ヲ代理ス代理ノ順位ハ委員ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 委員會ハ委員長之ヲ招集ス
- 第七條 委員會ノ記録ハ議長之ヲ作成ス
- 第八條 委員會ノ決議ハ出席委員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス
- 參與ハ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第九條 參與ノ推戴ハ理事長之ヲ爲ス

2 設備評價委員會委員名簿（愛知縣毛織物工業組合聯合會）

參與	氏名	住	所	電話番号
縣側	井上 尙一		愛知縣廳内	東八、四〇一
	新美 省三			
	堀井 啓治			
	荻野 隆司			
	吉米地 重男			
	河瀬 佐次雄			
愛知縣經濟部商工課長				
愛知縣警察部勞政課長				
愛知縣警察部經濟保安課長				
愛知縣經濟部商工課商工技師				

裁判所側	氏名	住	所	電話番号
名古屋地方裁判所判事	影山 正雄		裁判所内	東八、二八一
名古屋地方裁判所判事	濱田 從六			
金融側				
日本銀行名古屋支店營業係長	鼓 英夫		日本銀行名古屋支店內	東八、二五一
日本勸業銀行名古屋支店次長	小笠原 健		日本勸業銀行名古屋支店內	中一、四三〇
日本興業銀行名古屋支店鑑定係主任	竹俣 高俊		日本興業銀行名古屋支店內	本一、一三一
委員				
金融側				
住友銀行名古屋支店副長	小川 秀彦		住友銀行名古屋支店內	本一、一二八

計理士側	計理士	榎 天海	名古屋市東區東片端二丁目	東 四、四九二
機械ノ製造及販賣者側				
株式會社大隈鐵工所 常務取締役	前川 芳之輔	名古屋市西區辻町字日進二七 大隈鐵工所内	東 八、二五七	
豊田織機株式會社專務取締役	野崎 誠一	西春日井郡新川町須ヶ口 豊田織機株式會社内	尾 張 一三八	
平岩鐵工所	平岩 種治郎	碧海郡棚尾町	大 濱 二〇	
株式會社安宅商會 名古屋支店長	片桐 宇一	名古屋市西區廣小路通六丁目三 株式會社安宅商會内	本 四、一七〇	
株式會社日本織機賣買商會 代表取締役	森 治郎	名古屋市東區朝日町一丁目八 株式會社日本織機賣買商會内	東 二、三四八 七二五	
愛知縣毛織工業振興委員會 特別委員	橋本 新太郎	中島郡起町大字三條字道東三五	一 宮 一、〇九六 九五五	
本會側				

3 設備評價委員會經過

第一回設備評價委員會

日時 昭和十五年十一月九日 午後一時

場所 名古屋銀行集會所 三階

小委員會ヲ設ケ立案ヲ依囑セリ

小委員氏名左ノ如シ

- 前川 芳之輔
- 野崎 誠一
- 森 治郎
- 小川 秀彦

本會理事長	片岡 孫忠	海部郡津島町大字津島字小沼 口二ノ割二三四	津島 二五八
副理事長	永田 純三	中島郡起町大字起一七〇	起 五七(會社)五
理事	伏原 湛一郎	名古屋市西區裏鹽町一丁目四	西 三九五
監事	猪飼 春二	海部郡神守村大字高台寺二三四	神守 二

榑 天 海
 橋 本 新 太 郎
 片 岡 孫 忠
 永 田 純 三
 伏 原 湛 一 郎
 猪 飼 春 二

第一回小委員會 昭和十五年十一月十四日開催

第二回小委員會 昭和十五年十二月四日開催

第三回小委員會 昭和十五年十二月十八日開催

第四回小委員會 昭和十五年十二月二十三日開催

第二回設備評價委員會

日時 昭和十五年十二月二十三日 午前十一時

場所 万平ホテル

第三回設備評價委員會

日時 昭和十六年一月九日 午前十時

場所 名古屋輸出毛織工業組合會議室

4 評 價 基 準

第一 宅地及建物

一、昭和十四年九月十八日以後ニ有償行爲ニ依リ取得シタル宅地、建物及建築竣成シタル建物ニ付テハ宅地建物等價格統制令ニ依ルコトヲ要ス

二、右ノ場合ヲ除クノ外ハ價格統制ノ趣旨ニ則リ當該地區附近ノ事情ヲ參酌シ客觀的ニ見テ公正妥當ト認メラルベキ價格ヲ組織者ニ於テ算定スルコトヲ要ス

第二 織 機

企業合同ノ爲ノ標準價格ヲ別紙第一號表ノ通評定シ之ヲ基準トシ左ノ方法ニ依リ算出シタル價格ノ範圍内ニ於テ組織者ノ定ムル適當ナル方法ニ依リ算定スルモノトス

(1)耐久年數ヲ二十箇年トシ之ヲ其ノ經過年數毎年二十分ノ一宛ノ割合ニ依リ償却シタルモノトシテノ殘額ヲ以テ其ノ價格トス但シ著シク資産價值ヲ増加スベキ修理若ハ改良ヲ加ヘラレタルモノ又ハ甚シク減損シタルモノニ付テハ右ノ償却年數ニ拘ラズ其ノ狀態ニ依リ償却額ヲ適當ニ加減スルコトヲ妨ゲズ

(2)右ノ方法ニ依リテ算出シタル額ガ別紙第一號表ノ價格ノ二十分ノ五以下ノ金額トナル場合ハ現ニ使用ニ堪ユルモノニ限り之ヲ二十分ノ五相當額ト爲スコトヲ得

(3)二十箇年ヲ經過シタルモノト雖現ニ使用ニ堪ユルモノニ在リテハ別紙第一號表ノ價格ノ二十分ノ五以下ニ於テ適當ニ評價スルコトヲ得ルモノトス

第三 部分整理機、等擦機及認練機

企業合同ノ爲ノ標準價格ヲ別紙第二號表ノ通評定シ之ヲ基準トシ左ノ方法ニ依リ算出シタル價格ノ範圍内ニ於テ組織者ノ定ムル適當ナル方法ニ依リ算定スルモノトス

(1)耐久年數ヲ鐵製ノモノニ在リテハ二十箇年、半木製ノモノニ在リテハ十五箇年トシ之ヲ其ノ經過年數ニ付毎年鐵製ノモノニ在リテハ二十分ノ一宛半木製ノモノニ在リテハ十五分ノ一宛ノ割合ニ依リ償却シタルモノトシテノ殘額ヲ以テ其ノ價格トス但シ著シク資産價值ヲ増加スベキ修理若ハ改良ヲ加ヘラレタルモノ又ハ甚シク減損シタルモノニ付テハ右ノ經過年數ニ拘ラズ其ノ狀態ニ依リ償却額ヲ適當ニ加減スルコトヲ妨ゲズ

(2)右ノ方法ニ依リテ算出シタル額ガ別紙第二號表ノ價格ノ二十分ノ五(鐵製)若ハ十五分ノ二(半木製)以下ノ金額トナル場合ハ現ニ使用ニ堪ユルモノニ限り之ヲ夫々鐵製ノモノニ在リテハ二十分ノ五半木製ノモノニ在リテハ十五分ノ二相當額ト爲スコトヲ得

(3)二十箇年(鐵製)若ハ十五箇年(半木製)ヲ經過シタルモノト雖現ニ使用ニ堪ユルモノニ在リテハ別紙第二號表ノ價格ノ夫々鐵製ノモノニ在リテハ二十分ノ五半木製ノモノニ在リテハ十五分ノ二以下ニ於テ適當ニ評價スルコトヲ得ルモノトス

第四 其ノ他ノ機械器具等

電動機、傳導裝置、製織用機械器具、機械用部分品、家具什器又ハ所有糸(仕掛品ヲ含ム)、半製品、製品其ノ他ノモノニ付テハ公定價格、協定價格等ノ設定セラレタルモノハ夫々公定價格、協定價格等ノ範圍内ニ於テ公定價格、協定價格等ノ設定セラレザルモノハ價格等統制令其ノ他ノ法令ノ

規定ニ從ヒ之ヲ算定處理スベキモノトス

第五 營業權

合同體ノ堅實性ヲ確保スル爲營業權ノ出資ニ關シテハ慎重ヲ期スルノ要アルモ合同ノ具體の場合ニ於テ特ニ之ヲ必要トスル事情アルニ於テハ營業權ヲ出資ノ對象トシテ認ムルコトヲ得ルモノトス右ノ場合ニ於テハ毛織業界最近二三ケ年間ニ於ケル營業實績ニ鑑ミ標準織機(八一—九〇吋兩四丁杼センターセツトドビー付輕力)一臺ニ付最高千五百圓ノ範圍内ニ於テ算定スベキモノトス

第六 賃料

一、土地及建物ニ付テハ地代家賃統制令ニ依ルコトヲ要ス
二、織機、準備機其ノ他製織用ノ機械器具及設備等ニ付テハ所定ノ方法ニ依リ算出シタル賃借當初ノ評價額ヲ基本價格トシ左ノ方法ニ依リ算定スルモノトス但シ耐用年數經過後尙使用ニ堪ユルモノナル場合ハ當事者間ニ於テ更メテ協定スルコトヲ得ルモノトス

(1)基本價額ヲ其ノ殘存耐用年數ニテ除シタル金額
(2)基本價額ヨリ每年前號ノ累計額ヲ控除シタル各殘存額ニ年一割ヲ乘ジタル金額ノ集計額ヲ前號ノ耐用年數ニテ除シタル金額
(3)前二號ノ金額ヲ合計シタル金額ヲ以テ年額トス

第七 附記

第一乃至第四及第六ノ額ニ付テハ愛知縣毛織物工業組合聯合會ヲシテ行政官廳ノ指示又ハ認可ヲ受ケシムルコトヲ要ス

第一號表 織機評價基準價格

機式	91ク以上 (98ク-92ク)		90ク-81ク (87ク-82ク)		80ク-71ク (80ク-78ク-75ク)		75ク	75ク	44ク	42ク
	強力	中力	軽力	強力	中力	軽力	軽々力	特々力	特々力	特々力
両四丁秤 センダーセツト P オー P オー	2,643	2,026	1,909		1,997	1,880	1,445	1,292		
兩二丁秤 センダーセツト P オー P オー	2,526	1,968	1,850		1,938	1,821				
片四丁秤 P ベ P ベ							1,292	1,139		889
片二丁秤 P ベ P ベ							1,198	1,081	1,198	1,023
片一丁秤 P ベ P ベ							1,257	1,116		854
大平鈴							1,163	1,017	1,151	988
岩木							1,210	1,022	881	760
田							1,116	963	882	743
									882	627
										611

(備考) 特殊品への除ク

第二號表

種別	部分				管捲機	総繰機
	92吋	75吋	50吋	44吋		
鐵製	1,300圓	1,000	900	750	40圓	40圓
半木製	965	800		530	280	270

備考 本表へ奥井, 川合, 木全及大橋ノ各製造者ノ普通製品ヲ標準トシタルモノニシテ其ノ他ノ特殊品ヘ之ヲ除ク

評價基準解説

第一 宅地及建物

一、昭和十四年九月十八日以後ニ有償行爲ニ依リ取得シタル宅地、建物及建築竣成シタル建物ニ付テハ宅地建物等價格統制令ニ依ルコトヲ要ス

註、宅地建物等價格統制令ニ依リ規定サレタルトコロノ基本トナルモノヲ参考トシテ示セバ左ノ如シ

(イ) 昭和十四年九月十八日以後有償行爲ニ依リ取得シタル宅地、建物及建築竣成シタル建物ニ付テハ其ノ對價ニ左ノ額ヲ加算シタル額トス

(1) 登記ニ要シタル費用 (2) 不動産取得税及同附加税 (3) 建築税 (4) 受益者負擔金

(ロ) 昭和十四年九月十八日以後建築竣成シタル建物ニシテ未ダ使用及收益ヲ爲サザルモノニ付テハ右ノ外建築費ノ百分ノ七ニ相當スル利潤額ヲ加算シタル額トス

注意、取得若ハ建築ノ後減額スベキ事由生ジタルトキ、其ノ價格ノ判定ヲ困難ナラシムル事由アルトキ、宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ供セラルル爲讓渡スルトキ、其ノ他行政官廳ノ認可ヲ要スルモノアルヲ以テ個々ノ場合ニ付注意スルコト

二、右ノ場合ヲ除クノ外ハ價格統制ノ趣旨ニ則リ當該地區附近ノ事情ヲ參酌シ客觀的ニ見テ公正妥當ト認メラルベキ價格ヲ組織者ニ於テ算定スルコトヲ要ス

註、昭和十四年九月十八日以後ニ有償行爲ニ依リ取得サレタルモノ以外ノモノハ宅地建物等

價格統制令ニハ何等ノ制限ヲ規定サレテ居ラザルニ依リ(但シ宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ供セラルル爲讓渡セラルル場合ハ認可ヲ要ス) 其ノ賣買價格ハ當事者ニ於テ自由ニ決定シテ別ニ差支無キ譯合ナルモ價格統制ノ趣旨ニ則リ、且ハ合同體ノ基礎ヲ弱體化セザル様考慮スルコトガ必要ナルニ依リ、客觀的ニ見テ公正妥當ト認メラルベキ價格ヲ組織者ニ於テ算定スルモノトス

第二 織機

企業合同ノ爲ノ標準價格ヲ別紙第一號表ノ通評定シ之ヲ基準トシ左ノ方法ニ依リ算出シタル價格ノ範圍内ニ於テ組織者ノ定ムル適當ナル方法ニ依リ算定スルモノトス

(1) 耐久年數ヲ二十箇年トシ之ヲ其ノ經過年數ニ付毎年二十分ノ一宛ノ割合ニ依リ償却シタルモノトシテノ殘額ヲ以テ其ノ價格トス但シ著シク資産價值ヲ増加スベキ修理若ハ改良ヲ加ヘラレタルモノ又ハ甚シク減損シタルモノニ付テハ右ノ償却年數ニ拘ラズ其ノ狀態ニ依リ償却額ヲ適當ニ加減スルコトヲ妨ゲズ

計算例

標準織機(八一吋—九〇吋兩四丁杆、センターセットドビー付輕力)ニシテ購入後五年經過シタルモノナル場合 $1880^{\text{円}} - 1880^{\text{円}} \times \frac{5}{20} = \text{円} 1410^{\text{円}}$

(2) 右ノ方法ニ依リテ算出シタル額ガ別紙第一號表ノ價格ノ二十分ノ五以下ノ金額トナル場合ハ現ニ使用ニ堪ユルモノニ限り之ヲ二十分ノ五相當額ト爲スコトヲ得

計算例

標準織機（八一吋—九〇吋兩四丁杼、センターセツトドビー付輕力）ニシテ購入後十七年經過シタルモノトスレバ一應1880圓—1880圓 × 17/30 = 282圓ノ評價額トナルベキモ現ニ使用ニ堪ユルモノナラバ1880圓 × 5/30 即チ四七〇圓ヲ評價額トスルコトヲ得ルモノトス

(3) 二十箇年ヲ經過シタルモノト雖現ニ使用ニ堪ユルモノニ在リテハ別紙第一號表ノ價格ノ二十分ノ五以下ニ於テ適當ニ評價スルコトヲ得ルモノトス

註、二十箇年ヲ經過シタルモノハ以上ノ計算ニ依レバ無價額トナル譯合ナルモ現ニ使用ニ堪ユルモノニ在リテハ1880圓 × 5/30 即チ四七〇圓ヲ超エザル範圍ニ於テ適當ニ評價額ヲ決定スルコトヲ得ルモノトス

第三 部分整理機、管捲機及認線機

企業合同ノ爲ノ標準價格ヲ別紙第二號表ノ通評定シ之ヲ基準トシ左ノ方法ニ依リ算出シタル價格ノ範圍内ニ於テ組織者ノ定ムル適當ナル方法ニ依リ算出スルモノトス

(1) 耐久年數ヲ鐵製ノモノニ在リテハ二十箇年、半木製ノモノニ在リテハ十五箇年トシ之ヲ其ノ經過年數ニ付毎年鐵製ノモノニ在リテハ二十分ノ一宛半木製ノモノニ在リテハ十五分ノ一宛ノ割合ニ依リ償却シタルモノトシテノ殘額ヲ以テ其ノ價格トス但シ著シク資産價值ヲ増加スベキ修理若ハ改良ヲ加ヘラレタルモノ又ハ甚シク減損シタルモノニ付テハ右ノ經過年數ニ拘ラズ其ノ狀態ニ依リ償却額ヲ適當ニ加減スルコトヲ妨グズ

(2) 右ノ方法ニ依リテ算出シタル額ガ別紙第二號表ノ價格ノ二十分ノ五（鐵製）若ハ十五分ノ二（半木製）以下ノ金額トナル場合ハ現ニ使用ニ堪ユルモノニ限り之ヲ夫々鐵製ノモノニ在リテハ二十

分ノ五半木製ノモノニ在リテハ十五分ノ二相當額ト爲スコトヲ得

(3) 二十箇年（鐵製）若ハ十五箇年（半木製）ヲ經過シタルモノト雖現ニ使用ニ堪ユルモノニ在リテハ別紙第二號表ノ價格ノ夫々鐵製ノモノニ在リテハ二十分ノ五半木製ノモノニ在リテハ十五分ノ二以下ニ於テ適當ニ評價スルコトヲ得ルモノトス

第四 其ノ他ノ機械器具等

電動機、傳導裝置、製織用機械器具、機械用部分品、家具什器又ハ所有糸（仕掛品ヲ含ム）、半製品、製品其ノ他ノモノニ付テハ公定價格、協定價格等ノ設定セラレタルモノハ夫々公定價格、協定價格等ノ範圍内ニ於テ公定價格、協定價格等ノ設定セラレザルモノハ格價等統制令其ノ他ノ規定ニ從ヒ之ヲ算定處理スベキモノトス

第五 營業 權

合同體ノ堅實性ヲ確保スル爲營業權ノ出資ニ關シテハ慎重ヲ期スルノ要アルモ合同ノ具體の場合ニ於テ特ニ之ヲ必要トスル事情アルニ於テハ營業權ヲ出資ノ對象トシテ認ムルコトヲ得ルモノトス右ノ場合ニ於テハ毛織業界最近二三ヶ年間ニ於ケル營業實績ニ鑑ミ標準織機（八一—九〇吋兩四丁杼センターセツトドビー付輕力）一臺ニ付最高千五百圓ノ範圍内ニ於テ算定スベキモノトス

註、標準織機（八一吋—九〇吋兩四丁杼、センターセツトドビー付輕力）一臺ノ營業權ヲ千五百圓以下トシ、其ノ他ノ織機ニ付テハ第一號表ノ價格ノ割合ニ依リ計算シタル額以下ニ於テ決定スルモノトス

計算例

九二吋—九八吋兩二丁杼センターセットビー付輕力織機ノ場合第一號表ニ依レバ其ノ價格ハ一八五〇圓ナルニ依リ標準織機ノ價格一八八〇圓トノ割合ニ依リ左ノ如ク計算ス

$$1500^{\text{円}} \times \frac{1850}{1880} = 1476^{\text{円}}$$

即チ其ノ營業權ハ千四百七十六圓以下ニ於テ決定スベキモノトス

注意、織機ノ讓渡價格ハ其ノ經過年數ニ依リテ減額セラルベキモ、營業權ノ算定ニ當リテハ其ノ經過年數等ニ依リテハ減額セザルモノトス

其ノ工場ガ昭和十四年九月十八日以後ニ有償行爲ニ依リ取得セラレタルモノナル場合ハ、ソレニ附隨スル營業權ニ付テモ宅地建物等價格統制令ノ適用アルヲ以テ注意スルコト

第六 賃 料

一、土地及建物ニ付テハ地代家賃統制令ニ依ルコトヲ要ス

註、地代家賃統制令ニ依リ規定サレタルトコロノ基本トナルモノヲ參考トシテ示セバ左ノ如シ

(1) 土地

(イ) 昭和十三年八月四日以降昭和十五年十月十九日ニ至ル期間ニ於テ地代アリタルモノニ付テハ其ノ期間中ニ於ケル最後ノ地代(舊統制令ニ於テ規定サレタル額)ヲ以テ其ノ額トス

(ロ) 右以外ノモノニ在リテハ其ノ土地價格ニ百分ノ四、二(別紙愛知縣告示第千八百二十號ノ(イ))ヲ乘ジテ得タル額ヲ以テ年額ノ標準トス

(2) 建物

(イ) 昭和十三年八月四日以降昭和十五年十月十九日ニ至ル期間ニ於テ家賃アリタルモノニ付

テハ其ノ期間中ニ於ケル最後ノ家賃(舊統制令ニ於テ規定サレタル額)ヲ以テ其ノ額トス

(ロ) 右以外ノモノニ在リテハ左ノ各號ノ金額ニ相當スル額ヲ合算シタル額ヲ以テ月額ノ標準トス

(一) 建物價格ニ地方長官ノ定ムル率(別紙愛知縣告示第千八百二十號ノ(ロ))ヲ乘ジテ得ベキ額

(二) 地代又ハ其ノ相當額(月割額)

(三) 適正ナル火災保險料ニ相當スル額(月割額)

注意、地代及家賃ニ付テハ貸主ニ於テ地代若ハ家賃アルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ市區町村役場ヲ經テ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス

二、織機、準備機其ノ他製織用ノ機械器具及設備等ニ付テハ所定ノ方法ニ依リ算出シタル賃借當初ノ評價額ヲ基本價格トシ左ノ方法ニ依リ算出スルモノトス但シ耐用年數經過後尙使用ニ堪ユルモノナル場合ハ當事者間ニ於テ更メテ協定スルコトヲ得ルモノトス

(1) 基本價格ヲ其ノ殘存耐用年數ニテ除シタル金額

(2) 基本價格ヨリ毎年前號ノ累計額ヲ控除シタル各殘存額二年一割ヲ乘ジタル金額ノ累計額ヲ前號ノ耐用年數ニテ除シタル金額

(3) 前二號ノ金額ヲ合計シタル金額ヲ以テ年額トス

計算例

説明ノ便宜上記號ヲ挿入シテ本文ヲ左ノ通書改ム

織機、準備機其ノ他製織用ノ機械器具及設備等ニ付テハ所定ノ方法ニ依リ算出シタル賃借當
初ノ評價額(Aトス)ヲ基本價格(Aトス)トシ左ノ方法ニ依リ算定スルモノトス但シ耐用
年數經過後尙使用ニ堪ユルモノナル場合ハ當事者間ニ於テ更メテ協定スルコトヲ得ルモノト
ス

- (1) 基本價格(A)ヲ其ノ殘存耐用年數(Bトス)ニテ除シタル金額(Cトス)
- (2) 基本價格(A)ヨリ毎年前號ノ累計額(Dトス)ヲ控除シタル各殘存額(Eトス)ニ年一
割ヲ減ジタル金額(Fトス)ノ集計額(Gトス)ヲ前號ノ耐用年數(B)ニテ除シタル金
額(Hトス)

(3) 前二號ノ金額(C及H)ヲ合計シタル金額ヲ以テ年額トス

標準織機(八一吋—九〇吋兩四丁杼、センターセットドビー付輕力)ニシテ十年經過シタルモノ
ナル場合

$$1880^{\text{円}} \times \frac{10}{30} = 940^{\text{円}} \quad (\text{A})$$

$$20\text{年} - 10\text{年} = 10\text{年} \quad (\text{B})$$

$$940^{\text{円}} \div 10\text{年} = 94^{\text{円}} \quad (\text{C})$$

$$\text{第一年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 1 \quad (\text{D}) = 846^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 84.60 \quad (\text{F})$$

$$\text{第二年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 2 \quad (\text{D}) = 752^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 75.20 \quad (\text{F})$$

$$\text{第三年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 3 \quad (\text{D}) = 658^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 65.80 \quad (\text{F})$$

$$\text{第四年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 4 \quad (\text{D}) = 564^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 56.40 \quad (\text{F})$$

$$\text{第五年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 5 \quad (\text{D}) = 470^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 47.00 \quad (\text{F})$$

$$\text{第六年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 6 \quad (\text{D}) = 354^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 35.40 \quad (\text{F})$$

$$\text{第七年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 7 \quad (\text{D}) = 282^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 28.20 \quad (\text{F})$$

$$\text{第八年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 8 \quad (\text{D}) = 188^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 18.80 \quad (\text{F})$$

$$\text{第九年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 9 \quad (\text{D}) = 94^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 9.40 \quad (\text{F})$$

$$\text{第十年 } 940^{\text{円}} - 94^{\text{円}} \times 10 \quad (\text{D}) = 0^{\text{円}} \quad (\text{E}) \times 0.1 = 0.00 \quad (\text{F})$$

合計 420.80 (G)

$$420.80 \text{ (G)} \div 10\text{年} \quad (\text{B}) = 42.08 \text{ (H)}$$

$$94^{\text{円}} \text{ (C)} + 42.08 \text{ (H)} = 136.08$$

即チ一箇年ノ賃料ヲ一三六圓〇八錢トシ、一箇月ノ賃料ハ其ノ十二分ノ一ニ相當スル額一一圓三四
錢ト決定スルモノトス

第七 附 記

第一乃至第四及第六ノ額ニ付テハ愛知縣毛織物工業組合聯合會ヲシテ行政官廳ノ指示又ハ認可ヲ受
ケシムルコトヲ要ス

(一) 前各表ノ電動機及同附屬品ハ一般用標準型ノモノトシ低壓ニアリテハ二〇〇ボルト又ハ二二〇ボルト高壓ニ在リテハ三、〇〇〇ボルト又ハ三、三〇〇ボルトニシテ五〇サイクル又ハ六〇サイクルノ回路ニ使用スルモノトス

(二) 電動機ノ價格ハ左ノ附屬品附ノ價格トス

ブリー

一箇

ベース又ハレール

一箇

籠型七・五馬力以上ノモノ(直入起動型ノモノヲ除ク)ニ在リテハ乾式スターデルタース

キツチ

一箇

卷線型ノモノニ在リテハ起動抵抗器 一箇

ブリーベースレール又ハ乾式スターデルタースキツチヲ附屬セザル電動機ノ價格ハ前表電動機ノ價格ヨリブリーベースレール又ハ乾式スターデルタースキツチノ價格ヲ差引タル額トス

(三) 前各表ニ記載ナキ馬力ヲ有スルモノニシテ前各表記載ノ馬力ノ中間ノ馬力ノモノハ最モ近キ上位ノ馬力ノモノノ價格ト最モ近キ下位ノ馬力ノモノノ價格ノ差ヲ最モ近キ上位ノ馬力數ト下位ノ馬力數ノ差ヲ以テ除シタルモノニ當該馬力數ト最モ近キ下位ノ馬力數トノ差ヲ乗ジタル額ヲ最モ近キ下位ノ馬力ノモノノ價格ニ加ヘ算出シタル價格トス但シ錢位未滿ノ端數ハ之ヲ四捨五入スルモノトス

出力ノ單位ヲキロワットヲ以テ表示スルモノノ價格ハキロワット數ヲ馬力數ニ換算シ前各號ノ馬力數ニ一致スルトキハ其ノ電動機又ハ同附屬品ノ價格ニ依リ一致セザル時ハ前項ニ依リ算出

馬力數ニ一致スルトキハ其ノ電動機又ハ同附屬品ノ價格ハキロワット數ヲ馬力數ニ換算シ前各號ノ
馬力數ニ一致スルトキハ其ノ電動機又ハ同附屬品ノ價格ニ依リ一致セザル時ハ前項ニ依リ算出

標準型三相交流誘導電動機及同附屬品公定價格

(昭和十五年十二月二十一日)
(商工省告示第八百六十一號)

(單價圓)

種	別	電動機價格				クーラー價格				ベース價格		乾式スターター價格											
		製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格	製造業者 販賣價格										
開放型	籠型	低壓	2	1/2	88	106	00	1	50	2	00	2	50	3	00								
			2	1/2	101	121	00	1	50	2	00	2	50	3	00								
			2	1/2	126	151	00	2	50	2	00	3	50	4	50								
			2	3/4	151	181	00	3	50	3	50	4	50	5	50								
			半閉型	籠型	低壓	2	1/2	91	109	00	1	50	2	00	2	50	3	00					
						2	1/2	104	125	00	1	50	2	00	3	50	4	50					
						2	1/2	130	156	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	155	186	00	3	50	3	50	5	50	7	50					
						閉鎖通風型	籠型	低壓	2	1/2	92	110	00	1	50	2	00	2	50	3	00		
									2	1/2	106	127	00	1	50	2	00	3	50	4	50		
			全閉外被通風型	籠型	低壓	2	1/2	132	158	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	165	198	00	3	50	3	50	6	50	7	50					
開放型	籠型	低壓				2	1/2	105	126	00	1	50	2	00	2	50	3	00					
						2	1/2	118	142	00	1	50	2	00	3	50	4	50					
半閉型	籠型	低壓				2	1/2	160	192	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	189	227	00	3	50	3	50	6	50	7	50					
			閉鎖通風型	籠型	低壓	2	1/2	60	72	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	1/2	73	94	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
			全閉外被通風型	籠型	低壓	2	1/2	90	107	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
						2	3/4	114	137	00	2	50	3	50	3	50	4	50					
開放型	籠型	低壓				2	1/2	138	166	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	174	209	00	3	50	3	50	5	50	7	50					
半閉型	籠型	低壓				2	1/2	276	330	00	4	50	4	50	7	50	8	50					
						2	3/4	332	398	00	5	50	5	50	9	50	11	50					
			閉鎖通風型	籠型	低壓	2	1/2	404	485	00	6	50	6	50	11	50	13	50					
						2	3/4	498	609	00	8	50	8	50	13	50	16	50					
			全閉外被通風型	籠型	低壓	2	1/2	62	71	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	1/2	80	96	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
開放型	籠型	低壓				2	1/2	93	112	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
						2	3/4	117	140	00	2	50	3	50	3	50	4	50					
防滴型	籠型	低壓				2	1/2	142	170	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	179	215	00	3	50	3	50	5	50	7	50					
			閉鎖通風型	籠型	低壓	2	1/2	283	340	00	4	50	4	50	7	50	9	50					
						2	3/4	341	409	00	5	50	5	50	9	50	11	50					
			開放型	籠型	低壓	2	1/2	415	498	00	6	50	6	50	11	50	13	50					
						2	3/4	506	609	00	8	50	8	50	13	50	16	50					
半閉型	籠型	低壓				2	1/4	63	76	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	1/2	82	98	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
閉鎖通風型	籠型	低壓				2	1/2	94	113	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
						2	3/4	119	143	00	2	50	3	50	3	50	4	50					
			全閉外被通風型	籠型	低壓	2	1/2	144	173	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	182	218	00	3	50	3	50	5	50	7	50					
			開放型	籠型	低壓	2	1/2	288	346	00	4	50	4	50	7	50	9	50					
						2	3/4	346	415	00	5	50	5	50	9	50	11	50					
半閉型	籠型	低壓				2	1/2	422	506	00	6	50	6	50	11	50	13	50					
						2	3/4	506	609	00	8	50	8	50	13	50	16	50					
全閉外被通風型	籠型	低壓				2	1/4	66	79	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	1/2	85	102	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
			開放型	籠型	低壓	2	1/2	99	119	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
						2	3/4	125	150	00	2	50	3	50	3	50	4	50					
			防滴型	籠型	低壓	2	1/2	151	181	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	190	228	00	3	50	3	50	5	50	7	50					
閉鎖通風型	籠型	低壓				2	1/2	299	359	00	4	50	4	50	7	50	9	50					
						2	3/4	361	433	00	5	50	5	50	9	50	11	50					
開放型	籠型	低壓				2	1/2	439	527	00	6	50	6	50	11	50	13	50					
						2	3/4	527	622	00	8	50	8	50	13	50	16	50					
			半閉型	籠型	低壓	2	1/2	66	79	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	3/4	91	113	00	1	50	2	00	2	50	3	50					
			全閉外被通風型	籠型	低壓	2	1/2	113	142	00	2	50	2	00	4	50	5	50					
						2	3/4	144	173	00	3	50	3	50	5	50	7	50					
開放型	籠型	低壓				2	1/2	171	205	00	3	50	3	50	5	50	7	50					
						2	3/4	227	272	00	4	50	4	50	7	50	9	50					
防滴型	籠型	低壓				2	1/2	328	394	00	5	50	5	50	9	50	11	50					
						2	3/4	394	468	00	6	50	6	50	11	50	13	50					
			閉鎖通風型	籠型	低壓	2	1/2	518	622	00	8	50	8	50	13	50	16	50					
						2	3/4	622	740	00	10	50	10	50	16	50	20	50					
			開放型	籠型	低壓	2	1/2	100	120	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	3/4	120	144	00	2	50	2	00	2	50	3	50					
半閉型	籠型	低壓				2	1/2	153	184	00	3	50	3	50	4	50	4	50					
						2	3/4	191	229	00	4	50	4	50	5	50	7	50					
全閉外被通風型	籠型	低壓				2	1/2	257	308	00	5	50	5	50	9	50	11	50					
						2	3/4	328	394	00	6	50	6	50	11	50	13	50					
			開放型	籠型	低壓	2	1/2	433	520	00	8	50	8	50	13	50	16	50					
						2	3/4	518	622	00	10	50	10	50	16	50	20	50					
			防滴型	籠型	低壓	2	1/2	103	124	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	3/4	118	148	00	2	50	2	00	3	50	4	50					
閉鎖通風型	籠型	低壓				2	1/2	157	188	00	3	50	3	50	4	50	5	50					
						2	3/4	196	235	00	4	50	4	50	5	50	7	50					
開放型	籠型	低壓				2	1/2	264	317	00	5	50	5	50	9	50	11	50					
						2	3/4	336	403	00	6	50	6	50	11	50	13	50					
			半閉型	籠型	低壓	2	1/2	444	533	00	8	50	8	50	13	50	16	50					
						2	3/4	532	638	00	12	50	12	50	17	50	21	50					
			全閉外被通風型	籠型	低壓	2	1/2	105	126	00	1	50	1	50	2	50	2	50					
						2	3/4	126	151	00	2	50	2	00	3	50	4	50					
開放型	籠型	低壓				2	1/2	160	192	00	3	50	3	50	4	50	5	50					
						2	3/4	200	240	00	4	50	4	50	5	50	7	50					
防滴型	籠型	低壓				2	1/2	269	323	00	5	50	5	50	9	50	11	50					

全開外披通風型	籠型	低壓	1/2	105	196	50	90	50	2	2	50	3	00	36	00
開放型	籠型	低壓	1/2	118	142	50	00	00	2	2	00	4	50	00	00
			3	160	192	50	00	00	3	3	50	5	7	00	00
			4	189	227	00	00	00	3	3	00	7	00	00	00
			1/4	78	94	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1/2	90	107	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			1	114	137	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			2	138	166	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			3	174	209	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			5	276	330	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			7 1/2	332	398	00	00	00	7	7	00	11	00	00	00
			10	404	485	00	00	00	9	9	00	13	00	00	00
			15	415	498	00	00	00	9	9	00	13	00	00	00
半閉型	籠型	低壓	1/4	62	71	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1/2	80	96	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	93	112	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	117	140	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	142	170	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			5	179	215	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			7 1/2	283	340	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			10	341	409	00	00	00	7	7	00	11	00	00	00
			15	415	498	00	00	00	9	9	00	13	00	00	00
防滴型	籠型	低壓	1/4	63	76	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1/2	82	98	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	94	113	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			2	119	143	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			3	144	173	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			5	182	218	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			7 1/2	288	346	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			10	346	415	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			15	422	506	00	00	00	8	8	00	11	00	00	00
閉鎖通風型	籠型	低壓	1/4	67	79	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1/2	85	102	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	99	119	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	125	150	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	151	181	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			5	190	229	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			7 1/2	299	359	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			10	361	433	00	00	00	7	7	00	11	00	00	00
			15	439	527	00	00	00	9	9	00	13	00	00	00
全開外披通風型	籠型	低壓	1/4	66	79	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1/2	91	113	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	118	142	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	144	173	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	171	205	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			5	227	272	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			7 1/2	328	394	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			10	390	468	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			15	518	622	00	00	00	8	8	00	11	00	00	00
開放型	籠型	低壓	1/2	100	126	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	120	144	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	153	184	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	191	229	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			5	257	308	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			7 1/2	328	394	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			10	433	520	00	00	00	8	8	00	11	00	00	00
			15	518	622	00	00	00	12	12	00	14	00	00	00
半閉型	籠型	低壓	1/2	103	124	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	118	148	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	157	188	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	196	235	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
半閉型	籠型	低壓	5	264	317	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			7 1/2	336	403	00	00	00	6	6	00	8	00	00	00
			10	444	533	00	00	00	8	8	00	10	00	00	00
			15	532	638	00	00	00	12	12	00	14	00	00	00
防滴型	籠型	低壓	1/2	105	126	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	126	151	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	160	192	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	200	240	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			5	269	323	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			7 1/2	342	410	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			10	452	542	00	00	00	8	8	00	11	00	00	00
			15	541	649	00	00	00	12	12	00	14	00	00	00
閉鎖通風型	籠型	低壓	1/2	110	132	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	131	157	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	166	199	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	209	251	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			5	281	337	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			7 1/2	356	427	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			10	471	565	00	00	00	8	8	00	11	00	00	00
			15	564	677	00	00	00	12	12	00	14	00	00	00
全開外披通風型	籠型	低壓	1/2	122	146	00	00	00	1	1	00	2	00	00	00
			1	151	181	00	00	00	2	2	00	3	00	00	00
			2	193	232	00	00	00	3	3	00	4	00	00	00
			3	239	287	00	00	00	4	4	00	5	00	00	00
			5	311	373	00	00	00	5	5	00	7	00	00	00
			7 1/2	432	494	00	00	00	6	6	00	9	00	00	00
			10	512	614	00	00	00	8	8	00	11	00	00	00
			15	643	772	00	00	00	12	12	00	14	00	00	00
開放型	卷線型	低壓	10	662	794	00	00	00	8	8	00	12	00	00	00
			15	711	853	00	00	00	12	12	00	16	00	00	00
			20	800	944	00	00	00	14	14	00	18	00	00	00
			25	884	1030	00	00	00	16	16	00	20	00	00	00
			30	955	1100	00	00	00	18	18	00	23	00	00	00
			40	1280	1430	00	00	00	20	20	00	25	00	00	00
			50	1560	1750	00	00	00	30	30	00	35	00	00	00
			8	1970	2200	00	00	00	40	40	00	45	00	00	00
			10												

シタル價格ニ依ルモノトス

(四) 中古品ハ前各表價格ノ八割トス

(五) 製造業者販賣價格及販賣業者販賣價格ハ買主ノ最寄驛渡價格トス但シ朝鮮臺灣樺太關東州及滿洲國向ノモノニ在リテハ買主最寄港本船沖渡價格支那向ノモノニ在リテハ賣主最寄港本船乗渡價格トス

(六) 製造業者ガ直接需要家ニ販賣スル場合ニ在リテハ販賣業者販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス
告示第八百二十號

地代家賃統制令施行規則第十一條ノ規程ニ依リ同第四條及同第七條第一項第一號ノ定率左ノ通定ム
昭和十五年十二月七日

愛知縣知事 兒 玉 九 一

(イ) 地代家賃統制令施行規則第四條ノ率

一 率(年分) 百分ノ四、二

一 適用地域 愛知縣一圓

一 前提條件

1 地代ハ後拂、敷金ハ之ヲ徵收セザルコト

2 借地期間ハ三十年

3 地租及同附加税ハ貸主ノ負擔トス

(ロ) 地代家賃統制令施行規則第七條第一項第一號ノ率適用地域及用途

構造別各乗率（百分率月分）左表ノ通

用途	普通		通		建物		下宿		屋		共同		住宅		
	木造 其ノ他ノ木骨造家ヲ含ム	煉瓦造、石造、コンクリート造及土蔵造	煉瓦造、石造、コンクリート造及土蔵造	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	木造 木骨造、鐵鋼モルタル 其ノ他ノ木骨造家ヲ含ム	煉瓦造、石造、コンクリート造及土蔵造	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨コンクリート造及鐵骨造（鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム）
適用地域建築費構造	〇、八〇	〇、六七	〇、六七	〇、五八	一、〇二	〇、七七	〇、六七	〇、六七	〇、六七	〇、六七	〇、六七	〇、六七	〇、六七	〇、六七	〇、六七
主體	一、〇九	〇、九三	〇、九三	〇、八九	一、四九	一、一七	〇、九四	〇、九四	〇、九四	〇、九四	〇、九四	〇、九四	〇、九四	〇、九四	〇、九四
附屬設備費及造作費	〇、七〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、五〇	〇、九〇	〇、七〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇
主體	〇、九六	〇、八二	〇、八二	〇、七八	一、三二	一、〇一	〇、八三	〇、八三	〇、八三	〇、八三	〇、八三	〇、八三	〇、八三	〇、八三	〇、八三
附屬設備費及造作費															

一 前提條件

- 1 建物ヲ店舗、工場等ノ用途ニ供スル爲ノ特別ノ施設（飾窓、機械設備、動力設備等）ニ要スル費用ハ借主ノ負擔トス
- 2 修繕費ハ貸主ノ負擔トス但シ普通建物ニ在リテハ疊ノ表替ハ貸主借主半々持チ、障子ノ張替ガラスノ簀替ノ費用ハ借主ノ負擔トス
普通建物ニ在リテハ電気、瓦斯、水道ノ使用料其ノ他借家ノ使用上必要ナル費用ハ總テ之ヲ借主ノ負擔トス
- 3 家賃ハ前拂、權利金ハ徴收セズ、敷金ハ若徴收スル場合ハ家賃ノ二箇月分以内トス
- 4 家屋稅及附加稅ハ貸主ノ負擔トス

備考

本乗率決定ノ前提條件ヲ變更シテ其ノ地代家賃ヲ定ムル場合ハ其ノ變更ノ條件ニ相當スル額ヲ地代家賃ニ増減スルモノトス

(五) 畫 食
(六) 懇 談

尾 名 津 尾 座
古
北 屋 島 西 長
同 同 同 代 片
岡 理 事 長
表 者

永 田 副 理 事 長

(七) 閉 會 之 辭

片岡理事長

甚だ潜越で御座居ますが主催者側と致しまして一言御挨拶申し上げます。本日は毛織工業の企業合同と密接不可分の關係に在る電力の調整問題に就きまして懇談會を開催する運びとなつたのであります。が事に付きましては主務官廳たる名古屋通信局豊口電氣部長殿の御多忙なる時間を割愛して戴きましたのと同時に直接業界御監督の立場に在らせらるる縣商工課長殿外關係係官各位多數の方々が公務御多端なにも拘はせられず時局極めて重大の折柄斯く多數御臨席の光榮を得ました事に付きましては先以て厚く御禮申し上げる次第で御座居ます。

企業合同と云ふ劃期的な重責を負はされて居る私共毛織工業者と致しましては此の重大な岐路に直面致しまして國策の示す所に従ひ敢然此の難局に飛び込んで荆棘の道を開拓し所謂國防國家建設の爲め

重點主義計劃生産の遂行に萬全を期せんとする熱意を有するものであります。が之が實施に當りましては幾多の困難を伴ふものであります。具體的に之を申しますならば機業者並に之に附帯する從業者の轉失業問題等の如きは其の最たるものと云ひ得るのであります。之れと併行致しまして重要な問題は電力の統合と調整の問題であらうと存するのであります。

如斯業界の苦難を敢て遂行せんとする企業合同の必然性は勞力、電力資材の合理的節約と必要物資の合理的生産に外ならないのであります。が、他面之をして國民の總力戰に對する結合力の源泉ならしむるの要があり、此の意味に於て業界の苦痛を可及的に軽減することは最も必要な事であらうと思ふのであります。今日御臨席の係官の方々に於かれましたも特に此の點御考慮を煩し度いと存する次第であります。

懇談會に這入る順序と致しまして企業合同の問題に付きまして誠に勝手では御座居ますが直接御指導の立場に在らせられる井上商工課長殿から其の概要に付きましてお話を承り之が終りましたならば一先休憩致しまして食後、業界各位から夫々御關係の問題に付きまして關係係官殿に對し御質問なり或は御指導なりを得て戴くと云ふ順序に願ひ度いと存じます。本日の様な機會は又と得難いのであります。から何うか此際充分御意見の御開陳あつて懇談の目的を達せられん事を切に希望する次第であります。

井上商工課長殿 本邦毛織工業は其の原料を輸入に仰いで居るのであるが最近に於ては戦前の二、三割程度に減少し將來の見透に付ても三國同盟成立以來國際狀勢に急激な變化を來したる結果は羊毛原産國が濠洲、南阿、南米に限られて居る關係上見透困難の狀態に在り、従つて原料の不足は益々著

しくなることは必然的状態に在り、今後の毛織工業の方針確立は刻下の喫緊事たるを免れ得ない、特に本産業は事變前十分な發達を遂げて居なかつたので其の受くる影響も亦深刻なものがあり就中本縣に於ては産額に於て全國の八割程度を占めて居るので其の消長は全國を律するものと云ふも過言でなく然も其の企業形態並に經營組織は大部分が織機五臺乃至十臺以下の零細企業に依つて占められて居る状態に在るから其の經營を合理化し斯業の基礎を強固ならしめ非常時を克服する事の必要なる事は言を俟たないが之が爲めには企業の整理統合に依り經營の一元化を圖り重點主義に則り生産を優秀工場に集中し以て制約されたる原材料、勞力、動力等國家の經濟力を最も能率的に有効に使用すると共に計劃生産の圓滑なる遂行を期する必要がある尙之を輸出力の増進と云ふ點から考へても現在の小規模企業形態の儘では海外に於て競争する場合非常な不利な點が多いから將來の輸出に備へる爲からしても企業の合同は必要である如斯見地から本縣の毛織工業者が企業合同の必要性を認識、自覺せられて之が實現に邁進せられつゝあることは縣當局としても誠に喜ばしいことと思つて居る毛織工業の企業合同は全國の尖端を切つたことになるが具體的に之を進展せしむると云ふことになると之又種々困難な事情があるのであつて今日の懇談要旨たる電力問題も其の一つであるので逕信當局に於かれても十分な御協力あらんことを切に御願ひする次第である。

豊口電氣部長殿 毛織工業の企業合同に付ての御説明を感謝する、昨年の電力節減に付て縣當局の協力された懇情に報ゆる爲にも國策上の仕事である企業合同に付ては許す限り全力を擧げて協力する心算である。電力の節減は國家總動員法第八條に基き需要の重要性如何に依り制限されて居るので毛織工業は第三種乙として一割五分の節減をすることになつても十キロ未満の消費者に對しては適用

されて居ないが自肅して貰ふ電力消費規正の實行方法として其の制限の基準は本年八、九月度の平均使用実績に依るべきことを逕信省に於て決定告示されたものである故基準の緩和方陳情あるも基準を變更することは困難であるのみならず供給量が一定して居る爲基準の變更を爲せば必然的に節減率が增加することになり實質に於て變りないと思ふ、八、九月度は需要力の最小の月であつたと云け理由の下に基準月の變更に付ても屢々陳情を聞かされたが逕信省告示に依り基準が決定されたものである故變更は困難なるも實質的には供給量増加に努めて居るので東京、大阪兩逕信局と協議の上十月度を八、九月度の何れかの月と入換へて基準月にする事を本月十八日決定して配電會社にも其の旨通牒した尙此の場合の基準月の變更は五百キロ未満の消費者に付ては配電會社に於て自由に變更することが許されて居るから配電會社に折衝されたい、五百キロ以上の消費者は逕信局に於て決定するに依り逕信局に申請されたい。

企業合同を爲したる場合と雖も電力調整令の適用に付ては個々に營業が獨立して營まれて居る様な場合は合同體として認むることが出来ない従つて合同者間の彼我の融通は認められない何故ならば違反行爲の起きた場合罰則の適用者に付て疑問があるからである即ち愛知縣案の第四案、毛工聯案の第二案は企業合同を爲すと雖個々の營業が獨立して居て合同體と認むることが困難なる故使用電力の彼我融通は認められない。

愛知縣案に依る第一案、第二案、第三案は合同體に於て經營を一元的に行ふ故合同前の工場使用実績を合同體に引續ぎ合同體に於て彼我融通することは認める。

合同體内に配電會社が二つ以上に亘る場合はA配電會社より供給を受けたるA工場の電力使用実績を

A配電會社より供給を受けたるB工場に移す場合は認めらるるもA配電會社より供給を受けたるA工場の電力使用実績をB配電會社より供給を受くる所のB工場に引繼をなさむとする場合は配電會社の計算上より見ても困難である。

企業形態を合同したる場合に於て電力契約を合同體に引繼ぐには配電會社と新たに契約も締結せねばならない。

企業合同體中の一工場に於て集中生産を爲す場合合同工場の契約最大量以上に電力を消費する場合は電力調整令に依り遞信局の許可が必要である然し契約量の範圍内なれば許可の必要はない。

豊口電氣部長殿 との一問一答

伏原理事 制限を受けて居ない十キロ以下の小口消費者と制限を受けて居る十キロ以上の消費者とのバランスを合せる爲め十キロ以下の小口消費者に對して制限を適用し平均した制限率を適用し一般的に軽減されては如何

豊口電氣部長殿 縣の警察部から中小企業者保護政策上一括制限を避ける様切なる希望があり之を尊重して決定したものであるに依り早急に變更することは出来ない

栗原監事 企業合同を爲し各個の契約を引繼ぎ契約量を更改せんとする場合電力料金の引上とならざる様にせられたい

豊口電氣部長殿 從來非常に低廉なる料金に依り契約されて居るものにして更改期に達して居る場合に於ては料金は引上げとなるも一舉に引上げることなく漸進的に値上をせしめて行く方針である。

川井理事 軍需品、指定生産の製織のみにて制限率を超過する場合に於て對策を考慮され

たし

豊口電氣部長殿 八、九月度の内何れかの月を十月度と入換へた場合之を基準とし超過使用することとは許されない、八、九月度の内何れかと十月度を入換へすることは配電會社に本月十八日通牒を發してある故配電會社と折衝されたい

永田副理事長 軍需品、官廳等の指定生産に對する特殊扱を考慮されたい

豊口電氣部長殿 遞信局としては考へし居ない然し特殊扱に付ては關係省と遞信本省と折衝の上決定することになつて居る故毛織工業に付ては商工省に陳情されたい

片岡理事長 愛知縣案第一案、第二案、第三案に依り五工場を以て企業合同體を組織し之を三工場に於て操業する場合は電力の融通は認められるか

豊口電氣部長殿 企業合同の場合は優秀工場相互間の電力の融通は絶對的に必要條件であると思ふが愛知縣案の第一案、第二案、第三案の場合のみ融通することは差支へない、但し配電會社を異にする場合は困難である

河瀬地方商工技師殿

電力消費実績の集約が許されるならば現在の糸配給數量よりして内需品製織

の場合は電力消費量超過の問題は起らないと思ふが軍需品、輸出品製織の場合は特に考慮されたい。工業小組合の事業目的は原料の共同購入、共同販賣共同施設をすることになつてゐるも組合員は各個に工業者として資格が残る此の場合電力調整令の適用は如何に

豊口電氣部長殿

電力は組合として総合的に契約することは制限率超過の責任の歸趨が判然とせぬから工業小組合は電力問題から見て企業合同の目的を達することは出来ない然し一人の經營責任者を

決定し組合員の總てが工場設備を責任者との間に賃貸借契約をすれば良いと思ふ即ち賃貸契約締結に依り工業小組員全員の使用実績が責任者に引繼がれる

河瀬技師殿 工業小組合を設立したる場合共同作業場を新設し織機等一切の設備を持寄りたる場合に於ては如何が

豊口電氣部長殿 一人の經營責任者を決定し工業小組合全員と責任者との間に設備の賃貸契約を締結し此の責任者に使用実績を引繼ぎたる時は認むる

井上商工課長殿 工業小組合自身が電力の消費者の場合は融通することは可能であるが組合員個々の企業組織の場合は電力調整令から見ても融通は不可能である

水野常務理事

制限を受けて居ない十キロ以下の人が企業を合同したる場合の處置如何に

豊口電氣部長殿

愛知縣案第一案、第二案、第三案の合同の場合は十キロ以上の消費となる故電力調整令に依る制限を受くることになる、此の場合使用実績は合同體に引繼ぐるので彼等の融通は認め然し右の場合電力消費実績を合同體に引繼ぐ管理者を設置して管理者名に依り各工場毎に契約締結し其の儘存置する場合電力調整令に依り制限を受けない

猪飼監事

使用実績を合同體に引繼いだ場合の届出方法に付て

豊口電氣部長殿

設備の自家用なる場合は逓信局に對し手續すればよい自家用施設でないときは配電會社と契約すればよい

水野常務理事

最低使用量を使用出来ない場合に於て最低使用料金を支拂ふことになる故最低使

用料金を撤廢して使用実績のみの料金とすることは出来ないか

豊口電氣部長殿 最低使用量に依り料金に相違があるのと最低使用料金制度は配電會社經營の基礎となつて居る故撤廢は困難である

北島警部殿

只今工業小組合に關する問題で大變お話があつたのですが本日のお話の主要目的は企業合同と電力の制限であるので企業合同の内特に只今お話のありました工業小組合に就て私の方の立場から申しますと小組合と申しても夫々内容が違つて居るので一概には申されませぬが大體の小組合としては各組合員が各自の工場設備に對しては各々權利を有して居るものが多いので此の場合のものに對する工場法關係諸法令を適用するに付ては大變疑義があつたので主務省へ此の點稟申してみた所之に對する正式の回答も貰つて居るので此の回答に依つて只今處理致して居るので内容としましては法の適用は先づ全組合員の勞務者を通算して適用して法規上の責任に付ては雇傭主である事業主各別に負はしむると云ふ事になつたので隨つて一切の願届書類にも理事長の外に各事業主が連署して差出す様に本縣下全般を統一したのであります斯様になつたので只今のお話の電力の制限に付ては矢張り豊口電氣部長の申された通各別に制限すると云ふ事と工場法關係諸法令の適用も丁度一致すると存するのであります尙又企業合同には獨り工業小組合ばかりでないので有限會社法に依るもの或は其の他の法人組織或は組合、申合組合等もあるのですが現下の高度國防國家建設と云ふ立場から重點主義に依る企業合同に付ては私の方としても極力應援するつもりですが小組合以外の場合には工場法令の適用も亦自ら小組合に對する方法とは違つて來る事は申す迄もない事です

井上商工課長殿

重點主義に依る企業合同の形態として愛知縣第一案、第二案、第三案に依り合同

をするのが最も妥當とするにも拘らず工業組合の組合員たる資格の喪失を怖れて故意に有限會社を離れて工業小組合を設立したる場合に於ては重點主義に依る企業合同の主旨に鑑み工業小組合設立の認可は困難であるのみならず電力調整令に依り電力の使用実績の引續不能となり優秀工場への集中生産は不可能となる故重點主義と背馳するに依り避けられたい

豊口電氣部長殿 電力契約を引續ぐ組合は工場經營の對質的變更を證する書面を添付しなければならぬ
河瀬技師殿 有限會社の組織者は第四案の場合に於ても工業組合より脱退するものなりと誤解して居る向あるも第四案は下請契約に依り賃織を爲す故工業組合法よりしても工業組合を脱退することとは出来ない

豊口電氣部長殿 企業を合同し優秀工場に生産を集中せむとする組合優秀工場がフル運轉をするに足る電力使用実績を有しないときは如何に優秀工場と雖フル運轉することは出来ぬ

使用実績を引續ぐ場合の手續は引續者の契約書に基き被引續者(有限會社)と配電會社との間に前契約書に基き引續ぐとの覺書一札を提出すること
井上商工課長殿 本日の懇談會の要旨は重要な問題に付關係保官に於て豫め閱覽校正の上之を發表することとされたし

永田 副理事長 閉會の辭に依り午後一時四十五分閉會す

企業合同と税に關する懇談會要旨

一、開會ノ日時 昭和十五年十二月十二日午後三時

二、開會ノ場所 名古屋觀光ホテル

三、出席者

- | | |
|-----------------|--------|
| 名古屋稅務監督局間稅部長 | 澤村 明善 |
| 名古屋稅務監督局直稅部事務官 | 松藤 宗一 |
| 名古屋稅務監督局直稅部第一係長 | 三田 曄平 |
| 名古屋稅務監督局直稅部第二係長 | 米山 清作 |
| 一宮 稅務署長 | 佐原 正治 |
| 津島 稅務署長 | 笹本 義郎 |
| 小牧 稅務署長 | 中野 藤太郎 |
| 豊橋 稅務署長 | 松原 林之助 |
| 名古屋中稅務署第一係長 | 田中 熊平 |
| 名古屋西稅務署第一係長 | 梅田 三郎 |
| 熱田稅務署直稅課長 | 奥野 勇二 |
| 岡崎 稅務署長 | 北條 儀平 |
| 愛知縣經濟部長 | 安積 得也 |

愛知縣經濟部商工課長 井上尚三
 〃 物價課長 美省夫
 愛知縣經濟部商土課地方事務官 萬代敏夫
 〃 地方商工技師 河瀬佐治
 〃 愛知縣技師 西村宗弘
 〃 〃 近藤秀雄
 〃 〃 山田正一
 愛知縣警察部經濟保安課警部 高田正義
 〃 警部補 中西與一
 〃 勞政課警部 北島正巳
 〃 保安課 古川康平
 愛毛聯設備評價委員參與 影山正雄
 〃 名古屋地方裁判所一判事 濱田從六
 愛毛聯設備評價委員參與 〃
 愛毛聯設備評價委員參與 鼓田英夫
 〃 日本銀行名古屋支店營業係長 小笠原健
 愛毛聯設備評價委員參與 日本勸業銀行名古屋支店次長 竹俣高俊
 愛毛聯設備評價委員參與 日本興業銀行名古屋支店鑑定係主任

愛毛聯設備評價委員 小川秀彦
 住友銀行名古屋支店副長 榑天海
 愛毛聯設備評價委員 野崎誠一
 豐田織機株式會社事務取締役 平岩種治郎
 愛毛聯設備評價委員 片桐宇一
 愛毛聯設備評價委員 株式會社安宅商會名古屋支店長 森治郎
 愛毛聯設備評價委員 株式會社日本織機買賣商會代表取締役 橋本新太郎
 愛毛聯設備評價委員 愛知縣毛織振興委員會特別委員 青柳進亮
 愛毛聯設備評價委員 愛知縣毛織振興委員會特別委員 小玉進
 愛織工聯企業計劃委員會小委員 加藤進治郎
 〃 津田彌一郎
 〃 平野辰三
 〃 水谷宗治
 〃 鈴木福美
 〃 鈴木福美
 一五九

愛知縣毛織物工業組合聯合會

顧問 山瀧江淺藤江加石河石神
 理事長 渡邊 藤井 崎登 藤六郎 川瀨 川原
 副理事長 後藤 辰正 一三 田岡 孫正 善郎
 常務理事 水永片鈴 嘉恒 崎富 磯又 司春 門郎 郎助
 野田 純忠 吉男 郎

尾西毛織工業組合

理事 伏原 湛一
 監事 川本 孝一
 常務理事 栗原 清夫

津島毛織工業組合

副理事長 高木 俊一

名古屋輸出毛織工業組合

常務理事 中野 治郎

尾北毛織工業組合

副理事長 五藤 源四郎

愛知縣毛織工業組合聯合會

技師長 染谷 憲安

三、懇談會順序

- (一) 開會ノ辭
 - (二) 主催者挨拶
 - (三) 企業合同ニ關スル監督官廳ノ指導方針
 - (四) 懇談
 - (五) 閉會ノ辭
- 四、懇談ノ要目
- 一、個人業者ニシテ本年中ニ廢業スル者ニ對スル特例等ニ關スル事項
 - 二、織機其ノ他設備ノ讓渡價格等ニ關スル事項
 - 三、組織者ノ蒙ル影響ニ對シ考慮ヲ要スル廢業補償金(損害料)等ニ關スル事項

書記長 沼波精三郎
 指導員 福田斧一
 内藤爲一
 長谷川正次
 平松克之

愛毛聯 水野常務理事
 片岡理事長

井上愛知縣商工課長

愛毛聯 永田副理事長

- 四、組織者ノ蒙ル影響ニ對シ考慮ヲ要スル出資ノ對照トシテノ營業權等ニ關スル事項
- 五、組織者ノ蒙ル影響ニ對シ考慮ヲ要スル工場管理料等ニ關スル事項
- 六、法人ノ解散ニ關スル事項
- 七、織機其ノ他設備ノ賃貸料等ニ關スル事項
- 八、工業小組合ト有限會社トノ税法上ニ於ケル取扱等ニ關スル事項
- 九、會社經理統制令及貸金統制令ニ關スル事項
- 十、消費税關係ノ引續ニ關スル事項
- 十一、其ノ他

十一月十二日 午后三時開會

水野常務理事(愛毛聯) 只今から本日御案内申上げました。「企業合同と税」の問題に就いてい
 ろ／＼御懇談願ひたいと思ひます。一寸お断り申して置きますが、本日は極めて長時間お待たせ致し
 まして甚だ主催者として恐縮に堪えない次第であります。此點平に御容赦願ひます。ではこれから懇
 談會を開會致します。

片岡理事長(愛毛聯) 本日は極めて御多用中を御出席下さいましたところ、いろ／＼主催者側
 が手違を致しまして洵に長時間遅延致しましたことを深くお詫び申上げます。甚だ潜越で御座居ます
 が御許しを得まして主催者側と致しまして一言挨拶を申し上げます。

本日は製織工業の企業合同と最も密接な關係に在ります處の税の問題につきまして愛知縣織物工業
 組合聯合會、愛知縣毛織物工業組合聯合會共同主催の下に主務官廳の方々を中心とする懇談會を開催

する運びと相成りました事につきましては、税務監督局の方々の公務御多端の折柄にも拘りませず、縣御當局の御斡旋に依り御快諾を得ましたのと同時に、税務監督局間税部長殿外各税務署長殿の方々が御多忙の時間を御割愛下さいまして、今日の催に御参加下さいましたのと、直接業界御指導御監督の立場に在らせらるる縣經濟部長殿並に各課長殿外縣御當局の方々に併せて、特に先般來愛知縣毛織物工業組合聯合會の評價委員會の參與として特別の御指導を戴いて居りまする名古屋地方裁判所判事の方々、日本銀行其他金融界の方々、評價委員として御指導を預つてゐる業界各權威者の方々等、期くも多數の御方々、夫々御急がしい時間を業界の爲御繰合下さいまして、御臨席を得ました事につきましては、先以て厚く御禮を申上げる次第で御座居ります。

企業合同と云ふ劃期的な重責を負はされてゐる私共製織業者と致しましては、此の重大なる岐路に直面しまして、たとへ其の苦痛はどうありませうとも、國策の示す所に従ひ敢然として此の難局に處し、荊棘の路を開拓し所謂國防國家建設の爲の重點主義計劃生産遂行の爲萬全を期せんとする熱意に吝なるものではありませぬけれども、之が遂行に當りましては、幾多の困難を伴ふのでありまして、例へて申しますならば、機業者並に其の従業者の轉失問題、電力調整問題等は、最も重大なる問題であらうと存するのであります。之等と併行致しまして、税の關係は最も重要な問題であらうと思ふのであります。如斯種々なる困難がありまするのに拘らず之を敢て遂行しなければならぬ企業合同の必然性につきましては、申す迄もなく、努力、電力、資材の合理的節約と必要物資の合理的生産を國家が要求して居るの外ならないのであります。此の場合に於きまして、業界の總力戰に對する結合力をして、彌が上にも昂揚せしめ、八紘一字の精神に歸一せしむる爲には、素りに急激なる變動を業界に與へることの好ましから

ざることを御賢察下さいまして、其の苦痛を可及的に軽減せしめ、以て出来る丈速に且容易に製織工業の新體制に一大轉換出來ます様、税務御當局の格別の御考慮と御助力き切に御願ひする次第であります。

懇談會に這入る順序と致しまして、製織工業の企業合同に付きまして、直接御指導のお立場に在らせられる井上商工課長殿から、其の概要に付きましてお話を願ひ之が終りましたならば、業界各位から夫々御質問なり、或は又御指導なりを得て戴きたいと存じます。

本日の様な機會は又と得難いのであります。から何うか此の際充分御意見の御開陳あつて、意義ある懇談の目的を達せられんことを切望する次第であります。甚だ簡單では御座居りますが一言以て御挨拶と致します。

井上商工課長　私は縣の商工課長の井上でございます。本日は合同問題と税務の問題の懇談會でございますので、直ぐ本筋に入つて御懇談を願ふのが適當かと存じますが、その前に縣としまして、税務監督局始め税務御當局者にお願ひを一言申上げたいと存じまして、少々時間を拜借したいと存じます。企業合同の問題に就きましては、本日御出席の大部分の方々は十分御理解でございます。茲に重ねて何等申上げる必要もないかと思ふのであります。が、税務當局の方々の中には、本月初めてお目にかゝる人もございますので、本縣の織維工業に對する企業合同の方針、その趣旨に就きまして、極く簡單に申上げて御参考に供したいと思ひます。

先づ本縣の織維工業の實情でございますが、毛織工業としましては、業者の数が千四百六十名程ございます。その織機の台数が一萬八千台ばかりであります。約二萬台でございます。その他の綿、ス、フ

人絹、絹その他の織物工業の織屋さんの数が二千五百七十名、その織機の台数が七萬七千三百台ばかりといふ實情であります。かういふ風に非常に業者の數から申しましても、設備の數から申しましても本縣は全國を通じまして織維工業の主位を占めてゐることは御承知の通りと思ひます。織維工業界の實情はどうかと申しますれば最近の物動計畫が漸次窮屈になつて参りまして、棉花、羊毛その他原料に於きまして、平時即ち事變前に比較しますと、大雜把に申しまして二割乃至三割の激減を見てゐるのであります。さういふやうに原料が二割乃至三割といふやうな非常に減少を見てゐるに拘らず業者の數に於きましても、その設備の數に於きましても、事變前に比較しまして殖えてをりこそすれ、減つてゐないといふのは却つて奇異な感じがするのであります。寧ろ今日迄業界が少い原料の供給に拘らずよく耐えて來ることが出來たといふ感じが深いのであります。この點に就きましてはいろいろの理由がございませう。本縣の織維工業はその沿革に於きまして非常に古く従つて業者の事業の基礎といふものは相當しつかりしてをつたといふ點も大きな理由の一つであります。猶ほ又考へられます事情としましては、この原料の供給が減つたに拘らず從來のストックが相當に多かつたといふことが第一、第二には生産統制、配給統制といふものが漸次順を追て行はれて來た。例へば統制の最初に於いては糸に先づ統制があり、次いで織物に行はれ、次いで織物で造つた製品に迄及ぶ、或は統制の内容、範圍等に就きましても要するに一舉にして一齊にして行はれたのでなく、漸次順を追つて行はれて來たといふ爲に統制の強化に併行して猶ほ業界としては統制の及ばない方、統制の行はれない方にその活路を見出して有利な條件を享有することが出來たといふ、さういつた事情があつたのであります。猶又第三に物價統制に就いても同様のことがいへるのであります。物價統制も最近に於

きまして殆んど全面的に亘りまして從來の經過に於いて殆んど整備を見たものの、非常に不備な點が少くないのであります。例へば一例としまして一定の品種に就きまして物價を決めまして、もそれ以外の公定價格の決められたもの以外の製品を造ることに依つて相當の利益を擧げることが出來た。さういふ風に物價統制の經過に於きましても、統制の不備といひますと誤弊がございしますが、その間隙に乗じて相當有利な點があつたといふことは確かに事實であつたと思ひます。さういつたやうな諸種の事情からして業界に於きまして事變當初豫想してをりましたよりは非常に餘裕があり、比較的有利な状態のもとにその事業を繼續して來たといふのが從來の實情であります。今後どうであるかと申しますと、右申しました第一在庫品、即ちストックが非常に減少を見まして來年度を維持することが出来るか、どうかといふことが難しい實情であります。

さういふ風にストックが缺乏し、同時に新規の原料の供給は申迄もなく、國際情勢の變化といふ點からして、この原料を確保するといふことは益々難しいと考へなければなりません。萬一國際情勢の緩和を見るとしても、日本の輸入力、爲替力からして原料の供給に大きな期待をかけることは勿論出來ないのであります。第二の生産統制配給統制、第三の物價統制に就いても申す迄もなく漸次整備を見せつゝありまして、今後に於きましては業界のうまみといふやうな、さういふ點が少くなつて來ると思ひます。さう云つた點から考へましても業界の將來に就きまして今後從來或は現在に於ける餘裕、うまみといふことからして將來のあまい見方をすることは到底許されないのであります。さういう風に考へて参るとこの際織維工業に就きまして結局再編成といひますか、根本的の建直しが必要であると思ふのであります。先刻一番最初に申しましたやうにその中心であります原料の非常な激減といふ

條件のもとに於きまして繊維工業界の健全なる發達を期して行くといふ爲に結局企業組織機構自體に立入つて建直しを行ふといふことが絶対に必要であるといふことは多く申上げる必要もないかと存じます。さういふ風にしましてこの際企業の建直しをする、整理統合を計るといふことに依りまして以てこの時局下の影響を克服しますと同時に將來、事情の變化しました場合に一層の飛躍發展を期待し得るやうな措置を作つて置くといふことがこの際必要であると思ふのであります。この點が先づ企業の整理統合に必要な第一の理由でございます。それから猶次に計畫生産指定生産といふものがございませう。かういふ風に少い原料を以て一定の繊維製品を造る場合にどういふものでも造つてよい、自由にして置きますことはこの貴重な原料を不合理に、無駄な使ひ方をする虞れが多いのであります。この意味から致しまして國家或は國民生活が眞に必要とするやうな製品を造る、さういふ風に生産を計畫化する、指定生産をする必要がある譯であります。現在繊維工業に於きましてはその段階に入つてゐるのであります。言ひ換へれば一定の限られた原料を持ちまして一定の品質の一定の數量の製品を製造し、その繊維製品をば一定の用途の方に向けて行く、さういふことがこの際必要な譯であります。さういふ指定生産、命令生産が實施の段階に入つてをりますが、一番最初に申しましたやうに本縣の如く小さな企業家が分散してゐるといふ状態のもとに於いて、かういふ國家の必要とする一定の量を一定の用途へ流すといふことは非常に難しいのであります。この意味から指定生産、或は命令生産を圓滑に行くといふ點を考へまして、企業の組織、企業の機構に迄立入つて、相當の整理統合を行ふことは必要な譯であります。これが整理統合を必要とする第二の事情であります。次に第三の事情と致しましては現在の繊維工業界に於きましてその設備に於きまして優秀な設備もあれば

非常に古い舊式な非能率的な設備もあるといふ状態であります。限られた原料であり、現在の如く勞力も不足であり、又動力も少いといふ場合に於きまして、その少い資材、その少い勞力、その少い譯であります。織機等の設備に就いて申しますと出来るだけ優秀工場に操業を集中して、非能率的な設備はこれを休止するといふことが資材の節約、勞力、動力の節約になる譯であります。或は又さういふことに依つて勞力も合理的に活用を期待することが出来るのであります。さういふやうな資材、勞力、動力の能率的な活用と申しますが、一言にしていへば國家の貴重な經濟力の能率を強化するといふ點から申しまして企業の整理統合といふことは必要であるといふ風に相成るのであります。さういふやうな趣旨をもちまして本縣に於きましては、この數ヶ月來、先づ毛織物工業の整理統合案から始めまして、その他綿、ス・フ、人絹、絹等の繊維工業に就きまして統合の方針を徹底しまして漸次その實行を進めて參つてゐるのであります。この企業の整理統合といふ問題は非常に重大な問題であります。従つてその關係する部面が非常に多いといふ點に就きましては、先刻理事長の挨拶にあつた通りであります。各方面の絶大なる御協力を得ることなくして企業統合の圓滑を期することが出来ない實情でございます。その中でも特に税務に就きましてその關係が深いやうに思ふのであります。一つ／＼の具體的の案件に入らうとする場合に先づ税の關係に於いて困難な問題に逢着するといふのが實情でございます。さういふことから致しまして、本日愛毛聯、愛織工聯の共同主催をもちまして、この懇談會が開催されるに當りまして、この點に就きまして縣と致しまして企業整理統合の問題の必然性と重要性に鑑みまして、是非今後税務御當局の充分なる御協力、御援助、御指導を願ひた

いといふことを切に希望してゐるやうな次第であります。どうぞこの點を十分御諒察願ひまして、本日懇談會に於きましても、猶ほ今後に於きましても、いろ／＼御盡力を賜りたいと存じます。簡單ながら縣當局として稅務御當局に對しまして一言お願ひ旁々御挨拶申上げた次第であります。

座長 甚だ僭越でございますが進行係を勧めさせて頂きます。時間が限られてをります關係上、猶ほ取纏めさせて頂きます都合上、進行係として想定致しましたところを茲に一ツづつ取上げて、業界各位から御質問なり、御希望なりを述べて頂いて主務官廳の方々から御指導なり、御方針なりをお聴きしたいと思ひます。進行係の申上げます以外の御質問がございましたら後から隨時御質問をして頂きたいと思ひます。猶ほこれが終りましたら縣御當局の方々、愛毛聯の評價委員會の參與の方々、同じく委員の方々愛織工聯企業計劃委員の方々から御指導を賜る關係上、お心付の點がありましたら隨時主務官廳の方々に御質問なり、或は業界の御指示をして頂くやうにお願ひして頂きたいと思ひます。先づ第一の「個人營業者にして本年中に廢業する者に對する特例等に關する事項」この問題をお願ひ致します。

松藤事務官（名古屋稅務監督局直稅部） 私は稅務監督局の松藤であります。本日は大變遅れまして皆様におまたせしまして洵に汗顔の至りであります。この點衷心からお詫び申上げます。どうぞ惡しからず御容赦願ひます。只今第一の問題で「個人營業者にして本年中に廢業する者に對する特例等に關する事項」かういふ問題が出てをりますが、「特例」といふ意味はどういふ意味でございますかハッキリ致しません。私共の取扱ひとしては個人營業者として、今年中に廢業するものは十六年分は課稅致しません。即ち所得稅、營業稅、臨時利得稅の課稅はしないこととなると思ひます。この

「特例」といふ意味はどういふ意味でありますか。

青柳委員（愛織工聯） この（一）の問題は私の提案でないで、この問題の説明は出來兼ねますが、これに就いておたづねしたいのは所得稅法施行規則第一百條にあります第一號の昭和十五年の一月一日から十二月三十一日までで廢業したものは所得稅法第一百條の特典を受けて所得稅を課しないといふことだらうと思ふのでありますが、それに就いておたづねしたいのはその伊書の「但し法人に營業を繼續せしめたる場合はこれを適用せぬ」といふことでありますがさうすると個人の營業で有限會社に營業を引繼ぐ場合に、この特典を全然受けられないことになりませんか、それを承はりたい。

松藤事務官

同族でなければ課稅されないと思ひますが、同族會社ならば課稅されます。

青柳委員

但書は同族會社を指すものですか。

松藤事務官

非同族なるは課稅されません。

青柳委員

同族の法人に引繼ぐ場合は課稅されますか。

三田第一係長（名古屋稅務監督局直稅部） その目的が國の方針に添ふものである、出來上るものが同族會社でない場合は假令營業繼續であつても、これを廢業として扱ふといふことになると思ひます。

渡邊顧問（愛毛聯）

實は私は大體知つてをるつもりであります。皆さんの分るやうに質問致します。廢業を本年した、併し廢業した人が生命保險の代理店を引受けてをつた。かういふ時に來年は代理店を引受けてをるから廢業を認め得るか、どうか。その次に來年の一月十日に廢業した時に稅關係はどうなりますか。それからもう一つ、これに附隨して申上げたいことは今業界に織物全體の團體

がこの十二月三十一日までの特例を三月三十一日まで延期運動をしてゐるがそれは可能なりや、見透しは直税部長としてどんなお考へを持つてをられますか。その次に休業は企業合同の形式等がありますが、その企業合同に就いて不適織機を休止せしめるといふやうな企業合同の方法を説明したいと思ひますが、愛知縣第三案の如く工場は各々持つてを、そしてその工場は貸借で有限會社へ貸した、然し糸の配給では配給の量に依つて利潤を受けるといふ場合に不適織機を持つてゐるから事實に於いては來年度の一月一日から休業したい。併し乍らそれを廢業と認めるか否か、その次に青柳さんが仰つしやつたやうに有限會社を組織して企業合同する場合に、兄弟同志、親戚同志がやつてもよいか、この五點に就いて御答辯願ひたい。

松藤事務官 第一問であります。現在私共の取扱ひとしては營業の繼續と看做すよりやはり仕方がない。後本省から何か通牒のある場合は別であります。現在の取扱ひからいへば引續ぐといふことを認めます。

渡邊 顧問 一月十日に廢業する時は税の關係はどうなるか。

松藤事務官 一月十日ならば本年中の廢業にはならないと思ひます。

渡邊 顧問 税は十六年度分を拂つて十七年度分は十日分税金を拂ふといふことに解釋してゐるのですか。

松藤事務官 さういふことになります。延期運動は私共の考では駄目だと思ひます。

渡邊 顧問 企業合同の形式が不適織機を本年中に休止した。然るに糸の配給に依つてその利益金を休止した人が受けてをるとすれば、これを休業と認めるや否や。

松藤事務官 それは休業と見ます。その不適織機に就いて或は遊休織機といふか、特別の配當金、特別の分配金がある場合に、それはその場合がいろ／＼になつて來ますが、法人の特別の分配金を法人の損金とします場合、その場合は廢業と認めないことになると思ひます。従つてその損金として會社で計上した分配金は個人の營業の所得として課税されることになると思ひます。

渡邊 顧問 大體さうだらうと思ひました。大藏當局の意見を聞いたことがあります。若しその不適織機を持つてを、例へば名古屋にやつた人が東京に行つた場合は課税しないといつてをりますがその點はどうですか。

松藤事務官 轉出轉業といふことがハッキリ分つてゐる場合、それは營業の廢止と見てよいと思ひます。

渡邊 顧問 僕の質問と違ひます。現に糸の配給を受けてゐる配給權があつて、配當は受けてゐるけれども、店をしまつて他所へ行くまでは税金を取らぬことに決定したといふことに數日前、さういふ答辯があつた。

三田第一係長 轉居するまでの期間を如何にするかといふのですか。

渡邊 顧問 轉居しなければ繼續だといつてをります。

松藤事務官 轉居した人が營業を他に於いてやらない場合にはお説の通りになると思ひます。或は轉でしなくても轉業でも營業でなく名目の違つたところのサラリーマンになるといふやうな轉業居れば、それは營業の繼續と見ないと思ひます。

渡邊 顧問 糸の配給權があつて配給に依つて利潤の分配を受けつゝあるものが、その儘で休

んでをつつてもそれは廢業ではないといふ御意見であつたやうに思ひます。その次にその人が土地を變つて例へば東京に移住してしまつたといふ時に特別に斟酌するといふ風に大藏省當局の方針が變つたやうに聽いてをります。

松藤事務官　その場合は廢業と見ない。所謂轉居した時は廢業として取扱ふといふ御意見でせう。

渡邊顧問問　さういふ風になるんだといふ意見を大藏省ではいつてをります。

松藤事務官　さうなると思ひます。

渡邊顧問問　もう一つは有限會社は兄弟で作つてもよいかといふことです。

松藤事務官　税法で申しますれば非同族會社ならば、さういふ人の出資額が二分の一以上ならば同族會社としていつてをります。それに該當する場合、有限會社の社員が二分の一以上同族でやつてをれば所謂同族會社となります。有限會社に就いてはその點現在特別の取扱が決まつてをりませんが、一般的の解釋としては同族會社は、さういふ場合は、さういふ人の持つてゐる株式又は出資金の二分の一以上持つてをれば同族會社と看做されます。有限會社の場合でも同じ一般の法人としての取扱ひであつて、その取扱ひに就いては變更がありません。

渡邊顧問問　さういふ場合は廢業と見ないから、同族會社と認める場合は廢業と見ないでせう。

松藤事務官　さういふことです。今の場合は只配給權といふものに依つて特別の分配金がある場合、配給權といふことは、その人が企業合同をして、自分の營業を企業合同に参加した場合、その

配給權そのものは會社に讓渡されることになるんじゃないかと思ひます。

渡邊顧問問　それはないですね。

松藤事務官　配給權は従前の營業者が存続してやつてをるものではありませんか。

渡邊顧問問　商工省の御意見を伺ひますと企業合同をして有限會社として作る分は株でいつて出ることになつてをります。配給量は織機十台の人と二十台の人とは違ひます。休む時には休眠料に糸の配給量を加味して行く譯です。

松藤事務官　配給量はかりでなしに特別に休眠料を包含して、織機の休眠料といふものもそこに折込んで、今の特別分配金が會社から支給されるといふ場合です。

渡邊顧問問　そこはともこの質問がハッキリしませんか………

松藤事務官　配給權は企業合同に参加してゐる人もやはり自分で持つてゐる。

渡邊顧問問　大體さういふ案が愛知縣の案に多い譯です。

佐原署長（一宮稅務署）　不適織機を休ませる場合、それに對する休眠料をくれる。それは織機に對してどれだけの配給量といふ工合に糸が來ますから、その糸を以て適性織機の方で織つて、その間休んでをつた代りに糸に對する量に依つて織物に換算して、そうしてそれに對する益金をくれる。

松藤事務官　その益金の計算は従前の實績からする。

佐原署長　糸の配給量は適性織機でも不適性織機でも糸の配給が來る譯です。つまり配給が少くなると休まなければならぬから不適織機を休ませることになります。然し少しばかりでは食つて行けないから、だから休眠料をくれといふことになる譯です。さういふ權利があつて休眠料を貰ふと